

件 名

学校職員の給与に関する条例等の改正に伴う教育委員会規則等の改正について

提出理由

学校職員の給与に関する条例等の改正に伴い、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則等について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。

概 要

1 専決処理した理由

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が県議会令和7年2月定例会において成立し、規則及び訓令の一部改正等について緊急に処理する必要が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。

2 専決処理の状況

(1) 専決処理した規則

ア 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

イ 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

ウ 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

エ 学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

オ 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

カ 義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

キ 学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

ク 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

ケ 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

コ 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

サ 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則

(2) 専決処理した訓令

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(3) 専決処理日

令和7年3月27日

(4) 規則等の公布日
令和7年3月28日

根拠法令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第13号）（抄）

（臨時代理等）

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し又は専決処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決処理したときは、次回の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

● 改正規則等の概要

1 専決処理した規則等

	規則・訓令名	改正の概要
ア	学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改正に伴う昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正等
イ	学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	一箇月あたりの支給上限額を15万円に引き上げるための所要の改正等
ウ	学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の改正等に伴い成績率の上限を改める改正
エ	学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則	週休日の定義に勤務時間等の弾力的な設定に伴う「勤務を割り振らない日」が含められるように改正
オ	学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	支給対象職員に再任用職員を含めるための所要の改正
カ	義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則	給料表の切替に伴い特2級（主幹教諭）以上の手当額を改正
キ	学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	届出、支給始期等を規定する改正
ク	学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	新規採用職員を支給対象とする改正
ケ	学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則	特定任期付職員に支給できる手当の種別を拡充する改正

(前ページの続き)

	規則名	改正の概要
コ	会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改正に伴う報酬基準額表の改正等
サ	学校職員の在宅勤務等手当に関する規則	在宅勤務等手当の支給額等を規定

2 専決処理した訓令

規則・訓令名	改正の概要
技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令	給料表、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正等

3 施行期日

令和7年4月1日

● 改正規則等の詳細

(1) 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

ア 規則の概要

初任給、昇格、昇給等の基準について定めるもの

イ 改正の概要

(ア) 給料表が改定されることに伴う、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表* の改正

* 職員が昇格又は降格した際に、新たな級のどの号給となるか定めた表

《例》 県立学校の教頭から校長へ昇格する場合

昇格前	教頭	3級80号給 (474, 600円)
		↓ 校長昇格 ↓
昇格後	校長	4級20号給 (479, 200円)

イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
78	41	42	47	20
79	42	43	48	20
80	42	44	48	20
81	43	45	49	21
82	43	46	50	21

(イ) 経験年数換算表* の経歴の種類欄の大きくくり化

* 採用者の給与決定に当たり、職務経歴を経験年数に換算するための表

(2) 学校職員の通勤手当に関する規則

ア 規則の概要

通勤手当の支給時期や支給額等について定めるもの

イ 改正の概要

(ア) 公共交通機関、新幹線等特別料金の支給上限額を改正

	現 行（一箇月あたり）	改正案
公共交通機関利用者	上限75,000円	1箇月当たりの支給総額で 上限15万円
新幹線・高速道路利用者（特別料金のみ）	上限20,000円	

(イ) 新幹線等特別料金の支給要件を緩和

現 行	改正案
①片道の総通勤距離が60km以上 総通勤時間が90分以上 ②新幹線等の使用により通勤時間が30分以上短縮	②の要件を廃止

(2) 学校職員の通勤手当に関する規則（続き）

(ウ) 月額在宅勤務等手当が支給される月の通勤手当の調整

《例：1箇月のうちに11日在宅勤務、10日出勤した場合》

通勤手当の支給経路	支給される通勤手当（調整後）
公共交通機関 *	10日分の乗車賃等
交通用具 *	半額を支給

* 公共交通機関は電車及びバス等、交通用具は自家用自動車（二輪車を含む。）及び自転車

(エ) その他所要の改正

支給の始期等について、特別の事情がある場合には別に定められること等を規定

(3) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

ア 規則の概要

期末手当及び勤勉手当の計算方法等を定めるもの

イ 改正の概要

学校職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当の支給割合の引上げを踏まえ、
勤勉手当の成績率の上限を定める規定を改正

⇒ 計算式（概要） 勤勉手当額 = 基礎額（給料月額等） × **成績率**

条例で定める割合を勘案しつつ、
規則で定める上限の範囲内で設定する。

《例》教諭の場合

	成績率の上限	条例で定める割合
改正前	215/100	107.5/100（令和6年度12月期）
改正後（R7.4.1～）	315/100	105.0/100（令和7年度6月期）

支給上限を支給月数の2倍から3倍に設定
この範囲内で成績率を決定する。

(4) 学校職員の給料等の支給に関する規則 学校職員の給料の半減に関する規則

ア 規則の概要

(ア) 学校職員の給料等の支給に関する規則

学校職員の給料等の支給に関して、支給日等の必要な事項を定めるもの

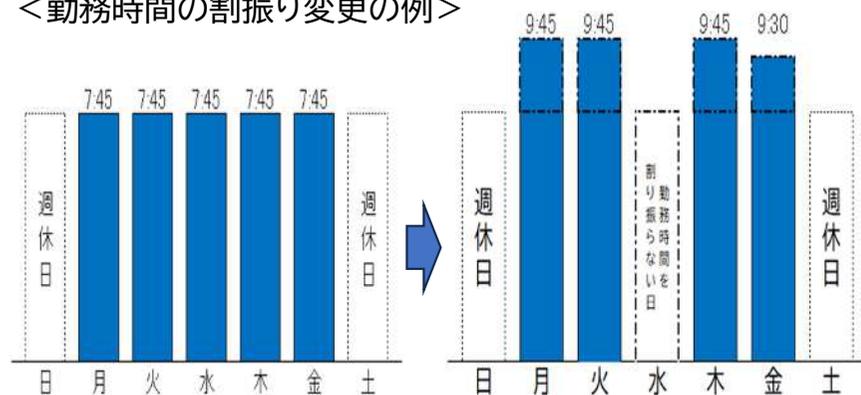
(イ) 学校職員の給料の半減に関する規則

学校職員の給料を半減する期間や半減となる給料等について定めるもの

イ 改正の概要

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、同条例に定められた週休日の定義に合わせて、アの規則に定める週休日に「勤務時間を割り振らない日」も含むよう改正

<勤務時間の割振り変更の例>



左図例の水曜日（勤務時間を割り振らない日）も週休日の定義に含めるように改正

(5) 学校職員の住居手当に関する規則

ア 規則の概要

住居に係る家賃を負担する学校職員に対して、その費用を補助するための住居手当の支給額等を定めるもの

イ 改正の概要

再任用職員に対して住居手当を支給できるようになることから、支給対象職員に再任用職員を含めるよう改正

(6) 義務教育等教員特別手当に関する規則

ア 規則の概要

義務教育等教員特別手当*の額等を定めるもの

* 「義務教育等」とあるが、高校や特別支援学校の高等部の教員も権衡上必要な教育職員として支給対象

イ 手当の概要

義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、優れた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上に資することを目的に導入された手当（教職員の級号給ごとに定められた月額を支給）

ウ 改正の概要

給料表の構造見直しに伴い、初号付近の号給がカットされる主幹教諭（特2級）以上の表を改正

《例》 県立学校の主幹教諭の場合（教育職給料表（1））

令和6年度	手当額	改正案*	令和7年度	手当額
特2級73号給	6,500円	→	特2級61号給	6,500円（±0円）

* 教育職給料表（1）の主幹教諭は構造見直しにより、1号給から12号給までがカットされるため、73号給は61号給に号給が切り替わるが、給料月額及び義務教育等教員特別手当の額は変わらない。

(7) 学校職員の扶養手当に関する規則

ア 規則の概要

扶養親族を有する職員に対して、扶養手当の支給額等を定めるもの

イ 改正の概要

学校職員の給与に関する条例が準用する職員の給与に関する条例の改正において、職員の給与に関する条例に規定されていた手当の届出や支給の始期・終期に係る規定等が削除されたことに伴い、同様の規定を規則において規定

届出	扶養親族届により速やかに任命権者へ届け出る。
支給始期・終期	職員たる要件を具備した日の属する月の翌月から手当の支給を開始する。 なお、その日が月の初日であるときはその月から手当を支給する。

(8) 学校職員の単身赴任手当に関する規則

ア 規則の概要

異動や在勤公署の移転に伴い住居を移転し、配偶者と別居を余儀なくされた職員に対して支給される単身赴任手当の支給額等を定めるもの

イ 改正の概要

異動や在勤公署の移転時などに限定されていた支給要件について、新規採用職員も支給対象とする改正

(9) 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

ア 規則の概要

管理又は監督の地位にある学校職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務したときに支給される
管理職特別勤務手当の支給額等を定めるもの

イ 改正の概要

特定任期付職員* に対して平日の深夜に臨時又は緊急の必要により勤務した場合に手当を支給できるよう改正

* 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用される高度の専門性を有する任期付職員

(10) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則

ア 規則の概要

会計年度任用学校職員の報酬額等を定めるもの

イ 改正の概要

(ア) 学校職員の給与に関する条例の改正に伴う給料表の改定を踏まえ、会計年度任用学校職員の報酬計算の基礎となる報酬基準額表を改定

区分	改定前	改定案
高等学校（普通免許状）	403,541円	402,822円
小・中・義務教育学校（普通免許状）	369,210円	368,552円

※ 地域手当に相当する報酬額は増加するため、報酬の合計額としては増加

(イ) 常勤職員に在宅勤務等手当が新設されることに伴い、会計年度任用学校職員が在宅勤務等した際に、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給できるよう改正

(ウ) 外国語指導助手の報酬額表を改定

(11) 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則【制定】

ア 規則の概要

在宅勤務等手当の支給額等を定めるもの

イ 手当の概要

在宅勤務を実施した職員が負担する光熱水費等を補てんすることを目的として、翌月の在宅勤務の実施計画* や実施日数に応じて支給する。

サテライトオフィス等で職員に光熱水費の負担が発生しない場所での勤務は手当の支給対象外

翌月の実施計画	手当額	手当支給月
あり	3,000円	実施月
なし	140円×実施日数（上限3,000円）	実施月の翌月

* 実施計画は翌月に11日以上在宅勤務を実施する予定のある者が事前に提出する。

* 実施計画を提出し、月額在宅勤務等手当が支給される者はその月の通勤手当が調整される。

(12) 技能職員の給与等に関する規程

ア 規程の概要

技能職員の給与、昇格、昇給等について定めるもの

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の改正に伴い、技能職員の給料表、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表並びに支給される手当の種類（在宅勤務等手当を追加）を改正

(イ) 給料表構造の見直しに伴い、初任給基準表から中学卒区分を削除

現 行				改正案		
職員の種類及び職	学歴免許	初任給の号給	給料月額	学歴免許	初任給の号給	給料月額
技能職員（一種） 及び 技能主事	高校卒	1級25号給	199,000円	高校卒	1級9号給	199,000円
	中学卒	1級13号給	180,600円			
技能職員（二種） 及び 業務主事	中学卒	1級9号給	175,800円	高校卒	1級1号給	185,700円

※ 見た目上の初任給の号給は下がるものの、給料表も改正されるため、給料月額は据置き又は引上げ

新				旧			
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則				学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則			
第一条～第四十条 (略)				第一条～第四十条 (略)			
別表第一～別表第九 (略)				別表第一～別表第九 (略)			
別表第十 経験年数換算表				別表第十 経験年数換算表			
経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考	経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	<u>その経験が直接職務に役立つと認められるもの</u>	十割	常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。	地方公務員 国家公務員 旧公共企業体職員 政府関係機関職員 外国政府職員	<u>職務の種類が類似しているもの</u>	十割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りではない。
	その他のもの	十割以下			として の在職 期間	その他のもの	
(略)	(略)	(略)	(略)	民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	<u>直接関係があると認められるもの</u>	十割以下	
その他の期間	<u>その経験が直接職務に役立つと認められるもの</u>	十割以下			<u>その他のもの</u>	八割以下	
	その他のもの	五割以下		(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				その他の期間	<u>直接関係があると認められるもの</u>	十割以下	
					その他のもの	五割以下	
				備考 (略)			

別表第十一～別表第十六 (略)

別表第17 昇格時号給対応表 (第20条関係)

イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
26	6	<u>1</u>	<u>1</u>	1
27	7	<u>1</u>	<u>1</u>	1
28	8	<u>1</u>	<u>1</u>	1
29	9	<u>1</u>	<u>1</u>	1
30	10	<u>1</u>	<u>2</u>	1
31	11	<u>1</u>	<u>3</u>	1
32	12	<u>1</u>	<u>4</u>	1
33	13	<u>1</u>	<u>5</u>	1
34	14	<u>1</u>	<u>6</u>	1
35	15	<u>1</u>	<u>7</u>	1
36	16	<u>1</u>	<u>8</u>	1
37	17	<u>1</u>	<u>9</u>	1
38	18	<u>2</u>	<u>10</u>	1
39	19	<u>3</u>	<u>11</u>	1
40	20	<u>4</u>	<u>12</u>	1
41	21	<u>5</u>	<u>13</u>	1
42	22	<u>6</u>	<u>14</u>	2
43	23	<u>7</u>	<u>15</u>	3
44	24	<u>8</u>	<u>16</u>	4
45	25	<u>9</u>	<u>17</u>	5
46	25	<u>10</u>	<u>18</u>	6
47	26	<u>11</u>	<u>19</u>	7
48	26	<u>12</u>	<u>20</u>	8
49	27	<u>13</u>	<u>21</u>	9
50	27	<u>14</u>	<u>22</u>	<u>9</u>
51	28	<u>15</u>	<u>23</u>	<u>10</u>
52	28	<u>16</u>	<u>24</u>	<u>10</u>
53	29	<u>17</u>	<u>25</u>	<u>11</u>
54	29	<u>18</u>	<u>26</u>	<u>11</u>

別表第十一～別表第十六 (略)

別表第17 昇格時号給対応表 (第20条関係)

イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
26	6	<u>2</u>	<u>2</u>	1
27	7	<u>3</u>	<u>3</u>	1
28	8	<u>4</u>	<u>4</u>	1
29	9	<u>5</u>	<u>5</u>	1
30	10	<u>6</u>	<u>6</u>	1
31	11	<u>7</u>	<u>7</u>	1
32	12	<u>8</u>	<u>8</u>	1
33	13	<u>9</u>	<u>9</u>	1
34	14	<u>10</u>	<u>10</u>	1
35	15	<u>11</u>	<u>11</u>	1
36	16	<u>12</u>	<u>12</u>	1
37	17	<u>13</u>	<u>13</u>	1
38	18	<u>14</u>	<u>14</u>	1
39	19	<u>15</u>	<u>15</u>	1
40	20	<u>16</u>	<u>16</u>	1
41	21	<u>17</u>	<u>17</u>	1
42	22	<u>18</u>	<u>18</u>	2
43	23	<u>19</u>	<u>19</u>	3
44	24	<u>20</u>	<u>20</u>	4
45	25	<u>21</u>	<u>21</u>	5
46	25	<u>22</u>	<u>22</u>	6
47	26	<u>23</u>	<u>23</u>	7
48	26	<u>24</u>	<u>24</u>	8
49	27	<u>25</u>	<u>25</u>	9
50	27	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>10</u>
51	28	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>11</u>
52	28	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>12</u>
53	29	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>13</u>
54	29	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>14</u>

55	30	<u>19</u>	<u>27</u>	<u>12</u>
56	30	<u>20</u>	<u>28</u>	<u>12</u>
57	31	<u>21</u>	<u>29</u>	<u>13</u>
58	31	<u>22</u>	<u>30</u>	<u>13</u>
59	32	<u>23</u>	<u>31</u>	<u>14</u>
60	32	<u>24</u>	<u>32</u>	<u>14</u>
61	33	<u>25</u>	<u>33</u>	<u>15</u>
62	33	<u>26</u>	<u>34</u>	<u>15</u>
63	34	<u>27</u>	<u>35</u>	<u>16</u>
64	34	<u>28</u>	<u>36</u>	<u>16</u>
65	35	<u>29</u>	<u>37</u>	<u>17</u>
66	35	<u>30</u>	<u>38</u>	<u>17</u>
67	36	<u>31</u>	<u>39</u>	<u>17</u>
68	36	<u>32</u>	<u>40</u>	<u>17</u>
69	37	<u>33</u>	<u>41</u>	<u>18</u>
70	37	<u>34</u>	<u>42</u>	<u>18</u>
71	38	<u>35</u>	<u>43</u>	<u>18</u>
72	38	<u>36</u>	<u>44</u>	<u>18</u>
73	39	<u>37</u>	<u>45</u>	<u>19</u>
74	39	<u>38</u>	<u>45</u>	<u>19</u>
75	40	<u>39</u>	<u>46</u>	<u>19</u>
76	40	<u>40</u>	<u>46</u>	<u>19</u>
77	41	<u>41</u>	<u>47</u>	<u>20</u>
78	41	<u>42</u>	<u>47</u>	<u>20</u>
79	42	<u>43</u>	<u>48</u>	<u>20</u>
80	42	<u>44</u>	<u>48</u>	<u>20</u>
81	43	<u>45</u>	<u>49</u>	<u>21</u>
82	43	<u>46</u>	<u>50</u>	<u>21</u>
83	44	<u>47</u>	<u>51</u>	<u>22</u>
84	44	<u>48</u>	<u>52</u>	<u>22</u>
85	45	<u>49</u>	<u>53</u>	<u>23</u>
86	45	<u>50</u>	<u>53</u>	
87	46	<u>51</u>	<u>53</u>	
88	46	<u>52</u>	<u>54</u>	
89	47	<u>53</u>	<u>54</u>	
90	47	<u>54</u>	<u>54</u>	
91	48	<u>55</u>	<u>55</u>	
92	48	<u>56</u>	<u>55</u>	
93	49	<u>57</u>	<u>55</u>	

55	30	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>15</u>
56	30	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>16</u>
57	31	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>17</u>
58	31	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>18</u>
59	32	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>19</u>
60	32	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>20</u>
61	33	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
62	33	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>22</u>
63	34	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>23</u>
64	34	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>24</u>
65	35	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>25</u>
66	35	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>25</u>
67	36	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>26</u>
68	36	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>26</u>
69	37	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>27</u>
70	37	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>27</u>
71	38	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>28</u>
72	38	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>28</u>
73	39	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>29</u>
74	39	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>29</u>
75	40	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>30</u>
76	40	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>30</u>
77	41	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>31</u>
78	41	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>31</u>
79	42	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>32</u>
80	42	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>32</u>
81	43	<u>57</u>	<u>57</u>	<u>33</u>
82	43	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>33</u>
83	44	<u>59</u>	<u>59</u>	<u>33</u>
84	44	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>33</u>
85	45	<u>61</u>	<u>61</u>	<u>34</u>
86	45	<u>62</u>	<u>61</u>	<u>34</u>
87	46	<u>63</u>	<u>62</u>	<u>34</u>
88	46	<u>64</u>	<u>62</u>	<u>34</u>
89	47	<u>65</u>	<u>63</u>	<u>35</u>
90	47	<u>66</u>	<u>63</u>	<u>35</u>
91	48	<u>67</u>	<u>64</u>	<u>35</u>
92	48	<u>68</u>	<u>64</u>	<u>35</u>
93	49	<u>69</u>	<u>65</u>	<u>36</u>

94	49	<u>58</u>	<u>56</u>	
95	50	<u>59</u>	<u>56</u>	
96	50	<u>60</u>	<u>56</u>	
97	51	<u>61</u>	<u>57</u>	
98	51	<u>62</u>	<u>57</u>	
99	52	<u>63</u>	<u>57</u>	
100	52	<u>64</u>	<u>58</u>	
101	53	<u>65</u>	<u>58</u>	
102	53	<u>66</u>	<u>58</u>	
103	54	<u>67</u>	<u>59</u>	
104	54	<u>68</u>	<u>59</u>	
105	55	<u>69</u>	<u>59</u>	
106	55	<u>69</u>		
107	56	<u>70</u>		
108	56	<u>70</u>		
109	57	<u>71</u>		
110	57	<u>71</u>		
111	57	<u>72</u>		
112	57	<u>72</u>		
113	58	<u>73</u>		
114	58	<u>73</u>		
115	58	<u>74</u>		
116	58	<u>74</u>		
117	59	<u>75</u>		
118	59	<u>75</u>		
119	59	<u>76</u>		
120	59	<u>76</u>		
121	60	<u>77</u>		
122	60	<u>77</u>		
123	60	<u>77</u>		
124	60	<u>77</u>		
125	61	<u>77</u>		
126	61	<u>78</u>		
127	61	<u>78</u>		
128	61	<u>78</u>		
129	61	<u>78</u>		
130	61	<u>78</u>		
131	62	<u>79</u>		
132	62	<u>79</u>		

94	49	<u>70</u>	<u>66</u>	<u>36</u>
95	50	<u>71</u>	<u>67</u>	<u>36</u>
96	50	<u>72</u>	<u>68</u>	<u>36</u>
97	51	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>37</u>
98	51	<u>74</u>	<u>69</u>	<u>37</u>
99	52	<u>75</u>	<u>69</u>	<u>38</u>
100	52	<u>76</u>	<u>70</u>	<u>38</u>
101	53	<u>77</u>	<u>70</u>	<u>39</u>
102	53	<u>78</u>	<u>70</u>	
103	54	<u>79</u>	<u>71</u>	
104	54	<u>80</u>	<u>71</u>	
105	55	<u>81</u>	<u>71</u>	
106	55	<u>81</u>	<u>72</u>	
107	56	<u>82</u>	<u>72</u>	
108	56	<u>82</u>	<u>72</u>	
109	57	<u>83</u>	<u>73</u>	
110	57	<u>83</u>	<u>73</u>	
111	57	<u>84</u>	<u>73</u>	
112	57	<u>84</u>	<u>74</u>	
113	58	<u>85</u>	<u>74</u>	
114	58	<u>85</u>	<u>74</u>	
115	58	<u>86</u>	<u>75</u>	
116	58	<u>86</u>	<u>75</u>	
117	59	<u>87</u>	<u>75</u>	
118	59	<u>87</u>		
119	59	<u>88</u>		
120	59	<u>88</u>		
121	60	<u>89</u>		
122	60	<u>89</u>		
123	60	<u>89</u>		
124	60	<u>89</u>		
125	61	<u>89</u>		
126	61	<u>90</u>		
127	61	<u>90</u>		
128	61	<u>90</u>		
129	61	<u>90</u>		
130	61	<u>90</u>		
131	62	<u>91</u>		
132	62	<u>91</u>		

133	62	<u>79</u>		
134	62	<u>79</u>		
135	62	<u>79</u>		
136	62	<u>80</u>		
137	63	<u>80</u>		
138	63	<u>80</u>		
139	63	<u>80</u>		
140	63	<u>80</u>		
141	63	<u>81</u>		
142	63	<u>81</u>		
143	64	<u>81</u>		
144	64	<u>82</u>		
145	64	<u>82</u>		
146	64	<u>82</u>		
147	64	<u>83</u>		
148	64	<u>83</u>		
149	65	<u>83</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38	30	<u>1</u>	30	1
39	31	<u>1</u>	31	1
40	32	<u>1</u>	32	1
41	33	<u>1</u>	33	1
42	34	<u>1</u>	34	1
43	35	<u>1</u>	35	1
44	36	<u>1</u>	36	1
45	37	<u>1</u>	37	1
46	37	<u>1</u>	38	1
47	38	<u>1</u>	39	1
48	38	<u>1</u>	40	1
49	39	<u>1</u>	41	1
50	39	<u>2</u>	42	1
51	40	<u>3</u>	43	1

133	62	<u>91</u>		
134	62	<u>91</u>		
135	62	<u>91</u>		
136	62	<u>92</u>		
137	63	<u>92</u>		
138	63	<u>92</u>		
139	63	<u>92</u>		
140	63	<u>92</u>		
141	63	<u>93</u>		
142	63	<u>93</u>		
143	64	<u>93</u>		
144	64	<u>94</u>		
145	64	<u>94</u>		
146	64	<u>94</u>		
147	64	<u>95</u>		
148	64	<u>95</u>		
149	65	<u>95</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38	30	<u>2</u>	30	1
39	31	<u>3</u>	31	1
40	32	<u>4</u>	32	1
41	33	<u>5</u>	33	1
42	34	<u>6</u>	34	1
43	35	<u>7</u>	35	1
44	36	<u>8</u>	36	1
45	37	<u>9</u>	37	1
46	37	<u>10</u>	38	1
47	38	<u>11</u>	39	1
48	38	<u>12</u>	40	1
49	39	<u>13</u>	41	1
50	39	<u>14</u>	42	1
51	40	<u>15</u>	43	1

52	40	<u>4</u>	44	1
53	41	<u>5</u>	45	1
54	41	<u>6</u>	46	1
55	42	<u>7</u>	47	1
56	42	<u>8</u>	48	1
57	43	<u>9</u>	49	1
58	43	<u>10</u>	50	<u>1</u>
59	44	<u>11</u>	51	<u>1</u>
60	44	<u>12</u>	52	<u>1</u>
61	45	<u>13</u>	53	<u>1</u>
62	45	<u>14</u>	54	<u>2</u>
63	46	<u>15</u>	55	<u>3</u>
64	46	<u>16</u>	56	<u>4</u>
65	47	<u>17</u>	57	<u>4</u>
66	47	<u>18</u>	58	<u>4</u>
67	48	<u>19</u>	59	<u>4</u>
68	48	<u>20</u>	60	<u>4</u>
69	49	<u>21</u>	61	<u>5</u>
70	49	<u>22</u>	<u>61</u>	<u>5</u>
71	50	<u>23</u>	<u>62</u>	<u>5</u>
72	50	<u>24</u>	<u>62</u>	<u>5</u>
73	51	<u>25</u>	<u>63</u>	<u>5</u>
74	51	<u>26</u>	<u>63</u>	<u>6</u>
75	52	<u>27</u>	<u>64</u>	<u>6</u>
76	52	<u>28</u>	<u>64</u>	<u>6</u>
77	53	<u>29</u>	<u>65</u>	<u>6</u>
78	53	<u>30</u>	<u>66</u>	<u>6</u>
79	53	<u>31</u>	<u>67</u>	<u>7</u>
80	54	<u>32</u>	<u>68</u>	<u>7</u>
81	54	<u>33</u>	<u>68</u>	<u>7</u>
82	54	<u>34</u>	<u>68</u>	<u>7</u>
83	55	<u>35</u>	<u>68</u>	<u>7</u>
84	55	<u>36</u>	<u>69</u>	<u>7</u>
85	55	<u>37</u>	<u>69</u>	<u>8</u>
86	56	<u>38</u>	<u>69</u>	<u>8</u>
87	56	<u>39</u>	<u>69</u>	<u>8</u>
88	56	<u>40</u>	<u>70</u>	<u>8</u>
89	57	<u>41</u>	<u>70</u>	<u>9</u>
90	57	<u>42</u>	<u>70</u>	<u>9</u>

52	40	<u>16</u>	44	1
53	41	<u>17</u>	45	1
54	41	<u>18</u>	46	1
55	42	<u>19</u>	47	1
56	42	<u>20</u>	48	1
57	43	<u>21</u>	49	1
58	43	<u>22</u>	50	<u>2</u>
59	44	<u>23</u>	51	<u>3</u>
60	44	<u>24</u>	52	<u>4</u>
61	45	<u>25</u>	53	<u>5</u>
62	45	<u>26</u>	54	<u>6</u>
63	46	<u>27</u>	55	<u>7</u>
64	46	<u>28</u>	56	<u>8</u>
65	47	<u>29</u>	57	<u>9</u>
66	47	<u>30</u>	58	<u>10</u>
67	48	<u>31</u>	59	<u>11</u>
68	48	<u>32</u>	60	<u>12</u>
69	49	<u>33</u>	61	<u>13</u>
70	49	<u>34</u>	<u>62</u>	<u>14</u>
71	50	<u>35</u>	<u>63</u>	<u>15</u>
72	50	<u>36</u>	<u>64</u>	<u>16</u>
73	51	<u>37</u>	<u>65</u>	<u>17</u>
74	51	<u>38</u>	<u>66</u>	<u>18</u>
75	52	<u>39</u>	<u>67</u>	<u>19</u>
76	52	<u>40</u>	<u>68</u>	<u>20</u>
77	53	<u>41</u>	<u>69</u>	<u>20</u>
78	53	<u>42</u>	<u>70</u>	<u>20</u>
79	53	<u>43</u>	<u>71</u>	<u>20</u>
80	54	<u>44</u>	<u>72</u>	<u>20</u>
81	54	<u>45</u>	<u>73</u>	<u>21</u>
82	54	<u>46</u>	<u>73</u>	<u>21</u>
83	55	<u>47</u>	<u>74</u>	<u>21</u>
84	55	<u>48</u>	<u>74</u>	<u>21</u>
85	55	<u>49</u>	<u>75</u>	<u>21</u>
86	56	<u>50</u>	<u>75</u>	<u>22</u>
87	56	<u>51</u>	<u>76</u>	<u>22</u>
88	56	<u>52</u>	<u>76</u>	<u>22</u>
89	57	<u>53</u>	<u>77</u>	<u>22</u>
90	57	<u>54</u>	<u>78</u>	<u>22</u>

91	58	<u>43</u>	<u>70</u>	<u>9</u>
92	58	<u>44</u>	<u>71</u>	<u>9</u>
93	59	<u>45</u>	<u>71</u>	<u>9</u>
94	59	<u>46</u>	<u>71</u>	<u>10</u>
95	60	<u>47</u>	<u>71</u>	<u>10</u>
96	60	<u>48</u>	<u>72</u>	<u>10</u>
97	61	<u>49</u>	<u>72</u>	<u>10</u>
98	61	<u>50</u>	<u>72</u>	<u>10</u>
99	61	<u>51</u>	<u>72</u>	<u>11</u>
100	61	<u>52</u>	<u>72</u>	<u>11</u>
101	62	<u>53</u>	<u>73</u>	<u>11</u>
102	62	<u>54</u>	<u>73</u>	<u>11</u>
103	62	<u>55</u>	<u>74</u>	<u>11</u>
104	62	<u>56</u>	<u>74</u>	<u>12</u>
105	63	<u>57</u>	<u>75</u>	<u>12</u>
106	63	<u>58</u>		
107	63	<u>59</u>		
108	63	<u>60</u>		
109	64	<u>61</u>		
110	64	<u>62</u>		
111	64	<u>63</u>		
112	64	<u>64</u>		
113	65	<u>65</u>		
114	65	<u>65</u>		
115	65	<u>66</u>		
116	65	<u>66</u>		
117	66	<u>67</u>		
118	66	<u>67</u>		
119	66	<u>68</u>		
120	66	<u>68</u>		
121	67	<u>69</u>		
122	67	<u>70</u>		
123	67	<u>71</u>		
124	67	<u>72</u>		
125	68	<u>73</u>		
126		<u>74</u>		
127		<u>75</u>		
128		<u>76</u>		
129		<u>77</u>		

91	58	<u>55</u>	<u>79</u>	<u>23</u>
92	58	<u>56</u>	<u>80</u>	<u>23</u>
93	59	<u>57</u>	<u>80</u>	<u>23</u>
94	59	<u>58</u>	<u>80</u>	<u>23</u>
95	60	<u>59</u>	<u>80</u>	<u>23</u>
96	60	<u>60</u>	<u>81</u>	<u>23</u>
97	61	<u>61</u>	<u>81</u>	<u>24</u>
98	61	<u>62</u>	<u>81</u>	<u>24</u>
99	61	<u>63</u>	<u>81</u>	<u>24</u>
100	61	<u>64</u>	<u>82</u>	<u>24</u>
101	62	<u>65</u>	<u>82</u>	<u>25</u>
102	62	<u>66</u>	<u>82</u>	<u>25</u>
103	62	<u>67</u>	<u>82</u>	<u>25</u>
104	62	<u>68</u>	<u>83</u>	<u>25</u>
105	63	<u>69</u>	<u>83</u>	<u>25</u>
106	63	<u>70</u>	<u>83</u>	<u>26</u>
107	63	<u>71</u>	<u>83</u>	<u>26</u>
108	63	<u>72</u>	<u>84</u>	<u>26</u>
109	64	<u>73</u>	<u>84</u>	<u>26</u>
110	64	<u>74</u>	<u>84</u>	<u>26</u>
111	64	<u>75</u>	<u>84</u>	<u>27</u>
112	64	<u>76</u>	<u>84</u>	<u>27</u>
113	65	<u>77</u>	<u>85</u>	<u>27</u>
114	65	<u>77</u>	<u>85</u>	<u>27</u>
115	65	<u>78</u>	<u>86</u>	<u>27</u>
116	65	<u>78</u>	<u>86</u>	<u>28</u>
117	66	<u>79</u>	<u>87</u>	<u>28</u>
118	66	<u>79</u>		
119	66	<u>80</u>		
120	66	<u>80</u>		
121	67	<u>81</u>		
122	67	<u>82</u>		
123	67	<u>83</u>		
124	67	<u>84</u>		
125	68	<u>85</u>		
126		<u>86</u>		
127		<u>87</u>		
128		<u>88</u>		
129		<u>89</u>		

130		<u>77</u>		
131		<u>78</u>		
132		<u>78</u>		
133		<u>78</u>		
134		<u>78</u>		
135		<u>79</u>		
136		<u>79</u>		
137		<u>79</u>		
138		<u>79</u>		
139		<u>80</u>		
140		<u>80</u>		
141		<u>80</u>		
142		<u>80</u>		
143		<u>81</u>		
144		<u>81</u>		
145		<u>81</u>		
146		<u>81</u>		
147		<u>82</u>		
148		<u>82</u>		
149		<u>82</u>		
150		<u>82</u>		
151		<u>83</u>		
152		<u>83</u>		
153		<u>83</u>		
154		<u>84</u>		
155		<u>84</u>		
156		<u>84</u>		
157		<u>85</u>		
158		<u>85</u>		
159		<u>86</u>		
160		<u>86</u>		
161		<u>87</u>		

ハ 学校栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級

130		<u>89</u>		
131		<u>90</u>		
132		<u>90</u>		
133		<u>90</u>		
134		<u>90</u>		
135		<u>91</u>		
136		<u>91</u>		
137		<u>91</u>		
138		<u>91</u>		
139		<u>92</u>		
140		<u>92</u>		
141		<u>92</u>		
142		<u>92</u>		
143		<u>93</u>		
144		<u>93</u>		
145		<u>93</u>		
146		<u>93</u>		
147		<u>94</u>		
148		<u>94</u>		
149		<u>94</u>		
150		<u>94</u>		
151		<u>95</u>		
152		<u>95</u>		
153		<u>95</u>		
154		<u>96</u>		
155		<u>96</u>		
156		<u>96</u>		
157		<u>97</u>		
158		<u>97</u>		
159		<u>98</u>		
160		<u>98</u>		
161		<u>99</u>		

ハ 学校栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8
29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11
32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	14
35	15	15	23	15
36	16	16	24	16
37	17	17	25	17
38	18	18	26	18
39	19	19	27	19
40	20	20	28	20
41	21	21	29	21
42	22	22	30	22
43	23	23	31	23
44	24	24	32	24
45	25	25	33	25
46	25	26	34	25
47	26	27	35	26
48	26	28	36	26
49	27	29	37	27
50	27	30	38	27
51	28	31	39	28
52	28	32	40	28
53	29	33	41	29
54	29	34	42	29
55	30	35	43	30

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18	1	<u>2</u>	6	<u>2</u>
19	1	<u>3</u>	7	<u>3</u>
20	1	<u>4</u>	8	<u>4</u>
21	1	<u>5</u>	9	<u>5</u>
22	2	<u>6</u>	10	<u>6</u>
23	3	<u>7</u>	11	<u>7</u>
24	4	<u>8</u>	12	<u>8</u>
25	5	<u>9</u>	13	<u>9</u>
26	6	<u>10</u>	14	<u>10</u>
27	7	<u>11</u>	15	<u>11</u>
28	8	<u>12</u>	16	<u>12</u>
29	9	<u>13</u>	17	<u>13</u>
30	10	<u>14</u>	18	<u>14</u>
31	11	<u>15</u>	19	<u>15</u>
32	12	<u>16</u>	20	<u>16</u>
33	13	<u>17</u>	21	<u>17</u>
34	14	<u>18</u>	22	<u>18</u>
35	15	<u>19</u>	23	<u>19</u>
36	16	<u>20</u>	24	<u>20</u>
37	17	<u>21</u>	25	<u>21</u>
38	18	<u>22</u>	26	<u>22</u>
39	19	<u>23</u>	27	<u>23</u>
40	20	<u>24</u>	28	<u>24</u>
41	21	<u>25</u>	29	<u>25</u>
42	22	<u>26</u>	30	<u>26</u>
43	23	<u>27</u>	31	<u>27</u>
44	24	<u>28</u>	32	<u>28</u>
45	25	<u>29</u>	33	<u>29</u>
46	25	<u>30</u>	34	<u>30</u>
47	26	<u>31</u>	35	<u>31</u>
48	26	<u>32</u>	36	<u>32</u>
49	27	<u>33</u>	37	<u>33</u>
50	27	<u>34</u>	38	<u>33</u>
51	28	<u>35</u>	39	<u>34</u>
52	28	<u>36</u>	40	<u>34</u>
53	29	<u>37</u>	41	<u>35</u>
54	29	<u>38</u>	42	<u>35</u>
55	30	<u>39</u>	43	<u>36</u>

56	30	36	44	30
57	31	37	45	31
58	31	38	46	31
59	32	39	47	32
60	32	40	48	32
61	33	41	49	33
62	33	42	50	33
63	34	43	51	33
64	34	44	52	34
65	35	45	53	34
66	35	46	54	34
67	36	47	55	35
68	36	48	56	35
69	37	49	57	35
70	37	49	57	36
71	38	50	58	36
72	38	50	58	36
73	39	51	59	37
74	39	51	59	37
75	40	52	60	37
76	40	52	60	37
77	41	53	61	38
78	41	53	61	38
79	41	53	62	38
80	42	54	62	38
81	42	54	63	39
82	42	54	63	39
83	43	55	64	39
84	43	55	64	39
85	43	55	65	39
86		56	66	40
87		56	67	40
88		56	68	40
89		56	69	40
90		56	69	40
91		57	70	41
92		57	70	41
93		57	70	41
94		57	70	41

56	30	<u>40</u>	44	<u>36</u>
57	31	<u>41</u>	45	<u>37</u>
58	31	<u>42</u>	46	<u>37</u>
59	32	<u>43</u>	47	<u>38</u>
60	32	<u>44</u>	48	<u>38</u>
61	33	<u>45</u>	49	<u>39</u>
62	33	<u>46</u>	50	<u>39</u>
63	34	<u>47</u>	51	<u>40</u>
64	34	<u>48</u>	52	<u>40</u>
65	35	<u>49</u>	53	<u>41</u>
66	35	<u>50</u>	54	<u>41</u>
67	36	<u>51</u>	55	<u>41</u>
68	36	<u>52</u>	56	<u>42</u>
69	37	<u>53</u>	57	<u>42</u>
70	37	<u>53</u>	<u>58</u>	<u>42</u>
71	38	<u>54</u>	<u>59</u>	<u>43</u>
72	38	<u>54</u>	<u>60</u>	<u>43</u>
73	39	<u>55</u>	<u>61</u>	<u>43</u>
74	39	<u>55</u>	<u>61</u>	<u>44</u>
75	40	<u>56</u>	<u>62</u>	<u>44</u>
76	40	<u>56</u>	<u>62</u>	<u>44</u>
77	41	<u>57</u>	<u>63</u>	<u>45</u>
78	41	<u>57</u>	<u>63</u>	<u>45</u>
79	41	<u>57</u>	<u>64</u>	<u>45</u>
80	42	<u>58</u>	<u>64</u>	<u>45</u>
81	42	<u>58</u>	<u>65</u>	<u>46</u>
82	42	<u>58</u>	<u>65</u>	<u>46</u>
83	43	<u>59</u>	<u>66</u>	<u>46</u>
84	43	<u>59</u>	<u>66</u>	<u>46</u>
85	43	<u>59</u>	<u>67</u>	<u>47</u>
86		<u>60</u>	<u>67</u>	<u>47</u>
87		<u>60</u>	<u>68</u>	<u>47</u>
88		<u>60</u>	68	<u>47</u>
89		<u>60</u>	69	<u>47</u>
90		<u>60</u>	<u>70</u>	<u>48</u>
91		<u>61</u>	<u>71</u>	<u>48</u>
92		<u>61</u>	<u>72</u>	<u>48</u>
93		<u>61</u>	<u>73</u>	<u>48</u>
94		<u>61</u>	<u>73</u>	<u>48</u>

95		57	70	41
96		58	70	42
97		58	70	42
98		58	70	42
99		58	70	42
100		58	70	42
101		59	70	43
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	
105		59	70	
106			70	
107			70	
108			70	
109			70	

95		<u>61</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
96		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
97		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
98		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
99		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>49</u>
100		<u>62</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
101		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
102		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
103		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
104		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>50</u>
105		<u>63</u>	<u>74</u>	<u>51</u>
106			<u>74</u>	
107			<u>74</u>	
108			<u>74</u>	
109			<u>74</u>	
110			<u>74</u>	
111			<u>74</u>	
112			<u>74</u>	
113			<u>74</u>	

ニ 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10	1	1	1	2	<u>1</u>
11	1	1	1	3	<u>1</u>
12	1	1	1	4	<u>1</u>
13	1	1	1	5	<u>1</u>
14	1	1	1	6	<u>2</u>
15	1	1	1	7	<u>3</u>
16	1	1	1	8	<u>4</u>
17	1	1	1	9	<u>5</u>
18	1	<u>1</u>	<u>1</u>	10	<u>6</u>
19	1	<u>1</u>	<u>1</u>	11	<u>7</u>
20	1	<u>1</u>	<u>1</u>	12	<u>8</u>
21	1	<u>1</u>	<u>1</u>	13	<u>9</u>
22	1	<u>2</u>	<u>2</u>	14	<u>10</u>
23	1	<u>3</u>	<u>3</u>	15	<u>11</u>

ニ 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10	1	1	1	2	<u>2</u>
11	1	1	1	3	<u>3</u>
12	1	1	1	4	<u>4</u>
13	1	1	1	5	<u>5</u>
14	1	1	1	6	<u>6</u>
15	1	1	1	7	<u>7</u>
16	1	1	1	8	<u>8</u>
17	1	1	1	9	<u>9</u>
18	1	<u>2</u>	<u>2</u>	10	<u>10</u>
19	1	<u>3</u>	<u>3</u>	11	<u>11</u>
20	1	<u>4</u>	<u>4</u>	12	<u>12</u>
21	1	<u>5</u>	<u>5</u>	13	<u>13</u>
22	1	<u>6</u>	<u>6</u>	14	<u>14</u>
23	1	<u>7</u>	<u>7</u>	15	<u>15</u>

24	1	<u>4</u>	<u>4</u>	16	<u>12</u>
25	1	<u>5</u>	<u>5</u>	17	<u>13</u>
26	1	<u>6</u>	<u>6</u>	18	<u>14</u>
27	1	<u>7</u>	<u>7</u>	19	<u>15</u>
28	1	<u>8</u>	<u>8</u>	20	<u>16</u>
29	1	<u>9</u>	<u>9</u>	21	<u>17</u>
30	1	<u>10</u>	<u>10</u>	22	<u>18</u>
31	1	<u>11</u>	<u>11</u>	23	<u>19</u>
32	1	<u>12</u>	<u>12</u>	24	<u>20</u>
33	1	<u>13</u>	<u>13</u>	25	<u>21</u>
34	2	<u>14</u>	<u>14</u>	26	<u>22</u>
35	3	<u>15</u>	<u>15</u>	27	<u>23</u>
36	4	<u>16</u>	<u>16</u>	28	<u>24</u>
37	5	<u>17</u>	<u>17</u>	29	<u>25</u>
38	6	<u>18</u>	<u>18</u>	30	<u>26</u>
39	7	<u>19</u>	<u>19</u>	31	<u>27</u>
40	8	<u>20</u>	<u>20</u>	32	<u>28</u>
41	9	<u>21</u>	<u>21</u>	33	<u>29</u>
42	10	<u>22</u>	<u>22</u>	34	<u>29</u>
43	11	<u>23</u>	<u>23</u>	35	<u>30</u>
44	12	<u>24</u>	<u>24</u>	36	<u>30</u>
45	13	<u>25</u>	<u>25</u>	37	<u>31</u>
46	14	<u>26</u>	<u>26</u>	38	<u>31</u>
47	15	<u>27</u>	<u>27</u>	39	<u>32</u>
48	16	<u>28</u>	<u>28</u>	40	<u>32</u>
49	17	<u>29</u>	<u>29</u>	41	<u>33</u>
50	18	<u>30</u>	<u>30</u>	42	<u>33</u>
51	19	<u>31</u>	<u>31</u>	43	<u>34</u>
52	20	<u>32</u>	<u>32</u>	44	<u>34</u>
53	21	<u>33</u>	<u>33</u>	45	<u>35</u>
54	21	<u>33</u>	<u>34</u>	46	<u>35</u>
55	22	<u>34</u>	<u>35</u>	47	<u>36</u>
56	22	<u>34</u>	<u>36</u>	48	<u>36</u>
57	23	<u>35</u>	<u>37</u>	49	<u>37</u>
58	23	<u>35</u>	<u>37</u>	50	<u>37</u>
59	24	<u>36</u>	<u>37</u>	51	<u>38</u>
60	24	<u>36</u>	<u>38</u>	52	<u>38</u>
61	25	<u>37</u>	<u>38</u>	53	<u>38</u>
62	25	<u>38</u>	<u>38</u>	54	<u>38</u>

24	1	<u>8</u>	<u>8</u>	16	<u>16</u>
25	1	<u>9</u>	<u>9</u>	17	<u>17</u>
26	1	<u>10</u>	<u>10</u>	18	<u>18</u>
27	1	<u>11</u>	<u>11</u>	19	<u>19</u>
28	1	<u>12</u>	<u>12</u>	20	<u>20</u>
29	1	<u>13</u>	<u>13</u>	21	<u>21</u>
30	1	<u>14</u>	<u>14</u>	22	<u>22</u>
31	1	<u>15</u>	<u>15</u>	23	<u>23</u>
32	1	<u>16</u>	<u>16</u>	24	<u>24</u>
33	1	<u>17</u>	<u>17</u>	25	<u>25</u>
34	2	<u>18</u>	<u>18</u>	26	<u>26</u>
35	3	<u>19</u>	<u>19</u>	27	<u>27</u>
36	4	<u>20</u>	<u>20</u>	28	<u>28</u>
37	5	<u>21</u>	<u>21</u>	29	<u>29</u>
38	6	<u>22</u>	<u>22</u>	30	<u>30</u>
39	7	<u>23</u>	<u>23</u>	31	<u>31</u>
40	8	<u>24</u>	<u>24</u>	32	<u>32</u>
41	9	<u>25</u>	<u>25</u>	33	<u>33</u>
42	10	<u>26</u>	<u>26</u>	34	<u>34</u>
43	11	<u>27</u>	<u>27</u>	35	<u>35</u>
44	12	<u>28</u>	<u>28</u>	36	<u>36</u>
45	13	<u>29</u>	<u>29</u>	37	<u>37</u>
46	14	<u>30</u>	<u>30</u>	38	<u>38</u>
47	15	<u>31</u>	<u>31</u>	39	<u>39</u>
48	16	<u>32</u>	<u>32</u>	40	<u>40</u>
49	17	<u>33</u>	<u>33</u>	41	<u>41</u>
50	18	<u>34</u>	<u>34</u>	42	<u>41</u>
51	19	<u>35</u>	<u>35</u>	43	<u>42</u>
52	20	<u>36</u>	<u>36</u>	44	<u>42</u>
53	21	<u>37</u>	<u>37</u>	45	<u>43</u>
54	21	<u>37</u>	<u>38</u>	46	<u>43</u>
55	22	<u>38</u>	<u>39</u>	47	<u>44</u>
56	22	<u>38</u>	<u>40</u>	48	<u>44</u>
57	23	<u>39</u>	<u>41</u>	49	<u>45</u>
58	23	<u>39</u>	<u>42</u>	50	<u>45</u>
59	24	<u>40</u>	<u>43</u>	51	<u>46</u>
60	24	<u>40</u>	<u>44</u>	52	<u>46</u>
61	25	<u>41</u>	<u>45</u>	53	<u>47</u>
62	25	<u>42</u>	<u>45</u>	54	<u>47</u>

63	26	<u>39</u>	<u>39</u>	55	<u>38</u>
64	26	<u>40</u>	<u>39</u>	56	<u>38</u>
65	27	<u>41</u>	<u>39</u>	57	<u>38</u>
66	27	<u>41</u>	<u>40</u>	58	<u>38</u>
67	28	<u>42</u>	<u>40</u>	59	<u>38</u>
68	28	<u>42</u>	<u>40</u>	60	<u>38</u>
69	29	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>
70	29	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>
71	29	<u>44</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>
72	30	<u>44</u>	<u>42</u>	<u>60</u>	<u>39</u>
73	30	<u>45</u>	<u>42</u>	<u>61</u>	<u>39</u>
74	30	<u>45</u>	<u>42</u>	<u>61</u>	<u>39</u>
75	31	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>
76	31	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>
77	31	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>
78	32	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>
79	32	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>
80	32	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>
81	33	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>63</u>	<u>40</u>
82	33	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>64</u>	<u>40</u>
83	33	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>65</u>	<u>40</u>
84	34	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>66</u>	<u>40</u>
85	34	<u>47</u>	<u>46</u>	<u>67</u>	<u>41</u>
86	34	<u>47</u>	<u>46</u>		
87	35	<u>47</u>	<u>46</u>		
88	35	<u>48</u>	<u>46</u>		
89	35	<u>48</u>	<u>47</u>		
90	36	<u>48</u>	<u>47</u>		
91	36	<u>48</u>	<u>47</u>		
92	36	<u>48</u>	<u>47</u>		
93	37	<u>49</u>	<u>47</u>		
94		<u>49</u>	<u>47</u>		
95		<u>49</u>	<u>47</u>		
96		<u>49</u>	<u>48</u>		
97		<u>49</u>	<u>48</u>		
98		<u>50</u>	<u>48</u>		
99		<u>50</u>	<u>48</u>		
100		<u>50</u>	<u>48</u>		
101		<u>50</u>	<u>48</u>		

63	26	<u>43</u>	<u>45</u>	55	<u>48</u>
64	26	<u>44</u>	<u>46</u>	56	<u>48</u>
65	27	<u>45</u>	<u>46</u>	57	<u>49</u>
66	27	<u>45</u>	<u>46</u>	58	<u>49</u>
67	28	<u>46</u>	<u>47</u>	59	<u>50</u>
68	28	<u>46</u>	<u>47</u>	60	<u>50</u>
69	29	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>61</u>	<u>50</u>
70	29	<u>47</u>	<u>48</u>	<u>62</u>	<u>50</u>
71	29	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>63</u>	<u>50</u>
72	30	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>64</u>	<u>50</u>
73	30	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>50</u>
74	30	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>66</u>	<u>50</u>
75	31	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>67</u>	<u>50</u>
76	31	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>50</u>
77	31	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
78	32	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
79	32	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
80	32	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
81	33	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
82	33	<u>50</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
83	33	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
84	34	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
85	34	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
86	34	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
87	35	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
88	35	<u>52</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
89	35	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>70</u>	<u>52</u>
90	36	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>70</u>	<u>52</u>
91	36	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>71</u>	<u>52</u>
92	36	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>71</u>	<u>52</u>
93	37	<u>53</u>	<u>55</u>	<u>71</u>	<u>53</u>
94		<u>53</u>	<u>55</u>		
95		<u>53</u>	<u>55</u>		
96		<u>53</u>	<u>55</u>		
97		<u>53</u>	<u>55</u>		
98		<u>54</u>	<u>55</u>		
99		<u>54</u>	<u>55</u>		
100		<u>54</u>	<u>56</u>		
101		<u>54</u>	<u>56</u>		

102		<u>50</u>	<u>48</u>		
103		<u>51</u>	<u>49</u>		
104		<u>51</u>	<u>49</u>		
105		<u>51</u>	<u>49</u>		
106		<u>51</u>	<u>49</u>		
107		<u>51</u>	<u>49</u>		
108		<u>52</u>	<u>49</u>		
109		<u>52</u>	<u>49</u>		
110		<u>52</u>			
111		<u>52</u>			
112		<u>52</u>			
113		<u>52</u>			
114		<u>52</u>			
115		<u>52</u>			
116		<u>52</u>			
117		<u>53</u>			
118		<u>53</u>			
119		<u>53</u>			
120		<u>53</u>			
121		<u>53</u>			
122		<u>53</u>			
123		<u>53</u>			
124		<u>53</u>			
125		<u>53</u>			

別表第17の2 降格時号給対応表（第21条関係）

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	特2級	3級
1	21	<u>37</u>	<u>29</u>	41
2	22	<u>38</u>	<u>30</u>	42
3	23	<u>39</u>	<u>31</u>	43
4	24	<u>40</u>	<u>32</u>	44
5	25	<u>41</u>	<u>33</u>	45
6	26	<u>42</u>	<u>34</u>	46
7	27	<u>43</u>	<u>35</u>	47
8	28	<u>44</u>	<u>36</u>	48

102		<u>54</u>	<u>56</u>		
103		<u>55</u>	<u>56</u>		
104		<u>55</u>	<u>56</u>		
105		<u>55</u>	<u>56</u>		
106		<u>55</u>	<u>56</u>		
107		<u>55</u>	<u>57</u>		
108		<u>56</u>	<u>57</u>		
109		<u>56</u>	<u>57</u>		
110		<u>56</u>	<u>57</u>		
111		<u>56</u>	<u>57</u>		
112		<u>56</u>	<u>57</u>		
113		<u>56</u>	<u>57</u>		
114		<u>56</u>			
115		<u>56</u>			
116		<u>56</u>			
117		<u>57</u>			
118		<u>57</u>			
119		<u>57</u>			
120		<u>57</u>			
121		<u>57</u>			
122		<u>57</u>			
123		<u>57</u>			
124		<u>57</u>			
125		<u>57</u>			

別表第17の2 降格時号給対応表（第21条関係）

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	特2級	3級
1	21	<u>25</u>	<u>25</u>	41
2	22	<u>26</u>	<u>26</u>	42
3	23	<u>27</u>	<u>27</u>	43
4	24	<u>28</u>	<u>28</u>	44
5	25	<u>29</u>	<u>29</u>	45
6	26	<u>30</u>	<u>30</u>	46
7	27	<u>31</u>	<u>31</u>	47
8	28	<u>32</u>	<u>32</u>	48

9	29	<u>45</u>	<u>37</u>	<u>50</u>
10	30	<u>46</u>	<u>38</u>	<u>52</u>
11	31	<u>47</u>	<u>39</u>	<u>54</u>
12	32	<u>48</u>	<u>40</u>	<u>56</u>
13	33	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>58</u>
14	34	<u>50</u>	<u>42</u>	<u>60</u>
15	35	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>62</u>
16	36	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>64</u>
17	37	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>68</u>
18	38	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>72</u>
19	39	<u>55</u>	<u>47</u>	<u>76</u>
20	40	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>80</u>
21	41	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>82</u>
22	42	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>84</u>
23	43	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>85</u>
24	44	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>85</u>
25	46	<u>61</u>	<u>53</u>	<u>85</u>
26	48	<u>62</u>	<u>54</u>	<u>85</u>
27	50	<u>63</u>	<u>55</u>	<u>85</u>
28	52	<u>64</u>	<u>56</u>	<u>85</u>
29	54	<u>65</u>	<u>57</u>	<u>85</u>
30	56	<u>66</u>	<u>58</u>	<u>85</u>
31	58	<u>67</u>	<u>59</u>	<u>85</u>
32	60	<u>68</u>	<u>60</u>	<u>85</u>
33	62	<u>69</u>	<u>61</u>	<u>85</u>
34	64	<u>70</u>	<u>62</u>	<u>85</u>
35	66	<u>71</u>	<u>63</u>	<u>85</u>
36	68	<u>72</u>	<u>64</u>	<u>85</u>
37	70	<u>73</u>	<u>65</u>	<u>85</u>
38	72	<u>74</u>	<u>66</u>	<u>85</u>
39	74	<u>75</u>	<u>67</u>	<u>85</u>
40	76	<u>76</u>	<u>68</u>	<u>85</u>
41	78	<u>77</u>	<u>69</u>	<u>85</u>
42	80	<u>78</u>	<u>70</u>	<u>85</u>
43	82	<u>79</u>	<u>71</u>	<u>85</u>
44	84	<u>80</u>	<u>72</u>	<u>85</u>
45	86	<u>81</u>	<u>74</u>	<u>85</u>
46	88	<u>82</u>	<u>76</u>	
47	90	<u>83</u>	<u>78</u>	

9	29	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>49</u>
10	30	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>50</u>
11	31	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>51</u>
12	32	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>52</u>
13	33	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>53</u>
14	34	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>54</u>
15	35	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>55</u>
16	36	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>56</u>
17	37	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>57</u>
18	38	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>58</u>
19	39	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>59</u>
20	40	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>60</u>
21	41	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>61</u>
22	42	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>62</u>
23	43	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>63</u>
24	44	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>64</u>
25	46	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>66</u>
26	48	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>68</u>
27	50	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>70</u>
28	52	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>72</u>
29	54	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>74</u>
30	56	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>76</u>
31	58	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>78</u>
32	60	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>80</u>
33	62	<u>57</u>	<u>57</u>	<u>84</u>
34	64	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>88</u>
35	66	<u>59</u>	<u>59</u>	<u>92</u>
36	68	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>96</u>
37	70	<u>61</u>	<u>61</u>	<u>98</u>
38	72	<u>62</u>	<u>62</u>	<u>100</u>
39	74	<u>63</u>	<u>63</u>	<u>101</u>
40	76	<u>64</u>	<u>64</u>	<u>101</u>
41	78	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>101</u>
42	80	<u>66</u>	<u>66</u>	<u>101</u>
43	82	<u>67</u>	<u>67</u>	<u>101</u>
44	84	<u>68</u>	<u>68</u>	<u>101</u>
45	86	<u>69</u>	<u>69</u>	<u>101</u>
46	88	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>101</u>
47	90	<u>71</u>	<u>71</u>	<u>101</u>

48	92	<u>84</u>	<u>80</u>	
49	94	<u>85</u>	<u>81</u>	
50	96	<u>86</u>	<u>82</u>	
51	98	<u>87</u>	<u>83</u>	
52	100	<u>88</u>	<u>84</u>	
53	102	<u>89</u>	<u>87</u>	
54	104	<u>90</u>	<u>90</u>	
55	106	<u>91</u>	<u>93</u>	
56	108	<u>92</u>	<u>96</u>	
57	112	<u>93</u>	<u>99</u>	
58	116	<u>94</u>	<u>102</u>	
59	120	<u>95</u>	<u>105</u>	
60	124	<u>96</u>	<u>105</u>	
61	130	<u>97</u>	<u>105</u>	
62	136	<u>98</u>	<u>105</u>	
63	142	<u>99</u>	<u>105</u>	
64	148	<u>100</u>	<u>105</u>	
65	150	<u>101</u>	<u>105</u>	
66	152	<u>102</u>	<u>105</u>	
67	153	<u>103</u>	<u>105</u>	
68	153	<u>104</u>	<u>105</u>	
69	153	<u>106</u>	<u>105</u>	
70	153	<u>108</u>	<u>105</u>	
71	153	<u>110</u>	105	
72	153	<u>112</u>	<u>105</u>	
73	153	<u>114</u>	<u>105</u>	
74	153	<u>116</u>	<u>105</u>	
75	153	<u>118</u>	<u>105</u>	
76	153	<u>120</u>	<u>105</u>	
77	153	<u>125</u>	<u>105</u>	
78	153	<u>130</u>	<u>105</u>	
79	153	<u>135</u>	<u>105</u>	
80	153	<u>140</u>	<u>105</u>	
81	153	<u>143</u>	<u>105</u>	
82	153	<u>146</u>	<u>105</u>	
83	153	<u>149</u>	<u>105</u>	
84	153	<u>149</u>	<u>105</u>	
85	153	<u>149</u>	<u>105</u>	
86	153	<u>149</u>		

48	92	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>101</u>
49	94	<u>73</u>	<u>73</u>	<u>101</u>
50	96	<u>74</u>	<u>74</u>	<u>101</u>
51	98	<u>75</u>	<u>75</u>	<u>101</u>
52	100	<u>76</u>	<u>76</u>	<u>101</u>
53	102	<u>77</u>	<u>77</u>	<u>101</u>
54	104	<u>78</u>	<u>78</u>	<u>101</u>
55	106	<u>79</u>	<u>79</u>	<u>101</u>
56	108	<u>80</u>	<u>80</u>	<u>101</u>
57	112	<u>81</u>	<u>81</u>	<u>101</u>
58	116	<u>82</u>	<u>82</u>	<u>101</u>
59	120	<u>83</u>	<u>83</u>	<u>101</u>
60	124	<u>84</u>	<u>84</u>	<u>101</u>
61	130	<u>85</u>	<u>86</u>	<u>101</u>
62	136	<u>86</u>	<u>88</u>	
63	142	<u>87</u>	<u>90</u>	
64	148	<u>88</u>	<u>92</u>	
65	150	<u>89</u>	<u>93</u>	
66	152	<u>90</u>	<u>94</u>	
67	153	<u>91</u>	<u>95</u>	
68	153	<u>92</u>	<u>96</u>	
69	153	<u>93</u>	<u>99</u>	
70	153	<u>94</u>	<u>102</u>	
71	153	<u>95</u>	105	
72	153	<u>96</u>	<u>108</u>	
73	153	<u>97</u>	<u>111</u>	
74	153	<u>98</u>	<u>114</u>	
75	153	<u>99</u>	<u>117</u>	
76	153	<u>100</u>	<u>117</u>	
77	153	<u>101</u>	<u>117</u>	
78	153	<u>102</u>	<u>117</u>	
79	153	<u>103</u>	<u>117</u>	
80	153	<u>104</u>	<u>117</u>	
81	153	<u>106</u>	<u>117</u>	
82	153	<u>108</u>	<u>117</u>	
83	153	<u>110</u>	<u>117</u>	
84	153	<u>112</u>	<u>117</u>	
85	153	<u>114</u>	<u>117</u>	
86	153	<u>116</u>	<u>117</u>	

87	153	<u>149</u>		
88	153	<u>149</u>		
89	153	<u>149</u>		
90	153	<u>149</u>		
91	153	<u>149</u>		
92	153	<u>149</u>		
93	153	<u>149</u>		
94	153	<u>149</u>		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153	149		
99	153	149		
100	153	149		
101	153	149		
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	9	<u>49</u>	9	<u>61</u>

87	153	<u>118</u>	<u>117</u>	
88	153	<u>120</u>	<u>117</u>	
89	153	<u>125</u>	<u>117</u>	
90	153	<u>130</u>	<u>117</u>	
91	153	<u>135</u>	<u>117</u>	
92	153	<u>140</u>	<u>117</u>	
93	153	<u>143</u>	<u>117</u>	
94	153	<u>146</u>	<u>117</u>	
95	153	149	<u>117</u>	
96	153	149	<u>117</u>	
97	153	149	<u>117</u>	
98	153	149	<u>117</u>	
99	153	149	<u>117</u>	
100	153	149	<u>117</u>	
101	153	149	<u>117</u>	
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153	<u>149</u>		
107	153	<u>149</u>		
108	153	<u>149</u>		
109	153	<u>149</u>		
110	153	<u>149</u>		
111	153	<u>149</u>		
112	153	<u>149</u>		
113	153	<u>149</u>		
114	153	<u>149</u>		
115	153	<u>149</u>		
116	153	<u>149</u>		
117	153	<u>149</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	9	<u>37</u>	9	<u>57</u>

2	10	<u>50</u>	10	<u>62</u>
3	11	<u>51</u>	11	<u>63</u>
4	12	<u>52</u>	12	<u>68</u>
5	13	<u>53</u>	13	<u>73</u>
6	14	<u>54</u>	14	<u>78</u>
7	15	<u>55</u>	15	<u>84</u>
8	16	<u>56</u>	16	<u>88</u>
9	17	<u>57</u>	17	<u>93</u>
10	18	<u>58</u>	18	<u>98</u>
11	19	<u>59</u>	19	<u>103</u>
12	20	<u>60</u>	20	<u>105</u>
13	21	<u>61</u>	21	<u>105</u>
14	22	<u>62</u>	22	<u>105</u>
15	23	<u>63</u>	23	<u>105</u>
16	24	<u>64</u>	24	<u>105</u>
17	25	<u>65</u>	25	<u>105</u>
18	26	<u>66</u>	26	<u>105</u>
19	27	<u>67</u>	27	<u>105</u>
20	28	<u>68</u>	28	<u>105</u>
21	29	<u>69</u>	29	<u>105</u>
22	30	<u>70</u>	30	<u>105</u>
23	31	<u>71</u>	31	<u>105</u>
24	32	<u>72</u>	32	<u>105</u>
25	33	<u>73</u>	33	105
26	34	<u>74</u>	34	<u>105</u>
27	35	<u>75</u>	35	<u>105</u>
28	36	<u>76</u>	36	<u>105</u>
29	37	<u>77</u>	37	<u>105</u>
30	38	<u>78</u>	38	<u>105</u>
31	39	<u>79</u>	39	<u>105</u>
32	40	<u>80</u>	40	<u>105</u>
33	41	<u>81</u>	41	<u>105</u>
34	42	<u>82</u>	42	<u>105</u>
35	43	<u>83</u>	43	<u>105</u>
36	44	<u>84</u>	44	<u>105</u>
37	46	<u>85</u>	45	<u>105</u>
38	48	<u>86</u>	46	
39	50	<u>87</u>	47	
40	52	<u>88</u>	48	

2	10	<u>38</u>	10	<u>58</u>
3	11	<u>39</u>	11	<u>59</u>
4	12	<u>40</u>	12	<u>60</u>
5	13	<u>41</u>	13	<u>61</u>
6	14	<u>42</u>	14	<u>62</u>
7	15	<u>43</u>	15	<u>63</u>
8	16	<u>44</u>	16	<u>64</u>
9	17	<u>45</u>	17	<u>65</u>
10	18	<u>46</u>	18	<u>66</u>
11	19	<u>47</u>	19	<u>67</u>
12	20	<u>48</u>	20	<u>68</u>
13	21	<u>49</u>	21	<u>69</u>
14	22	<u>50</u>	22	<u>70</u>
15	23	<u>51</u>	23	<u>71</u>
16	24	<u>52</u>	24	<u>72</u>
17	25	<u>53</u>	25	<u>73</u>
18	26	<u>54</u>	26	<u>74</u>
19	27	<u>55</u>	27	<u>75</u>
20	28	<u>56</u>	28	<u>80</u>
21	29	<u>57</u>	29	<u>85</u>
22	30	<u>58</u>	30	<u>90</u>
23	31	<u>59</u>	31	<u>96</u>
24	32	<u>60</u>	32	<u>100</u>
25	33	<u>61</u>	33	105
26	34	<u>62</u>	34	<u>110</u>
27	35	<u>63</u>	35	<u>115</u>
28	36	<u>64</u>	36	<u>117</u>
29	37	<u>65</u>	37	<u>117</u>
30	38	<u>66</u>	38	<u>117</u>
31	39	<u>67</u>	39	<u>117</u>
32	40	<u>68</u>	40	<u>117</u>
33	41	<u>69</u>	41	<u>117</u>
34	42	<u>70</u>	42	<u>117</u>
35	43	<u>71</u>	43	<u>117</u>
36	44	<u>72</u>	44	<u>117</u>
37	46	<u>73</u>	45	<u>117</u>
38	48	<u>74</u>	46	<u>117</u>
39	50	<u>75</u>	47	<u>117</u>
40	52	<u>76</u>	48	<u>117</u>

41	54	<u>89</u>	49	
42	56	<u>90</u>	50	
43	58	<u>91</u>	51	
44	60	<u>92</u>	52	
45	62	<u>93</u>	53	
46	64	<u>94</u>	54	
47	66	<u>95</u>	55	
48	68	<u>96</u>	56	
49	70	<u>97</u>	57	
50	72	<u>98</u>	58	
51	74	<u>99</u>	59	
52	76	<u>100</u>	60	
53	79	<u>101</u>	61	
54	82	<u>102</u>	62	
55	85	<u>103</u>	63	
56	88	<u>104</u>	64	
57	90	<u>105</u>	65	
58	92	<u>106</u>	66	
59	94	<u>107</u>	67	
60	96	<u>108</u>	68	
61	100	<u>109</u>	<u>70</u>	
62	104	<u>110</u>	<u>72</u>	
63	108	<u>111</u>	<u>74</u>	
64	112	<u>112</u>	<u>76</u>	
65	116	<u>114</u>	<u>77</u>	
66	120	<u>116</u>	<u>78</u>	
67	124	<u>118</u>	<u>79</u>	
68	125	<u>120</u>	<u>83</u>	
69	125	<u>121</u>	<u>87</u>	
70	125	<u>122</u>	<u>91</u>	
71	125	<u>123</u>	<u>95</u>	
72	125	<u>124</u>	<u>100</u>	
73	125	<u>125</u>	<u>102</u>	
74	125	<u>126</u>	<u>104</u>	
75	125	<u>127</u>	<u>105</u>	
76	125	<u>128</u>	<u>105</u>	
77	125	<u>130</u>	<u>105</u>	
78	125	<u>134</u>	<u>105</u>	

41	54	<u>77</u>	49	<u>117</u>
42	56	<u>78</u>	50	<u>117</u>
43	58	<u>79</u>	51	<u>117</u>
44	60	<u>80</u>	52	<u>117</u>
45	62	<u>81</u>	53	<u>117</u>
46	64	<u>82</u>	54	<u>117</u>
47	66	<u>83</u>	55	<u>117</u>
48	68	<u>84</u>	56	<u>117</u>
49	70	<u>85</u>	57	<u>117</u>
50	72	<u>86</u>	58	<u>117</u>
51	74	<u>87</u>	59	<u>117</u>
52	76	<u>88</u>	60	<u>117</u>
53	79	<u>89</u>	61	<u>117</u>
54	82	<u>90</u>	62	
55	85	<u>91</u>	63	
56	88	<u>92</u>	64	
57	90	<u>93</u>	65	
58	92	<u>94</u>	66	
59	94	<u>95</u>	67	
60	96	<u>96</u>	68	
61	100	<u>97</u>	<u>69</u>	
62	104	<u>98</u>	<u>70</u>	
63	108	<u>99</u>	<u>71</u>	
64	112	<u>100</u>	<u>72</u>	
65	116	<u>101</u>	<u>73</u>	
66	120	<u>102</u>	<u>74</u>	
67	124	<u>103</u>	<u>75</u>	
68	125	<u>104</u>	<u>76</u>	
69	125	<u>105</u>	<u>77</u>	
70	125	<u>106</u>	<u>78</u>	
71	125	<u>107</u>	<u>79</u>	
72	125	<u>108</u>	<u>80</u>	
73	125	<u>109</u>	<u>82</u>	
74	125	<u>110</u>	<u>84</u>	
75	125	<u>111</u>	<u>86</u>	
76	125	<u>112</u>	<u>88</u>	
77	125	<u>114</u>	<u>89</u>	
78	125	<u>116</u>	<u>90</u>	

79	125	<u>138</u>	<u>105</u>	
80	125	<u>142</u>	<u>105</u>	
81	125	<u>146</u>	<u>105</u>	
82	125	<u>150</u>	<u>105</u>	
83	125	<u>153</u>	<u>105</u>	
84	125	<u>156</u>	<u>105</u>	
85	125	<u>158</u>	<u>105</u>	
86	125	<u>160</u>	<u>105</u>	
87	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
88	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
89	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
90	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
91	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
92	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
93	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
94	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
95	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
96	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
97	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
98	125	<u>161</u>	<u>105</u>	
99	125	161	<u>105</u>	
100	125	161	<u>105</u>	
101	125	161	<u>105</u>	
102	125	161	<u>105</u>	
103	125	161	<u>105</u>	
104	125	161	<u>105</u>	
105	125	161	<u>105</u>	
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

79	125	<u>118</u>	<u>91</u>	
80	125	<u>120</u>	<u>95</u>	
81	125	<u>121</u>	<u>99</u>	
82	125	<u>122</u>	<u>103</u>	
83	125	<u>123</u>	<u>107</u>	
84	125	<u>124</u>	<u>112</u>	
85	125	<u>125</u>	<u>114</u>	
86	125	<u>126</u>	<u>116</u>	
87	125	<u>127</u>	<u>117</u>	
88	125	<u>128</u>	<u>117</u>	
89	125	<u>130</u>	<u>117</u>	
90	125	<u>134</u>	<u>117</u>	
91	125	<u>138</u>	<u>117</u>	
92	125	<u>142</u>	<u>117</u>	
93	125	<u>146</u>	<u>117</u>	
94	125	<u>150</u>	<u>117</u>	
95	125	<u>153</u>	<u>117</u>	
96	125	<u>156</u>	<u>117</u>	
97	125	<u>158</u>	<u>117</u>	
98	125	<u>160</u>	<u>117</u>	
99	125	161	<u>117</u>	
100	125	161	<u>117</u>	
101	125	161	<u>117</u>	
102	125	161	<u>117</u>	
103	125	161	<u>117</u>	
104	125	161	<u>117</u>	
105	125	161	<u>117</u>	
106	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
107	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
108	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
109	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
110	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
111	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
112	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
113	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
114	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
115	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
116	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
117	125	<u>161</u>	<u>117</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ハ 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	<u>21</u>	13	<u>21</u>
2	22	<u>22</u>	14	<u>22</u>
3	23	<u>23</u>	15	<u>23</u>
4	24	<u>24</u>	16	<u>24</u>
5	25	<u>25</u>	17	<u>25</u>
6	26	<u>26</u>	18	<u>26</u>
7	27	<u>27</u>	19	<u>27</u>
8	28	<u>28</u>	20	<u>28</u>
9	29	<u>29</u>	21	<u>29</u>
10	30	<u>30</u>	22	<u>30</u>
11	31	<u>31</u>	23	<u>31</u>
12	32	<u>32</u>	24	<u>32</u>
13	33	<u>33</u>	25	<u>33</u>
14	34	<u>34</u>	26	<u>34</u>
15	35	<u>35</u>	27	<u>35</u>
16	36	<u>36</u>	28	<u>36</u>
17	37	<u>37</u>	29	<u>37</u>
18	38	<u>38</u>	30	<u>38</u>
19	39	<u>39</u>	31	<u>39</u>
20	40	<u>40</u>	32	<u>40</u>
21	41	<u>41</u>	33	<u>41</u>
22	42	<u>42</u>	34	<u>42</u>
23	43	<u>43</u>	35	<u>43</u>
24	44	<u>44</u>	36	<u>44</u>
25	46	<u>45</u>	37	<u>46</u>
26	48	<u>46</u>	38	<u>48</u>
27	50	<u>47</u>	39	<u>50</u>
28	52	<u>48</u>	40	<u>52</u>
29	54	<u>49</u>	41	<u>54</u>
30	56	<u>50</u>	42	<u>56</u>
31	58	<u>51</u>	43	<u>58</u>
32	60	<u>52</u>	44	<u>60</u>
33	62	<u>53</u>	45	<u>63</u>
34	64	<u>54</u>	46	<u>66</u>
35	66	<u>55</u>	47	<u>69</u>

ハ 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	<u>17</u>	13	<u>17</u>
2	22	<u>18</u>	14	<u>18</u>
3	23	<u>19</u>	15	<u>19</u>
4	24	<u>20</u>	16	<u>20</u>
5	25	<u>21</u>	17	<u>21</u>
6	26	<u>22</u>	18	<u>22</u>
7	27	<u>23</u>	19	<u>23</u>
8	28	<u>24</u>	20	<u>24</u>
9	29	<u>25</u>	21	<u>25</u>
10	30	<u>26</u>	22	<u>26</u>
11	31	<u>27</u>	23	<u>27</u>
12	32	<u>28</u>	24	<u>28</u>
13	33	<u>29</u>	25	<u>29</u>
14	34	<u>30</u>	26	<u>30</u>
15	35	<u>31</u>	27	<u>31</u>
16	36	<u>32</u>	28	<u>32</u>
17	37	<u>33</u>	29	<u>33</u>
18	38	<u>34</u>	30	<u>34</u>
19	39	<u>35</u>	31	<u>35</u>
20	40	<u>36</u>	32	<u>36</u>
21	41	<u>37</u>	33	<u>37</u>
22	42	<u>38</u>	34	<u>38</u>
23	43	<u>39</u>	35	<u>39</u>
24	44	<u>40</u>	36	<u>40</u>
25	46	<u>41</u>	37	<u>41</u>
26	48	<u>42</u>	38	<u>42</u>
27	50	<u>43</u>	39	<u>43</u>
28	52	<u>44</u>	40	<u>44</u>
29	54	<u>45</u>	41	<u>45</u>
30	56	<u>46</u>	42	<u>46</u>
31	58	<u>47</u>	43	<u>47</u>
32	60	<u>48</u>	44	<u>48</u>
33	62	<u>49</u>	45	<u>50</u>
34	64	<u>50</u>	46	<u>52</u>
35	66	<u>51</u>	47	<u>54</u>

36	68	<u>56</u>	48	<u>72</u>
37	70	<u>57</u>	49	<u>76</u>
38	72	<u>58</u>	50	<u>80</u>
39	74	<u>59</u>	51	<u>85</u>
40	76	<u>60</u>	52	<u>90</u>
41	79	<u>61</u>	53	<u>95</u>
42	82	<u>62</u>	54	<u>100</u>
43	85	<u>63</u>	55	<u>101</u>
44	85	<u>64</u>	56	<u>101</u>
45	85	<u>65</u>	57	<u>101</u>
46	85	<u>66</u>	58	<u>101</u>
47	85	<u>67</u>	59	<u>101</u>
48	85	<u>68</u>	60	<u>101</u>
49	85	<u>70</u>	61	<u>101</u>
50	85	<u>72</u>	62	<u>101</u>
51	85	<u>74</u>	63	<u>101</u>
52	85	<u>76</u>	64	<u>101</u>
53	85	<u>79</u>	65	<u>101</u>
54	85	<u>82</u>	66	<u>101</u>
55	85	<u>85</u>	67	<u>101</u>
56	85	<u>90</u>	68	<u>101</u>
57	85	<u>95</u>	<u>70</u>	<u>101</u>
58	85	<u>100</u>	<u>72</u>	<u>101</u>
59	85	<u>105</u>	<u>74</u>	<u>101</u>
60	85	<u>105</u>	<u>76</u>	<u>101</u>
61	85	<u>105</u>	<u>78</u>	<u>101</u>
62	85	<u>105</u>	<u>80</u>	<u>101</u>
63	85	<u>105</u>	<u>82</u>	<u>101</u>
64	85	<u>105</u>	<u>84</u>	<u>101</u>
65	85	<u>105</u>	<u>85</u>	<u>101</u>
66	85	<u>105</u>	<u>86</u>	<u>101</u>
67	85	<u>105</u>	<u>87</u>	<u>101</u>
68	85	<u>105</u>	<u>88</u>	<u>101</u>
69	85	<u>105</u>	<u>90</u>	<u>101</u>
70	85	<u>105</u>	<u>109</u>	<u>101</u>
71	85	<u>105</u>	<u>109</u>	<u>101</u>
72	85	<u>105</u>	<u>109</u>	<u>101</u>
73	85	<u>105</u>	<u>109</u>	<u>101</u>
74	85	<u>105</u>	<u>109</u>	<u>101</u>

36	68	<u>52</u>	48	<u>56</u>
37	70	<u>53</u>	49	<u>58</u>
38	72	<u>54</u>	50	<u>60</u>
39	74	<u>55</u>	51	<u>62</u>
40	76	<u>56</u>	52	<u>64</u>
41	79	<u>57</u>	53	<u>67</u>
42	82	<u>58</u>	54	<u>70</u>
43	85	<u>59</u>	55	<u>73</u>
44	85	<u>60</u>	56	<u>76</u>
45	85	<u>61</u>	57	<u>80</u>
46	85	<u>62</u>	58	<u>84</u>
47	85	<u>63</u>	59	<u>89</u>
48	85	<u>64</u>	60	<u>94</u>
49	85	<u>65</u>	61	<u>99</u>
50	85	<u>66</u>	62	<u>104</u>
51	85	<u>67</u>	63	<u>105</u>
52	85	<u>68</u>	64	<u>105</u>
53	85	<u>70</u>	65	<u>105</u>
54	85	<u>72</u>	66	<u>105</u>
55	85	<u>74</u>	67	<u>105</u>
56	85	<u>76</u>	68	<u>105</u>
57	85	<u>79</u>	<u>69</u>	<u>105</u>
58	85	<u>82</u>	<u>70</u>	<u>105</u>
59	85	<u>85</u>	<u>71</u>	<u>105</u>
60	85	<u>90</u>	<u>72</u>	<u>105</u>
61	85	<u>95</u>	<u>74</u>	<u>105</u>
62	85	<u>100</u>	<u>76</u>	<u>105</u>
63	85	<u>105</u>	<u>78</u>	<u>105</u>
64	85	<u>105</u>	<u>80</u>	<u>105</u>
65	85	<u>105</u>	<u>82</u>	<u>105</u>
66	85	<u>105</u>	<u>84</u>	<u>105</u>
67	85	<u>105</u>	<u>86</u>	<u>105</u>
68	85	<u>105</u>	<u>88</u>	<u>105</u>
69	85	<u>105</u>	<u>89</u>	<u>105</u>
70	85	<u>105</u>	<u>90</u>	<u>105</u>
71	85	<u>105</u>	<u>91</u>	<u>105</u>
72	85	<u>105</u>	<u>92</u>	<u>105</u>
73	85	<u>105</u>	<u>94</u>	<u>105</u>
74	85	<u>105</u>	<u>113</u>	<u>105</u>

75	85	105	<u>109</u>	<u>101</u>
76	85	105	<u>109</u>	<u>101</u>
77	85	105	<u>109</u>	<u>101</u>
78	85	105	<u>109</u>	
79	85	105	<u>109</u>	
80	85	105	<u>109</u>	
81	85	105	<u>109</u>	
82	85	105	<u>109</u>	
83	85	105	<u>109</u>	
84	85	105	<u>109</u>	
85	85	105	<u>109</u>	
86	85	105	<u>109</u>	
87	85	105	<u>109</u>	
88	85	105	<u>109</u>	
89	85	105	<u>109</u>	
90	85	105	<u>109</u>	
91	85	105	<u>109</u>	
92	85	105	<u>109</u>	
93	85	105	<u>109</u>	
94	85	105	<u>109</u>	
95	85	105	<u>109</u>	
96	85	105	<u>109</u>	
97	85	105	<u>109</u>	
98	85	105	<u>109</u>	
99	85	105	<u>109</u>	
100	85	105	<u>109</u>	
101	85	105	<u>109</u>	
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		

75	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
76	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
77	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
78	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
79	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
80	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
81	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
82	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
83	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
84	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
85	85	105	<u>113</u>	<u>105</u>
86	85	105	<u>113</u>	
87	85	105	<u>113</u>	
88	85	105	<u>113</u>	
89	85	105	<u>113</u>	
90	85	105	<u>113</u>	
91	85	105	<u>113</u>	
92	85	105	<u>113</u>	
93	85	105	<u>113</u>	
94	85	105	<u>113</u>	
95	85	105	<u>113</u>	
96	85	105	<u>113</u>	
97	85	105	<u>113</u>	
98	85	105	<u>113</u>	
99	85	105	<u>113</u>	
100	85	105	<u>113</u>	
101	85	105	<u>113</u>	
102	85	105	<u>113</u>	
103	85	105	<u>113</u>	
104	85	105	<u>113</u>	
105	85	105	<u>113</u>	
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		
110		<u>105</u>		
111		<u>105</u>		

112		<u>105</u>		
113		<u>105</u>		

ニ 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	<u>21</u>	<u>21</u>	9	<u>13</u>
2	34	<u>22</u>	<u>22</u>	10	<u>14</u>
3	35	<u>23</u>	<u>23</u>	11	<u>15</u>
4	36	<u>24</u>	<u>24</u>	12	<u>16</u>
5	37	<u>25</u>	<u>25</u>	13	<u>17</u>
6	38	<u>26</u>	<u>26</u>	14	<u>18</u>
7	39	<u>27</u>	<u>27</u>	15	<u>19</u>
8	40	<u>28</u>	<u>28</u>	16	<u>20</u>
9	41	<u>29</u>	<u>29</u>	17	<u>21</u>
10	42	<u>30</u>	<u>30</u>	18	<u>22</u>
11	43	<u>31</u>	<u>31</u>	19	<u>23</u>
12	44	<u>32</u>	<u>32</u>	20	<u>24</u>
13	45	<u>33</u>	<u>33</u>	21	<u>25</u>
14	46	<u>34</u>	<u>34</u>	22	<u>26</u>
15	47	<u>35</u>	<u>35</u>	23	<u>27</u>
16	48	<u>36</u>	<u>36</u>	24	<u>28</u>
17	49	<u>37</u>	<u>37</u>	25	<u>29</u>
18	50	<u>38</u>	<u>38</u>	26	<u>30</u>
19	51	<u>39</u>	<u>39</u>	27	<u>31</u>
20	52	<u>40</u>	<u>40</u>	28	<u>32</u>
21	54	<u>41</u>	<u>41</u>	29	<u>33</u>
22	56	<u>42</u>	<u>42</u>	30	<u>34</u>
23	58	<u>43</u>	<u>43</u>	31	<u>35</u>
24	60	<u>44</u>	<u>44</u>	32	<u>36</u>
25	62	<u>45</u>	<u>45</u>	33	<u>37</u>
26	64	<u>46</u>	<u>46</u>	34	<u>38</u>
27	66	<u>47</u>	<u>47</u>	35	<u>39</u>
28	68	<u>48</u>	<u>48</u>	36	<u>40</u>
29	71	<u>49</u>	<u>49</u>	37	<u>42</u>
30	74	<u>50</u>	<u>50</u>	38	<u>44</u>
31	77	<u>51</u>	<u>51</u>	39	<u>46</u>
32	80	<u>52</u>	<u>52</u>	40	<u>48</u>

ニ 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	<u>17</u>	<u>17</u>	9	<u>9</u>
2	34	<u>18</u>	<u>18</u>	10	<u>10</u>
3	35	<u>19</u>	<u>19</u>	11	<u>11</u>
4	36	<u>20</u>	<u>20</u>	12	<u>12</u>
5	37	<u>21</u>	<u>21</u>	13	<u>13</u>
6	38	<u>22</u>	<u>22</u>	14	<u>14</u>
7	39	<u>23</u>	<u>23</u>	15	<u>15</u>
8	40	<u>24</u>	<u>24</u>	16	<u>16</u>
9	41	<u>25</u>	<u>25</u>	17	<u>17</u>
10	42	<u>26</u>	<u>26</u>	18	<u>18</u>
11	43	<u>27</u>	<u>27</u>	19	<u>19</u>
12	44	<u>28</u>	<u>28</u>	20	<u>20</u>
13	45	<u>29</u>	<u>29</u>	21	<u>21</u>
14	46	<u>30</u>	<u>30</u>	22	<u>22</u>
15	47	<u>31</u>	<u>31</u>	23	<u>23</u>
16	48	<u>32</u>	<u>32</u>	24	<u>24</u>
17	49	<u>33</u>	<u>33</u>	25	<u>25</u>
18	50	<u>34</u>	<u>34</u>	26	<u>26</u>
19	51	<u>35</u>	<u>35</u>	27	<u>27</u>
20	52	<u>36</u>	<u>36</u>	28	<u>28</u>
21	54	<u>37</u>	<u>37</u>	29	<u>29</u>
22	56	<u>38</u>	<u>38</u>	30	<u>30</u>
23	58	<u>39</u>	<u>39</u>	31	<u>31</u>
24	60	<u>40</u>	<u>40</u>	32	<u>32</u>
25	62	<u>41</u>	<u>41</u>	33	<u>33</u>
26	64	<u>42</u>	<u>42</u>	34	<u>34</u>
27	66	<u>43</u>	<u>43</u>	35	<u>35</u>
28	68	<u>44</u>	<u>44</u>	36	<u>36</u>
29	71	<u>45</u>	<u>45</u>	37	<u>37</u>
30	74	<u>46</u>	<u>46</u>	38	<u>38</u>
31	77	<u>47</u>	<u>47</u>	39	<u>39</u>
32	80	<u>48</u>	<u>48</u>	40	<u>40</u>

33	83	<u>54</u>	<u>53</u>	41	<u>50</u>
34	86	<u>56</u>	<u>54</u>	42	<u>52</u>
35	89	<u>58</u>	<u>55</u>	43	<u>54</u>
36	92	<u>60</u>	<u>56</u>	44	<u>56</u>
37	93	<u>61</u>	<u>59</u>	45	<u>58</u>
38	93	<u>62</u>	<u>62</u>	46	<u>68</u>
39	93	<u>63</u>	<u>65</u>	47	<u>80</u>
40	93	<u>64</u>	<u>68</u>	48	<u>84</u>
41	93	<u>66</u>	<u>71</u>	49	<u>85</u>
42	93	<u>68</u>	<u>74</u>	50	<u>85</u>
43	93	<u>70</u>	<u>77</u>	51	<u>85</u>
44	93	<u>72</u>	<u>80</u>	52	<u>85</u>
45	93	<u>77</u>	<u>84</u>	53	<u>85</u>
46	93	<u>82</u>	<u>88</u>	54	<u>85</u>
47	93	<u>87</u>	<u>95</u>	55	<u>85</u>
48	93	<u>92</u>	<u>102</u>	56	<u>85</u>
49	93	<u>97</u>	<u>109</u>	57	<u>85</u>
50	93	<u>102</u>	<u>109</u>	58	<u>85</u>
51	93	<u>107</u>	<u>109</u>	59	<u>85</u>
52	93	<u>116</u>	<u>109</u>	60	<u>85</u>
53	93	<u>125</u>	<u>109</u>	61	<u>85</u>
54	93	<u>125</u>	<u>109</u>	62	<u>85</u>
55	93	<u>125</u>	<u>109</u>	63	<u>85</u>
56	93	<u>125</u>	<u>109</u>	64	<u>85</u>
57	93	125	<u>109</u>	65	<u>85</u>
58	93	125	<u>109</u>	66	<u>85</u>
59	93	125	<u>109</u>	67	<u>85</u>
60	93	125	<u>109</u>	<u>72</u>	<u>85</u>
61	93	125	<u>109</u>	<u>77</u>	<u>85</u>
62	93	125	<u>109</u>	<u>80</u>	<u>85</u>
63	93	125	<u>109</u>	<u>81</u>	<u>85</u>
64	93	125	<u>109</u>	<u>82</u>	<u>85</u>
65	93	125	<u>109</u>	<u>83</u>	<u>85</u>
66	93	125	<u>109</u>	<u>84</u>	<u>85</u>
67	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	<u>85</u>
68	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	<u>85</u>
69	93	125	<u>109</u>	85	<u>85</u>
70	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	<u>85</u>
71	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	<u>85</u>

33	83	<u>49</u>	<u>49</u>	41	<u>41</u>
34	86	<u>50</u>	<u>50</u>	42	<u>42</u>
35	89	<u>51</u>	<u>51</u>	43	<u>43</u>
36	92	<u>52</u>	<u>52</u>	44	<u>44</u>
37	93	<u>54</u>	<u>53</u>	45	<u>45</u>
38	93	<u>56</u>	<u>54</u>	46	<u>46</u>
39	93	<u>58</u>	<u>55</u>	47	<u>47</u>
40	93	<u>60</u>	<u>56</u>	48	<u>48</u>
41	93	<u>61</u>	<u>57</u>	49	<u>50</u>
42	93	<u>62</u>	<u>58</u>	50	<u>52</u>
43	93	<u>63</u>	<u>59</u>	51	<u>54</u>
44	93	<u>64</u>	<u>60</u>	52	<u>56</u>
45	93	<u>66</u>	<u>63</u>	53	<u>58</u>
46	93	<u>68</u>	<u>66</u>	54	<u>60</u>
47	93	<u>70</u>	<u>69</u>	55	<u>62</u>
48	93	<u>72</u>	<u>72</u>	56	<u>64</u>
49	93	<u>77</u>	<u>75</u>	57	<u>66</u>
50	93	<u>82</u>	<u>78</u>	58	<u>76</u>
51	93	<u>87</u>	<u>81</u>	59	<u>88</u>
52	93	<u>92</u>	<u>84</u>	60	<u>92</u>
53	93	<u>97</u>	<u>88</u>	61	<u>93</u>
54	93	<u>102</u>	<u>92</u>	62	<u>93</u>
55	93	<u>107</u>	<u>99</u>	63	<u>93</u>
56	93	<u>116</u>	<u>106</u>	64	<u>93</u>
57	93	125	<u>113</u>	65	<u>93</u>
58	93	125	<u>113</u>	66	<u>93</u>
59	93	125	<u>113</u>	67	<u>93</u>
60	93	125	<u>113</u>	<u>68</u>	<u>93</u>
61	93	125	<u>113</u>	<u>69</u>	<u>93</u>
62	93	125	<u>113</u>	<u>70</u>	<u>93</u>
63	93	125	<u>113</u>	<u>71</u>	<u>93</u>
64	93	125	<u>113</u>	<u>72</u>	<u>93</u>
65	93	125	<u>113</u>	<u>73</u>	<u>93</u>
66	93	125	<u>113</u>	<u>74</u>	<u>93</u>
67	93	125	<u>113</u>	<u>75</u>	<u>93</u>
68	93	125	<u>113</u>	<u>80</u>	<u>93</u>
69	93	125	<u>113</u>	85	<u>93</u>
70	93	125	<u>113</u>	<u>88</u>	<u>93</u>
71	93	125	<u>113</u>	<u>89</u>	<u>93</u>

72	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	<u>85</u>
73	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	<u>85</u>
74	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
75	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
76	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
77	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
78	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
79	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
80	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
81	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
82	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
83	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
84	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
85	93	125	<u>109</u>	<u>85</u>	
86	93	125			
87	93	125			
88	93	125			
89	93	125			
90	93	125			
91	93	125			
92	93	125			
93	93	125			
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93				

72	93	125	<u>113</u>	<u>90</u>	<u>93</u>
73	93	125	<u>113</u>	<u>91</u>	<u>93</u>
74	93	125	<u>113</u>	<u>92</u>	<u>93</u>
75	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
76	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
77	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
78	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
79	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
80	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
81	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
82	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
83	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
84	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
85	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
86	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	
87	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	
88	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	
89	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	
90	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	
91	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	
92	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	
93	93	125	<u>113</u>	<u>93</u>	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			
100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	<u>125</u>			

111	93				
112	93				
113	93				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十八・別表第十九 (略)

111	93	<u>125</u>			
112	93	<u>125</u>			
113	93	<u>125</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第十八・別表第十九 (略)

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育
 委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十中

民間等における企業、団体等の職員としての在職期間	地方公務員、国家公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員、外国政府職員		
	として在職期間		
職務の種類が類似しているもの	その他のもの	直接関係があるものと認められるもの	その他のもの
十割以下	八割以下	十割以下	八割以下
			部内の他の職員との均衡を著しく失う虞がない。この限りでない。

を

地方公共団体、国、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業、団体等の職員等としての在職期間		その経験が認められるもの	その他のもの
直接関係があるものと認められるもの	その他のもの	十割	十割以下
常時勤務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。			

に、

その他の期間

直接関係があるものと認められるもの	その他のもの
十割以下	五割以下

を

その他の期間	直接関係があるものと認められるもの	その他のもの
	十割以下	五割以下

経験が認められるもの	その他のもの
十割以下	五割以下

に改める。

別表第十七を次のように改める。

31	11	1	3	1
32	12	1	4	1
33	13	1	5	1
34	14	1	6	1
35	15	1	7	1
36	16	1	8	1
37	17	1	9	1
38	18	2	10	1
39	19	3	11	1
40	20	4	12	1
41	21	5	13	1
42	22	6	14	2
43	23	7	15	3
44	24	8	16	4
45	25	9	17	5
46	25	10	18	6
47	26	11	19	7
48	26	12	20	8
49	27	13	21	9
50	27	14	22	9
51	28	15	23	10
52	28	16	24	10
53	29	17	25	11
54	29	18	26	11
55	30	19	27	12
56	30	20	28	12
57	31	21	29	13
58	31	22	30	13
59	32	23	31	14
60	32	24	32	14
61	33	25	33	15
62	33	26	34	15
63	34	27	35	16
64	34	28	36	16

別表第17 昇格時号給対応表（第20条関係）

イ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1
29	9	1	1	1
30	10	1	2	1

99	52	63	57	
100	52	64	58	
101	53	65	58	
102	53	66	58	
103	54	67	59	
104	54	68	59	
105	55	69	59	
106	55	69		
107	56	70		
108	56	70		
109	57	71		
110	57	71		
111	57	72		
112	57	72		
113	58	73		
114	58	73		
115	58	74		
116	58	74		
117	59	75		
118	59	75		
119	59	76		
120	59	76		
121	60	77		
122	60	77		
123	60	77		
124	60	77		
125	61	77		
126	61	78		
127	61	78		
128	61	78		
129	61	78		
130	61	78		
131	62	79		
132	62	79		

65	35	29	37	17
66	35	30	38	17
67	36	31	39	17
68	36	32	40	17
69	37	33	41	18
70	37	34	42	18
71	38	35	43	18
72	38	36	44	18
73	39	37	45	19
74	39	38	45	19
75	40	39	46	19
76	40	40	46	19
77	41	41	47	20
78	41	42	47	20
79	42	43	48	20
80	42	44	48	20
81	43	45	49	21
82	43	46	50	21
83	44	47	51	22
84	44	48	52	22
85	45	49	53	23
86	45	50	53	
87	46	51	53	
88	46	52	54	
89	47	53	54	
90	47	54	54	
91	48	55	55	
92	48	56	55	
93	49	57	55	
94	49	58	56	
95	50	59	56	
96	50	60	56	
97	51	61	57	
98	51	62	57	

ロ 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1

133	62	79		
134	62	79		
135	62	79		
136	62	80		
137	63	80		
138	63	80		
139	63	80		
140	63	80		
141	63	81		
142	63	81		
143	64	81		
144	64	82		
145	64	82		
146	64	82		
147	64	83		
148	64	83		
149	65	83		
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

66	47	18	58	4
67	48	19	59	4
68	48	20	60	4
69	49	21	61	5
70	49	22	61	5
71	50	23	62	5
72	50	24	62	5
73	51	25	63	5
74	51	26	63	6
75	52	27	64	6
76	52	28	64	6
77	53	29	65	6
78	53	30	66	6
79	53	31	67	7
80	54	32	68	7
81	54	33	68	7
82	54	34	68	7
83	55	35	68	7
84	55	36	69	7
85	55	37	69	8
86	56	38	69	8
87	56	39	69	8
88	56	40	70	8
89	57	41	70	9
90	57	42	70	9
91	58	43	70	9
92	58	44	71	9
93	59	45	71	9
94	59	46	71	10
95	60	47	71	10
96	60	48	72	10
97	61	49	72	10
98	61	50	72	10
99	61	51	72	11

32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	1	30	1
39	31	1	31	1
40	32	1	32	1
41	33	1	33	1
42	34	1	34	1
43	35	1	35	1
44	36	1	36	1
45	37	1	37	1
46	37	1	38	1
47	38	1	39	1
48	38	1	40	1
49	39	1	41	1
50	39	2	42	1
51	40	3	43	1
52	40	4	44	1
53	41	5	45	1
54	41	6	46	1
55	42	7	47	1
56	42	8	48	1
57	43	9	49	1
58	43	10	50	1
59	44	11	51	1
60	44	12	52	1
61	45	13	53	1
62	45	14	54	2
63	46	15	55	3
64	46	16	56	4
65	47	17	57	4

134		78		
135		79		
136		79		
137		79		
138		79		
139		80		
140		80		
141		80		
142		80		
143		81		
144		81		
145		81		
146		81		
147		82		
148		82		
149		82		
150		82		
151		83		
152		83		
153		83		
154		84		
155		84		
156		84		
157		85		
158		85		
159		86		
160		86		
161		87		

100	61	52	72	11
101	62	53	73	11
102	62	54	73	11
103	62	55	74	11
104	62	56	74	12
105	63	57	75	12
106	63	58		
107	63	59		
108	63	60		
109	64	61		
110	64	62		
111	64	63		
112	64	64		
113	65	65		
114	65	65		
115	65	66		
116	65	66		
117	66	67		
118	66	67		
119	66	68		
120	66	68		
121	67	69		
122	67	70		
123	67	71		
124	67	72		
125	68	73		
126		74		
127		75		
128		76		
129		77		
130		77		
131		78		
132		78		
133		78		

32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	14
35	15	15	23	15
36	16	16	24	16
37	17	17	25	17
38	18	18	26	18
39	19	19	27	19
40	20	20	28	20
41	21	21	29	21
42	22	22	30	22
43	23	23	31	23
44	24	24	32	24
45	25	25	33	25
46	25	26	34	25
47	26	27	35	26
48	26	28	36	26
49	27	29	37	27
50	27	30	38	27
51	28	31	39	28
52	28	32	40	28
53	29	33	41	29
54	29	34	42	29
55	30	35	43	30
56	30	36	44	30
57	31	37	45	31
58	31	38	46	31
59	32	39	47	32
60	32	40	48	32
61	33	41	49	33
62	33	42	50	33
63	34	43	51	33
64	34	44	52	34
65	35	45	53	34

ハ 学校栄養職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8
29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11

100		58	70	42
101		59	70	43
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	
105		59	70	
106			70	
107			70	
108			70	
109			70	

66	35	46	54	34
67	36	47	55	35
68	36	48	56	35
69	37	49	57	35
70	37	49	57	36
71	38	50	58	36
72	38	50	58	36
73	39	51	59	37
74	39	51	59	37
75	40	52	60	37
76	40	52	60	37
77	41	53	61	38
78	41	53	61	38
79	41	53	62	38
80	42	54	62	38
81	42	54	63	39
82	42	54	63	39
83	43	55	64	39
84	43	55	64	39
85	43	55	65	39
86		56	66	40
87		56	67	40
88		56	68	40
89		56	69	40
90		56	69	40
91		57	70	41
92		57	70	41
93		57	70	41
94		57	70	41
95		57	70	41
96		58	70	42
97		58	70	42
98		58	70	42
99		58	70	42

32	1	12	12	24	20
33	1	13	13	25	21
34	2	14	14	26	22
35	3	15	15	27	23
36	4	16	16	28	24
37	5	17	17	29	25
38	6	18	18	30	26
39	7	19	19	31	27
40	8	20	20	32	28
41	9	21	21	33	29
42	10	22	22	34	29
43	11	23	23	35	30
44	12	24	24	36	30
45	13	25	25	37	31
46	14	26	26	38	31
47	15	27	27	39	32
48	16	28	28	40	32
49	17	29	29	41	33
50	18	30	30	42	33
51	19	31	31	43	34
52	20	32	32	44	34
53	21	33	33	45	35
54	21	33	34	46	35
55	22	34	35	47	36
56	22	34	36	48	36
57	23	35	37	49	37
58	23	35	37	50	37
59	24	36	37	51	38
60	24	36	38	52	38
61	25	37	38	53	38
62	25	38	38	54	38
63	26	39	39	55	38
64	26	40	39	56	38
65	27	41	39	57	38

ニ 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	1	1	10	6
19	1	1	1	11	7
20	1	1	1	12	8
21	1	1	1	13	9
22	1	2	2	14	10
23	1	3	3	15	11
24	1	4	4	16	12
25	1	5	5	17	13
26	1	6	6	18	14
27	1	7	7	19	15
28	1	8	8	20	16
29	1	9	9	21	17
30	1	10	10	22	18
31	1	11	11	23	19

100		50	48		
101		50	48		
102		50	48		
103		51	49		
104		51	49		
105		51	49		
106		51	49		
107		51	49		
108		52	49		
109		52	49		
110		52			
111		52			
112		52			
113		52			
114		52			
115		52			
116		52			
117		53			
118		53			
119		53			
120		53			
121		53			
122		53			
123		53			
124		53			
125		53			

66	27	41	40	58	38
67	28	42	40	59	38
68	28	42	40	60	38
69	29	43	41	60	39
70	29	43	41	60	39
71	29	44	41	60	39
72	30	44	42	60	39
73	30	45	42	61	39
74	30	45	42	61	39
75	31	45	43	61	39
76	31	45	43	61	39
77	31	45	43	61	39
78	32	46	44	62	39
79	32	46	44	62	39
80	32	46	44	62	39
81	33	46	45	63	40
82	33	46	45	64	40
83	33	47	45	65	40
84	34	47	45	66	40
85	34	47	46	67	41
86	34	47	46		
87	35	47	46		
88	35	48	46		
89	35	48	47		
90	36	48	47		
91	36	48	47		
92	36	48	47		
93	37	49	47		
94		49	47		
95		49	47		
96		49	48		
97		49	48		
98		50	48		
99		50	48		

31	58	67	59	85
32	60	68	60	85
33	62	69	61	85
34	64	70	62	85
35	66	71	63	85
36	68	72	64	85
37	70	73	65	85
38	72	74	66	85
39	74	75	67	85
40	76	76	68	85
41	78	77	69	85
42	80	78	70	85
43	82	79	71	85
44	84	80	72	85
45	86	81	74	85
46	88	82	76	
47	90	83	78	
48	92	84	80	
49	94	85	81	
50	96	86	82	
51	98	87	83	
52	100	88	84	
53	102	89	87	
54	104	90	90	
55	106	91	93	
56	108	92	96	
57	112	93	99	
58	116	94	102	
59	120	95	105	
60	124	96	105	
61	130	97	105	
62	136	98	105	
63	142	99	105	
64	148	100	105	

別表第17の2 降格時号給対応表（第21条関係）

イ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	特2級	3級
1	21	37	29	41
2	22	38	30	42
3	23	39	31	43
4	24	40	32	44
5	25	41	33	45
6	26	42	34	46
7	27	43	35	47
8	28	44	36	48
9	29	45	37	50
10	30	46	38	52
11	31	47	39	54
12	32	48	40	56
13	33	49	41	58
14	34	50	42	60
15	35	51	43	62
16	36	52	44	64
17	37	53	45	68
18	38	54	46	72
19	39	55	47	76
20	40	56	48	80
21	41	57	49	82
22	42	58	50	84
23	43	59	51	85
24	44	60	52	85
25	46	61	53	85
26	48	62	54	85
27	50	63	55	85
28	52	64	56	85
29	54	65	57	85
30	56	66	58	85

別表第十七の二を次のように改める。

99	153	149		
100	153	149		
101	153	149		
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153			
107	153			
108	153			
109	153			
110	153			
111	153			
112	153			
113	153			
114	153			
115	153			
116	153			
117	153			
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			

65	150	101	105	
66	152	102	105	
67	153	103	105	
68	153	104	105	
69	153	106	105	
70	153	108	105	
71	153	110	105	
72	153	112	105	
73	153	114	105	
74	153	116	105	
75	153	118	105	
76	153	120	105	
77	153	125	105	
78	153	130	105	
79	153	135	105	
80	153	140	105	
81	153	143	105	
82	153	146	105	
83	153	149	105	
84	153	149	105	
85	153	149	105	
86	153	149		
87	153	149		
88	153	149		
89	153	149		
90	153	149		
91	153	149		
92	153	149		
93	153	149		
94	153	149		
95	153	149		
96	153	149		
97	153	149		
98	153	149		

ロ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	特2級	3級
1	9	49	9	61
2	10	50	10	62
3	11	51	11	63
4	12	52	12	68
5	13	53	13	73
6	14	54	14	78
7	15	55	15	84
8	16	56	16	88
9	17	57	17	93
10	18	58	18	98
11	19	59	19	103
12	20	60	20	105
13	21	61	21	105
14	22	62	22	105
15	23	63	23	105
16	24	64	24	105
17	25	65	25	105
18	26	66	26	105
19	27	67	27	105
20	28	68	28	105
21	29	69	29	105
22	30	70	30	105
23	31	71	31	105
24	32	72	32	105
25	33	73	33	105
26	34	74	34	105
27	35	75	35	105
28	36	76	36	105
29	37	77	37	105
30	38	78	38	105
31	39	79	39	105

133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

66	120	116	78	
67	124	118	79	
68	125	120	83	
69	125	121	87	
70	125	122	91	
71	125	123	95	
72	125	124	100	
73	125	125	102	
74	125	126	104	
75	125	127	105	
76	125	128	105	
77	125	130	105	
78	125	134	105	
79	125	138	105	
80	125	142	105	
81	125	146	105	
82	125	150	105	
83	125	153	105	
84	125	156	105	
85	125	158	105	
86	125	160	105	
87	125	161	105	
88	125	161	105	
89	125	161	105	
90	125	161	105	
91	125	161	105	
92	125	161	105	
93	125	161	105	
94	125	161	105	
95	125	161	105	
96	125	161	105	
97	125	161	105	
98	125	161	105	
99	125	161	105	

32	40	80	40	105
33	41	81	41	105
34	42	82	42	105
35	43	83	43	105
36	44	84	44	105
37	46	85	45	105
38	48	86	46	
39	50	87	47	
40	52	88	48	
41	54	89	49	
42	56	90	50	
43	58	91	51	
44	60	92	52	
45	62	93	53	
46	64	94	54	
47	66	95	55	
48	68	96	56	
49	70	97	57	
50	72	98	58	
51	74	99	59	
52	76	100	60	
53	79	101	61	
54	82	102	62	
55	85	103	63	
56	88	104	64	
57	90	105	65	
58	92	106	66	
59	94	107	67	
60	96	108	68	
61	100	109	70	
62	104	110	72	
63	108	111	74	
64	112	112	76	
65	116	114	77	

134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

100	125	161	105	
101	125	161	105	
102	125	161	105	
103	125	161	105	
104	125	161	105	
105	125	161	105	
106	125			
107	125			
108	125			
109	125			
110	125			
111	125			
112	125			
113	125			
114	125			
115	125			
116	125			
117	125			
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			

32	60	52	44	60
33	62	53	45	63
34	64	54	46	66
35	66	55	47	69
36	68	56	48	72
37	70	57	49	76
38	72	58	50	80
39	74	59	51	85
40	76	60	52	90
41	79	61	53	95
42	82	62	54	100
43	85	63	55	101
44	85	64	56	101
45	85	65	57	101
46	85	66	58	101
47	85	67	59	101
48	85	68	60	101
49	85	70	61	101
50	85	72	62	101
51	85	74	63	101
52	85	76	64	101
53	85	79	65	101
54	85	82	66	101
55	85	85	67	101
56	85	90	68	101
57	85	95	70	101
58	85	100	72	101
59	85	105	74	101
60	85	105	76	101
61	85	105	78	101
62	85	105	80	101
63	85	105	82	101
64	85	105	84	101
65	85	105	85	101

ハ 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	21	13	21
2	22	22	14	22
3	23	23	15	23
4	24	24	16	24
5	25	25	17	25
6	26	26	18	26
7	27	27	19	27
8	28	28	20	28
9	29	29	21	29
10	30	30	22	30
11	31	31	23	31
12	32	32	24	32
13	33	33	25	33
14	34	34	26	34
15	35	35	27	35
16	36	36	28	36
17	37	37	29	37
18	38	38	30	38
19	39	39	31	39
20	40	40	32	40
21	41	41	33	41
22	42	42	34	42
23	43	43	35	43
24	44	44	36	44
25	46	45	37	46
26	48	46	38	48
27	50	47	39	50
28	52	48	40	52
29	54	49	41	54
30	56	50	42	56
31	58	51	43	58

100	85	105	109	
101	85	105	109	
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		

66	85	105	86	101
67	85	105	87	101
68	85	105	88	101
69	85	105	90	101
70	85	105	109	101
71	85	105	109	101
72	85	105	109	101
73	85	105	109	101
74	85	105	109	101
75	85	105	109	101
76	85	105	109	101
77	85	105	109	101
78	85	105	109	
79	85	105	109	
80	85	105	109	
81	85	105	109	
82	85	105	109	
83	85	105	109	
84	85	105	109	
85	85	105	109	
86	85	105	109	
87	85	105	109	
88	85	105	109	
89	85	105	109	
90	85	105	109	
91	85	105	109	
92	85	105	109	
93	85	105	109	
94	85	105	109	
95	85	105	109	
96	85	105	109	
97	85	105	109	
98	85	105	109	
99	85	105	109	

32	80	52	52	40	48
33	83	54	53	41	50
34	86	56	54	42	52
35	89	58	55	43	54
36	92	60	56	44	56
37	93	61	59	45	58
38	93	62	62	46	68
39	93	63	65	47	80
40	93	64	68	48	84
41	93	66	71	49	85
42	93	68	74	50	85
43	93	70	77	51	85
44	93	72	80	52	85
45	93	77	84	53	85
46	93	82	88	54	85
47	93	87	95	55	85
48	93	92	102	56	85
49	93	97	109	57	85
50	93	102	109	58	85
51	93	107	109	59	85
52	93	116	109	60	85
53	93	125	109	61	85
54	93	125	109	62	85
55	93	125	109	63	85
56	93	125	109	64	85
57	93	125	109	65	85
58	93	125	109	66	85
59	93	125	109	67	85
60	93	125	109	72	85
61	93	125	109	77	85
62	93	125	109	80	85
63	93	125	109	81	85
64	93	125	109	82	85
65	93	125	109	83	85

ニ 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	33	21	21	9	13
2	34	22	22	10	14
3	35	23	23	11	15
4	36	24	24	12	16
5	37	25	25	13	17
6	38	26	26	14	18
7	39	27	27	15	19
8	40	28	28	16	20
9	41	29	29	17	21
10	42	30	30	18	22
11	43	31	31	19	23
12	44	32	32	20	24
13	45	33	33	21	25
14	46	34	34	22	26
15	47	35	35	23	27
16	48	36	36	24	28
17	49	37	37	25	29
18	50	38	38	26	30
19	51	39	39	27	31
20	52	40	40	28	32
21	54	41	41	29	33
22	56	42	42	30	34
23	58	43	43	31	35
24	60	44	44	32	36
25	62	45	45	33	37
26	64	46	46	34	38
27	66	47	47	35	39
28	68	48	48	36	40
29	71	49	49	37	42
30	74	50	50	38	44
31	77	51	51	39	46

100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93				
111	93				
112	93				
113	93				
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

66	93	125	109	84	85
67	93	125	109	85	85
68	93	125	109	85	85
69	93	125	109	85	85
70	93	125	109	85	85
71	93	125	109	85	85
72	93	125	109	85	85
73	93	125	109	85	85
74	93	125	109	85	
75	93	125	109	85	
76	93	125	109	85	
77	93	125	109	85	
78	93	125	109	85	
79	93	125	109	85	
80	93	125	109	85	
81	93	125	109	85	
82	93	125	109	85	
83	93	125	109	85	
84	93	125	109	85	
85	93	125	109	85	
86	93	125			
87	93	125			
88	93	125			
89	93	125			
90	93	125			
91	93	125			
92	93	125			
93	93	125			
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)

2 令和七年四月一日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この項において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十条又は第二十一条の規定を適用する。

(選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)

3 切替日前に選考(切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに職員となった者その他埼玉県教育委員会の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となった者とした場合との均衡上必要と認められる限度において、埼玉県教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

新	旧
<p style="text-align: center;">学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第四条 任命権者は、職員から前条第一項又は第二項の規定による届出 <u>(前条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定による届出 とみなされる届出を含む。以下この条、第十一条の二及び第十二条に おいて同じ。)</u>があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗 車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を 求める等の方法により確認し、その者が条例第九条の五第一項に規定 する職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手 当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第六条 普通交通機関等(条例第九条の五第三項に規定する新幹線鉄道 等(以下「新幹線鉄道等」という。))以外の交通機関等をいう。以下 同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし 最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法により 算出するものとする。</p> <p>第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往 路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつて はならない。ただし、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平 成七年埼玉県条例第二十八号、<u>第十一条の二第二項において「勤務時 間条例」という。)</u>第八条第一項に規定する正規の勤務時間が深夜に 及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りで ない。</p> <p>第八条 条例第九条の五第二項第一号に規定する運賃等相当額(次項及 <u>び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。)</u>は、次項に</p>	<p style="text-align: center;">学校職員の通勤手当に関する規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第四条 任命権者は、職員から前条第一項又は第二項の規定による届出 があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準 ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法 により確認し、その者が条例第九条の五第一項に規定する職員として の要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定 し、又は改定しなければならない。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第六条 普通交通機関等(新幹線鉄道等(条例第九条の五第三項に規定 する新幹線鉄道等をいう。以下同じ。))以外の交通機関等をいう。以 下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照ら し最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法によ り算出するものとする。</p> <p>第七条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往 路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつて はならない。ただし、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平 成七年埼玉県条例第二十八号)第八条第一項に規定する正規の勤務時 間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、 この限りでない。</p> <p>第八条 条例第九条の五第二項第一号に規定する運賃等相当額は、次項 に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に</p>

該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第九条の五第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（学校職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年埼玉県教育委員会規則第一号。次条において「在宅勤務等手当規則」という。）第四条第一号の学校職員にあつては、同号に規定する在宅勤務等をするが見込まれるその月の通勤所要回数分とし、交代制勤務に従事する職員等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分とする。）の運賃等の額

2 （略）

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二 条例第九条の五第二項第二号の在宅勤務等手当を支給される職員のうち、教育委員会規則で定める職員は、在宅勤務等手当規則第四条第一項の学校職員とする。

2 条例第九条の五第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十六条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）若しくは同条例第二十七条、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員は、

応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第九条の五第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

2 （略）

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二 条例第九条の五第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十六条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）若しくは同条例第二十七条、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の教育委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数
が十回に満たない職員とし、同号の教育委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

（新設）

一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。

3 条例第九条の五第二項第二号の教育委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

(併用者の区分及び支給額)

第八条の三 条例第九条の五第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第九条の五第一項第三号に掲げる職員のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額

二 条例第九条の五第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 (略)

第九条 (略)

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第十条 条例第九条の五第三項の教育委員会規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上である職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事

(新設)

(併用者の区分及び支給額)

第八条の三 条例第九条の五第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第九条の五第一項第三号に掲げる職員のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））

二 条例第九条の五第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 (略)

第九条 (略)

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第十条 条例第九条の五第三項の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

情の改善が認められるものに限る。)又は新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。

(削る)

(削る)

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等)に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十一条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第八条の規定は、条例第九条の五第三項第一号に規定する特別料金等相当額（次条第三項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機

一 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。以下この号において同じ。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上である職員又は新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員が新幹線鉄道等を利用する場合において、その利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当するものと教育委員会が認めるものであること。

二 高速自動車国道等の有料の道路（以下この号において「高速自動車国道等」という。）を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上である職員又は高速自動車国道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員が高速自動車国道等を利用する場合において、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当するものと教育委員会が認めるものであること。

(新幹線鉄道等)に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十一条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第八条の規定は、条例第九条の五第三項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運

関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第十一条の二 通勤手当は、支給単位期間（第三項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条第一項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が勤務時間条例第四条第一項の週休日又は勤務時間条例第十条第一項の職員の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い週休日又は学校職員の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受ける職員となる場合の離職を除く。以下同じ。）し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第九条の五第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十二条の二第二項及び第十二条の五第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(削る)

賃等の」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第十一条の二 通勤手当は、支給単位期間（第三項各号に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条第一項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第九条の五第四項の教育委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の教育委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第九条の五第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当

(削る)

(削る)

(支給の始期及び終期)

第十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、教育委員会は、任用の事情等を考慮して支給の始期及び終期を別に定めることができる。

(返納の事由及び額等)

第十二条の二 条例第九条の五第六項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一～五 (略)

2 条例第九条の五第六項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する

該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第九条の五第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第九条の五第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（第十二条の二第三項第一号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第十二条 (略)

2 (略)

(新設)

(返納の事由及び額等)

第十二条の二 条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一～五 (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第九条の五第二項第二号に定める額の合計額。以下この項及び第十二条の五第二項において同じ。）が五万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が

全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに教育委員会が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

（削る）

（削る）

三 前項第五号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の額を当該定期券の通用期間

生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該通勤手当の額を支給単位期間等の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十一条の二第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 当該通勤手当の額を支給単位期間等の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

三 前項第五号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（一箇月当

の月数で除して得た額（一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超える場合にあつては、十五万円）に事由発生月の翌月から当該支給単位期間の最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（削る）

たりの運賃等相当額等が五万五千円を超える場合にあつては、通勤手当の額を支給単位期間等で除して得た額）に事由発生月の翌月から当該支給単位期間の最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。）が二万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合 当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（以下この号及び次号において「払戻金二分の一相当額」という。）

ロ 第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額

ハ 第一項第五号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から当該支給単位期間の最後の月までの月数を乗じて得た額の二分の一に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第

- 3 条例第九条の五第六項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、教育委員会の定めるところにより、事由発生月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十二条の三 条例第九条の五第七項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 (略)

2 (略)

- 3 前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、任用の事情等を考慮して支給単位期間を別に定めることができる。この場合において、当該支給単位期間に係る通勤手当の額は、教育委員会が別に定める。

一項第一号から第四号までに掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第十一条の二第三項第三号に規定する通勤手当を支給されている場合 二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項第一号から第四号までに掲げる事由に係るその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金二分の一相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

- 4 条例第九条の五第五項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十二条の三 条例第九条の五第六項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 (略)

2 (略)

(新設)

第十二条の四 支給単位期間は、第十二条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月 （同条第三項の規定により支給の始期を別に定めた場合は、当該別に定めた月） 又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3（略）

（条例の適用を受けない県費支弁職員から職員となつた場合の特例）
第十二条の五（略）

2 前項の場合における通勤手当の額は、第八条第一項第一号の規定にかかわらず、利用する全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、従前の通勤手当に係る使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合にあつては、十五万円）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第十三条～第十五条（略）

第十二条の四 支給単位期間は、第十二条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3（略）

（条例の適用を受けない県費支弁職員から職員となつた場合の特例）
第十二条の五（略）

2 前項の場合における通勤手当の額は、普通交通機関等については、第八条第一項第一号の規定にかかわらず、利用するすべての普通交通機関等につき、従前の通勤手当に係る使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合にあつては、通勤手当の額を支給単位期間等で除して得た額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、新幹線鉄道等については、教育委員会が定める額とする。

第十三条～第十五条（略）

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「による届出」の下に「（前条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条、第十一条の二及び第十二条において同じ。）」を加える。

第六条中「新幹線鉄道等（条例第九条の五第三項に規定する新幹線鉄道等を含む。以下同じ）」を「条例第九条の五第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という）」に改める。

第七条中「第二十八号」の下に「。第十一条の二第二項において「勤務時間条例」という。」を加える。

第八条第一項中「運賃等相当額」の下に「（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）」を加え、同項第一号中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に改め、同項第二号中「二十一回分（」の下に「学校職員の在宅勤務等手当に関する規則（令和七年埼玉県教育委員会規則第十九号。次条において「在宅勤務等手当規則」という。）第四条第一号の学校職員にあつては、同号に規定する在宅勤務等をするが見込まれるその月の通勤所要回数分とし、」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分とする。」に改める。

第八条の二を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二 条例第九条の五第二項第二号の在宅勤務等手当を支給される職員のうち、教育委員会規則で定める職員は、在宅勤務等手当規則第四条第一項の学校職員とする。

2 条例第九条の五第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十六条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）若しくは同条例第二十七条、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。

3 条例第九条の五第二項第二号の教育委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第八条の三第一号中「(同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては)」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が二以上ある場合においては)」に、「以下」を「次号において」に改める。

第十条を次のように改める。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第十条 条例第九条の五第三項の教育委員会規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上である職員(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)又は新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。

第十一条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道等」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額(次条第三項において「特別料金等相当額」という。))」に改め、「同項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「」を「同項第二号中」に、「運賃等の」を「運賃等」に、「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改める。

第十一条の二第一項中「第三項各号」を「第三項」に、「当該各号」を「同項」に改め、同条第二項中「離職」の下に「(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が勤務時間条例第四条第一項の週休日又は勤務時間条例第十条第一項の職員の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い週休日又は学校職員の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受ける職員となる場合の離職を除く。以下同じ。))」を加え、同条第三項を次のように改

める。

3 条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）も、条例第九条の五第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十二条の二第二項及び第十二条の五第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第九条の五第五項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十二条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、教育委員会は、任用の事情等を考慮して支給の始期及び終期を別に定めることができる。

第十二条の二第一項中「第九条の五第五項」を「第九条の五第六項」に改め、同条第二項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第九条の五第五項」を「条例第九条の五第六項」に改め、同項第一号中「運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第九条の五第二項第二号に定める額の合計額。以下この項及び第十二条の五第二項において同じ。）」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千円」を「十五万円」に、「普通交通機関等（）」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等（）」に、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に改め、「運賃等」の下に「及び特別料金等」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに教育委員会が定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

第十二条の二第二項第三号中「すべての普通交通機関等」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に改め、「運賃等」の下に「及び特別料金等」を加え、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千円」及び

「通勤手当の額を支給単位期間等で除して得た額」を「十五万円」に改め、同条中第三項を削り、同条第四項中「第九条の五第五項」を「第九条の五第六項」に、「前二項」を「前項」に改め、「おいては」の下に「、教育委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とする。

第十二条の三第一項中「第九条の五第六項」を「第九条の五第七項」に、同項第一号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に、「当該新幹線鉄道等」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、任用の事情等を考慮して支給単位期間を別に定めることができる。この場合において、当該支給単位期間に係る通勤手当の額は、教育委員会が別に定める。

第十二条の四第一項中「開始される月」の下に「（同条第三項の規定により支給の始期を別に定めた場合は、当該別に定めた月）」を加える。

第十二条の五第二項中「普通交通機関等については、」を削り、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「運賃等」を「運賃等及び特別料金等」に、「運賃等相当額等」を「通勤手当算出基礎額」に、「五万五千元」及び「通勤手当の額を支給単位期間等で除して得た額」を「十五万円」に改め、「とし、新幹線鉄道等については、教育委員会が定める額」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き学校職員（学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第二十四号）第一条の規定による改正前の学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下この項において「改正前の条例」という。）第九条の五第二項第一号の一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の学校職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。附則第三項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第二号に規定する額（改正前の規則第八条の三第二号に掲げる職員に係る

ものを除く。第一号において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第九条の五第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第六項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の新幹線鉄道等（同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第十一条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の条例第九条の五第一項第二号の自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。）

二 改正前の条例第九条の五第三項第一号の新幹線鉄道等に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている学校職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一月未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロ以外の場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額（ロにおいて「改正前合計額」という。）から七万五千円を減じて得た額

ロ 改正前合計額が五万五千円を超え九万五千円以下である場合 改正前合計額から五万五千円を減じて得た額に二分の一を乗じて得た額

二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超える場合にあつては、二万円）を減じて得た額

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表
 第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 第一条～第十一条 (略) 第十二条 (略) 2 (略) 一～六 (略) 七 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号。以下「補償法」という。)第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)、公益的法人等派遣職員の公益的法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病又は退職派遣者の公益的法人等派遣条例第十一条に規定する特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは同法第七条第二項に規定する通勤(当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病を除く。))により勤務しなかつた期間から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。)第四条第一項、第五条及び<u>第六条第一項</u>に規定する週休日、<u>勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>、勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第十条第一項に規定する学校職員の休日(勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を勤務した職員にあつては、当該勤務した時間を除</p>	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 第一条～第十一条 (略) 第十二条 (略) 2 (略) 一～六 (略) 七 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号。以下「補償法」という。)第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先での業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)、公益的法人等派遣職員の公益的法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病又は退職派遣者の公益的法人等派遣条例第十一条に規定する特定法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは同法第七条第二項に規定する通勤(当該特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条第二項及び第三項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病を除く。))により勤務しなかつた期間から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。)第四条第一項、第五条及び<u>第六条</u>に規定する週休日、勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第十条第一項に規定する学校職員の休日(勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を勤務した職員にあつては、当該勤務した時間を除く。))及び勤務時間条例第十一条第一項に規定する代休(次号において「週休日等」という。)を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた</p>

く。)及び勤務時間条例第十一条第一項に規定する代休(次号において「週休日等」という。)を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

八～十二 (略)

第十三条 (略)

第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(以下この条において「特定任期付職員」という。)以外の学校職員にあつては百分の三百十五以下(条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員(以下この条において「教育四級職員」という。)にあつては、百分の三百七十五以下)、定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては百分の百以下(教育四級職員にあつては、百分の百二十以下)、特定任期付職員にあつては百分の二百六十二・五以下の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

第十五条～第十八条 (略)

別表第一～別表第三 (略)

つた全期間

八～十二 (略)

第十三条 (略)

第十四条 成績率は、学校職員の勤務成績に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員にあつては百分の二百十五以下(条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員(以下この条において「教育四級職員」という。)にあつては、百分の二百五十五以下)、定年前再任用短時間勤務学校職員にあつては百分の百二・五以下(教育四級職員にあつては、百分の百二十二・五以下)の範囲内において、任命権者が定めるものとする。この場合において、学校職員が基準日以前六箇月以内の期間において法第二十九条の規定による懲戒処分を受けているときは、別に人事委員会が定める基準に従い定めるものとする。

第十五条～第十八条 (略)

別表第一～別表第三 (略)

新	旧
<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (令和五年埼玉県教育委員会規則第十号)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条、第五条及び第七条の規定を適用する。</p> <p>3 暫定再任用学校職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。)は、地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四条の規定を適用する。</p>	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (令和五年埼玉県教育委員会規則第十号)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条、第五条及び第七条の規定を適用する。</p> <p>3 暫定再任用学校職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。)は、地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四条の規定を適用する。</p>

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第七号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「規定する週休日」の下に「、勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十四条中「に応じ、定年前再任用短時間勤務学校職員」の下に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(以下この条において「特定任期付職員」という。)」を加え、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百」に、「百分の百二十二・五以下」を「百分の百二十以下」、特定任期付職員にあつては百分の二百六十二・五以下」に改める。

(学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表
 第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の給料等の支給に関する規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>第四条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第四条第一項、第五条及び第六条第一項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により支給する。</u></p> <p>一～九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条～第十五条 (略)</p>	<p>学校職員の給料等の支給に関する規則</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>第四条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）<u>第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により支給する。</u></p> <p>一～九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条～第十五条 (略)</p>

新	旧
<p>学校職員の給料の半減に関する規則 第一条・第二条 (略)</p> <p>第三条 給与条例附則第六項の勤務しない期間には、特定病気休暇（次に掲げる場合における病気休暇（以下この条及び次条第三項において「公務傷病休暇等」という。）以外の病気休暇をいう。次条において同じ。）の日（一日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条第一項の規定に基づく週休日をいう。第五条において同じ。）、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日（勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。第五条において同じ。）、勤務時間条例第十条に規定する学校職員の休日（勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した学校職員にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休日）その他の勤務しない日（一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、公務傷病休暇等の日その他の埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日を除く。）が含まれるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第五条 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。</p> <p>第六条 (略)</p>	<p>学校職員の給料の半減に関する規則 第一条・第二条 (略)</p> <p>第三条 給与条例附則第六項の勤務しない期間には、特定病気休暇（次に掲げる場合における病気休暇（以下「公務傷病休暇等」という。）以外の病気休暇をいう。以下同じ。）の日（一日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）、勤務時間条例第十条に規定する学校職員の休日（勤務時間条例第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した学校職員にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休日）その他の勤務しない日（一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、公務傷病休暇等の日その他の埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める日を除く。）が含まれるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>第五条 月の中途において給料の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。</p> <p>第六条 (略)</p>

新	旧
<p>学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十二号）</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項において「法」という。）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四條第一項の規定を適用する。</p>	<p>学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十二号）</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項において「法」という。）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された学校職員で法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四條第一項の規定を適用する。</p>

学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に、「週休日の日数」を「週休日並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(学校職員の給料の半減に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の給料の半減に関する規則(平成二十三年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「病気休暇(以下)の下に「この条及び次条第三項において」を加え、「病気休暇をいう。以下」を「病気休暇をいう。次条において」に、「第六条」を「第六条第一項」に、「週休日をいう。以下」を「週休日をいう。第五条において同じ。)、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日(勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日をいう。第五条において)」に改める。

第五条中「週休日の日数」を「週休日及び週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

新	旧
<p style="text-align: center;">学校職員の住居手当に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(適用除外学校職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>学校職員の扶養親族たる者(学校職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))で他に生計の途がなく主として当該学校職員の扶養を受けているもの及び条例第九条において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第八条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。))が所有する住宅及び学校職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、学校職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している学校職員</u></p> <p>第三条 (略)</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第九条の六第一項第二号の教育委員会規則で定める学校職員は、学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号。以下この条において「単身赴任手当規則」という。) <u>第五条第二項に該当する学校職員で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(新たに給料表の適用を受ける学校職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した学校職員又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)第二条の規定による休職から復職した学校職員にあつては当該復帰又は復</u></p>	<p style="text-align: center;">学校職員の住居手当に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(適用除外学校職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>学校職員の扶養親族たる者(条例第九条において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。))が所有する住宅及び学校職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母又は配偶者の父母で、学校職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している学校職員</u></p> <p>第三条 (略)</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第四条 条例第九条の六第一項第二号の教育委員会規則で定める学校職員は、学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号。以下この条において「単身赴任手当規則」という。) <u>第六条第二項に該当する学校職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。))で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける学校</u></p>

職)の直前の住居であつた住宅(市町村が設置する公舎並びに前条に規定する教職員住宅、公舎、職員住宅、職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

第五条 (略)

(届出)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出(第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。)を要しない。

(確認及び決定)

第七条 任命権者は、学校職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第九条の六第一項の学校職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。前条第四項に規定する場合も、同様とする。

2・3 (略)

(家賃の算定の基準)

第八条 (略)

(支給の始期及び終期)

第九条 住居手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条の六第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、学校職員が同項に

職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年埼玉県条例第一号)第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した学校職員又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年埼玉県条例第五十一号)第二条の規定による休職から復職した学校職員にあつては当該復帰又は復職)の直前の住居であつた住宅(市町村が設置する公舎並びに前条に規定する教職員住宅、公舎、職員住宅、職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

第五条 (略)

(届出)

第六条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(確認及び決定)

第七条 任命権者は、学校職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第九条の六第一項の学校職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

2・3 (略)

(家賃の算定の基準)

第八条 (略)

(支給の始期及び終期)

第九条 住居手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条の六第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、学校職員が同項に

規定する要件を欠くに至った日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第六条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 （略）

第十条・十一条 （略）

規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第六条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 （略）

第十条・十一条 （略）

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「扶養親族たる者(」の下に「学校職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」で他に生計の途がなく主として当該学校職員の扶養を受けているもの及び」を加え、「第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「第八条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

第四条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)」を削り、「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は単身赴任手当規則第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第六条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができるときとして教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出(第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。)を要しない。

第七条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至つた日」の下に「(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日)」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表
 第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新							旧						
義務教育等教員特別手当に関する規則							義務教育等教員特別手当に関する規則						
第一条～第四条 (略)							第一条～第四条 (略)						
別表第1 (第3条関係)							別表第1 (第3条関係)						
教育職給料表(2)の適用を受ける者							教育職給料表(2)の適用を受ける者						
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	円	円	円	円	円		号給	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	1 から 4 まで	2,000	2,100	<u>4,000</u>	<u>4,900</u>	<u>7,400</u>	定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	1 から 4 まで	2,000	2,100	<u>3,500</u>	<u>4,200</u>	<u>6,800</u>
	5 から 8 まで	2,000	2,300	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,500</u>		5 から 8 まで	2,000	2,300	<u>3,700</u>	<u>4,400</u>	<u>6,900</u>
	9 から 12 まで	2,100	2,400	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,600</u>		9 から 12 まで	2,100	2,400	<u>3,800</u>	<u>4,500</u>	<u>7,100</u>
	13 から 16 まで	2,200	2,500	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,700</u>		13 から 16 まで	2,200	2,500	<u>4,000</u>	<u>4,900</u>	<u>7,200</u>
	17 から 20 まで	2,300	2,600	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,900</u>		17 から 20 まで	2,300	2,600	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,400</u>
	21 から 24 まで	2,400	2,800	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>		21 から 24 まで	2,400	2,800	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,500</u>
	25 から 28 まで	2,600	2,900	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>		25 から 28 まで	2,600	2,900	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,600</u>
	29 から 32 まで	2,700	3,000	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>		29 から 32 まで	2,700	3,000	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
	33 から 36 まで	2,800	3,200	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	<u>8,000</u>		33 から 36 まで	2,800	3,200	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
	37 から 40 まで	2,900	3,300	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	8,000		37 から 40 まで	2,900	3,300	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	8,000
	41 から 44 まで	3,100	3,500	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>			41 から 44 まで	3,100	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
	45 から 48 まで	3,200	3,700	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>			45 から 48 まで	3,200	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	<u>8,000</u>
	49 から 52 まで	3,300	3,900	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>			49 から 52 まで	3,300	3,900	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	<u>8,000</u>
	53 から 56 まで	3,400	4,100	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>			53 から 56 まで	3,400	4,100	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	57 から 60 まで	3,500	4,300	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>			57 から 60 まで	3,500	4,300	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>	
	61 から 64 まで	3,600	4,500	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>			61 から 64 まで	3,600	4,500	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>	
	65 から 68 まで	3,700	4,800	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>			65 から 68 まで	3,700	4,800	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>	
	69 から 72 まで	3,800	4,900	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>			69 から 72 まで	3,800	4,900	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	
	73 から 76 まで	3,900	5,100	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>			73 から 76 まで	3,900	5,100	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	
	77 から 80 まで	4,000	5,300	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>			77 から 80 まで	4,000	5,300	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	
81 から 84 まで	4,100	5,400	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>		81 から 84 まで	4,100	5,400	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>			
85 から 88 まで	4,100	5,500	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>		85 から 88 まで	4,100	5,500	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>			
89 から 92 まで	4,200	5,600	<u>7,200</u>	<u>7,600</u>		89 から 92 まで	4,200	5,600	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>			
93 から 96 まで	4,300	5,800	<u>7,200</u>	<u>7,600</u>		93 から 96 まで	4,300	5,800	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>			
97 から 100 まで	4,400	5,900	<u>7,300</u>	<u>7,600</u>		97 から 100 まで	4,400	5,900	<u>7,200</u>	<u>7,500</u>			
101 から 104 まで	4,400	6,100	<u>7,300</u>	7,600		101 から 104 まで	4,400	6,100	<u>7,200</u>	7,600			
105 から 108 まで	4,500	6,200	<u>7,300</u>	7,600		105 から 108 まで	4,500	6,200	<u>7,200</u>	7,600			
109 から 112 まで	4,500	6,300				109 から 112 まで	4,500	6,300	<u>7,300</u>	<u>7,600</u>			

113 から 116 まで	4,600	6,400				
117 から 120 まで	4,700	6,500				
121 から 124 まで	4,700	6,600				
125 から 128 まで	4,800	6,700				
129 から 132 まで		6,800				
133 から 136 まで		6,900				
137 から 140 まで		6,900				
141 から 144 まで		6,900				
145 から 148 まで		7,000				
149 から 152 まで		7,100				
153 から 156 まで		7,200				
157 から 160 まで		7,200				
161		7,200				
定年前再任用短時間勤務教育職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400	

113 から 116 まで	4,600	6,400	<u>7,300</u>	<u>7,600</u>		
117 から 120 まで	4,700	6,500	<u>7,300</u>	<u>7,600</u>		
121 から 124 まで	4,700	6,600				
125 から 128 まで	4,800	6,700				
129 から 132 まで		6,800				
133 から 136 まで		6,900				
137 から 140 まで		6,900				
141 から 144 まで		6,900				
145 から 148 まで		7,000				
149 から 152 まで		7,100				
153 から 156 まで		7,200				
157 から 160 まで		7,200				
161		7,200				
定年前再任用短時間勤務教育職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400	

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	号給	職務の級				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1 から 4 まで	2,000	2,500	<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	5 から 8 まで	2,000	2,600	<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	9 から 12 まで	2,100	2,800	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	13 から 16 まで	2,200	2,900	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	17 から 20 まで	2,300	3,000	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	21 から 24 まで	2,400	3,200	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	25 から 28 まで	2,600	3,300	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
	29 から 32 まで	2,700	3,500	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	<u>8,000</u>
	33 から 36 まで	2,800	3,700	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>	<u>8,000</u>
	37 から 40 まで	2,900	3,900	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>	8,000
	41 から 44 まで	3,100	4,100	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>	8,000
	45 から 48 まで	3,200	4,300	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>	8,000
	49 から 52 まで	3,300	4,500	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	
	53 から 56 まで	3,400	4,800	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	
	57 から 60 まで	3,500	4,900	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	61 から 64 まで	3,600	5,100	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	
	65 から 68 まで	3,700	5,300	<u>6,700</u>	<u>7,600</u>	
	69 から 72 まで	3,800	5,400	<u>6,800</u>	<u>7,700</u>	
	73 から 76 まで	3,900	5,500	<u>6,900</u>	<u>7,700</u>	

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	号給	職務の級				
		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1 から 4 まで	2,000	2,500	<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	5 から 8 まで	2,000	2,600	<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	9 から 12 まで	2,100	2,800	<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
	13 から 16 まで	2,200	2,900	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
	17 から 20 まで	2,300	3,000	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	21 から 24 まで	2,400	3,200	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	25 から 28 まで	2,600	3,300	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	29 から 32 まで	2,700	3,500	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	33 から 36 まで	2,800	3,700	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	37 から 40 まで	2,900	3,900	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	8,000
	41 から 44 まで	3,100	4,100	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	8,000
	45 から 48 まで	3,200	4,300	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	8,000
	49 から 52 まで	3,300	4,500	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>	<u>8,000</u>
	53 から 56 まで	3,400	4,800	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>	<u>8,000</u>
	57 から 60 まで	3,500	4,900	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>	<u>8,000</u>
定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員	61 から 64 まで	3,600	5,100	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>	<u>8,000</u>
	65 から 68 まで	3,700	5,300	<u>6,300</u>	<u>7,300</u>	
	69 から 72 まで	3,800	5,400	<u>6,400</u>	<u>7,400</u>	
	73 から 76 まで	3,900	5,500	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	

	77 から 80 まで	4,000	5,600	<u>7,100</u>	<u>7,800</u>			77 から 80 まで	4,000	5,600	<u>6,700</u>	<u>7,500</u>		
	81 から 84 まで	4,100	5,800	<u>7,200</u>	<u>7,900</u>			81 から 84 まで	4,100	5,800	<u>6,800</u>	<u>7,600</u>		
	85 から 88 まで	4,100	5,900	<u>7,200</u>	<u>7,900</u>			85 から 88 まで	4,100	5,900	<u>6,900</u>	<u>7,700</u>		
	89 から 92 まで	4,200	6,100	<u>7,200</u>				89 から 92 まで	4,200	6,100	<u>7,100</u>	<u>7,700</u>		
	93 から 96 まで	4,300	6,200	<u>7,200</u>				93 から 96 まで	4,300	6,200	<u>7,200</u>	<u>7,800</u>		
	97 から 100 まで	4,400	6,300	<u>7,300</u>				97 から 100 まで	4,400	6,300	<u>7,200</u>	<u>7,900</u>		
	101 から 104 まで	4,400	6,400	<u>7,300</u>				101 から 104 まで	4,400	6,400	<u>7,200</u>	<u>7,900</u>		
	105 から 108 まで	4,500	6,500	<u>7,300</u>				105 から 108 まで	4,500	6,500	<u>7,200</u>			
	109 から 112 まで	4,500	6,600					109 から 112 まで	4,500	6,600	<u>7,300</u>			
	113 から 116 まで	4,600	6,700					113 から 116 まで	4,600	6,700	<u>7,300</u>			
	117 から 120 まで	4,700	6,800					117 から 120 まで	4,700	6,800	<u>7,300</u>			
	121 から 124 まで	4,700	6,900					121 から 124 まで	4,700	6,900				
	125 から 128 まで	4,800	6,900					125 から 128 まで	4,800	6,900				
	129 から 132 まで	4,900	6,900					129 から 132 まで	4,900	6,900				
	133 から 136 まで	4,900	7,000					133 から 136 まで	4,900	7,000				
	137 から 140 まで	4,900	7,100					137 から 140 まで	4,900	7,100				
	141 から 144 まで	5,000	7,200					141 から 144 まで	5,000	7,200				
	145 から 148 まで	5,100	7,200					145 から 148 まで	5,100	7,200				
	149 から 152 まで	5,100	7,200					149 から 152 まで	5,100	7,200				
	153	5,100						153	5,100					
定年前再任用短時間勤務教育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400		定年前再任用短時間勤務教育職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400	

新	旧
<p>義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十五号）</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された教育職員をいう。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条の規定を適用する。</p>	<p>義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十五号）</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された教育職員をいう。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条の規定を適用する。</p>

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第一条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

特2級	3級	4級
円	円	円
3,500	4,200	6,800
3,700	4,400	6,900
3,800	4,500	7,100
4,000	4,900	7,200
4,300	5,100	7,400
4,500	5,200	7,500
4,700	5,400	7,600
4,900	5,500	7,700
5,100	5,700	7,900
5,300	5,900	8,000
5,400	6,000	8,000
5,600	6,100	8,000
5,700	6,300	8,000
5,800	6,400	8,000
6,000	6,600	
6,100	6,800	
6,300	6,900	
6,400	7,000	
6,500	7,100	
6,700	7,200	
6,800	7,300	
6,900	7,400	

6,900	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,600	
7,200	7,600	
7,300	7,600	
7,300	7,600	
7,300	7,600	
4,500	5,100	6,400

を

特2級	3級	4級
円	円	円
4,000	4,900	7,400
4,300	5,100	7,500
4,500	5,200	7,600

4,700	5,400	7,700
4,900	5,500	7,900
5,100	5,700	8,000
5,300	5,900	8,000
5,400	6,000	8,000
5,600	6,100	8,000
5,700	6,300	8,000
5,800	6,400	
6,000	6,600	
6,100	6,800	
6,300	6,900	
6,400	7,000	
6,500	7,100	
6,700	7,200	
6,800	7,300	
6,900	7,400	
6,900	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,500	
7,200	7,600	
7,200	7,600	
7,300	7,600	
7,300	7,600	

5,400	6,800	8,000	7,200	7,800	
5,600	6,900	8,000	7,200	7,900	
5,700	7,000	8,000			
			7,200	7,900	
5,800	7,100	8,000	7,200		
6,000	7,200	8,000	7,300		
6,100	7,300		7,300		
6,300	7,400		7,300		
6,400	7,500				
6,500	7,500				
6,700	7,600				
6,800	7,700				
6,900	7,700				
7,100	7,800				
7,200	7,900				
7,200	7,900				
7,200					
7,200					
7,300					
			4,500	5,100	6,400
7,300					
7,300					

を

特 2 級	3 級	4 級
円	円	円
4,000	5,700	7,400
4,300	5,900	7,500
4,500	6,000	7,600
4,700	6,100	7,700
4,900	6,300	7,900
5,100	6,400	8,000
5,300	6,600	8,000

別表第二中

特 2 級	3 級	4 級
円	円	円
3,500	5,100	6,800
3,700	5,200	6,900
3,800	5,400	7,100
4,000	5,500	7,200
4,300	5,700	7,400
4,500	5,900	7,500
4,700	6,000	7,600
4,900	6,100	7,700
5,100	6,300	7,900
5,300	6,400	8,000
5,400	6,600	8,000
5,600	6,800	8,000
5,700	6,900	8,000
5,800	7,000	8,000
6,000	7,100	8,000
6,100	7,200	8,000
6,300	7,300	
6,400	7,400	
6,500	7,500	
6,700	7,500	
6,800	7,600	
6,900	7,700	
7,100	7,700	

4,500	5,100	6,400

に改める。

4,500	5,100	6,400

に改める。

（義務教育等教員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 義務教育等教員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第二条 条例第九条において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「県職員条例」という。)第八条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げるものは含まれないものとする。</p> <p>一 学校職員の配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u>、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者</p> <p>二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 (届出)</p> <p>第三条 <u>新たに条例第九条において準用する県職員条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至つた学校職員は、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。)に届け出なければならない。現に扶養手当の支給を受けている学校職員の扶養親族に係る恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第一項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出(前項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。)を要しない。</u> (認定)</p> <p>第四条 <u>任命権者は、前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第三項に規定する場合も、同様とする。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の規定により認定した学校職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を<u>教育委員会が別に定める様式の扶養手当認定簿</u>に記載するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第二条 条例第九条において準用する職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「県職員条例」という。)第八条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げるものは含まれないものとする。</p> <p>一 学校職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者</p> <p>二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者 (届出)</p> <p>第三条 <u>条例第九条において準用する県職員条例第九条第一項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(認定)</p> <p>第四条 <u>任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)</u>は、<u>前条に規定する届出</u>があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により認定した学校職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を<u>扶養手当認定簿</u>に記載するものとする。</p>

3・4 (略)

(支給の始期及び終期)

第四条の二 扶養手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条において準用する県職員条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、学校職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 現に扶養手当の支給を受けている学校職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第五条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている学校職員の扶養親族が条例第九条において準用する県職員条例第八条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第四条第四項の規定を準用する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

3・4 (略)

(新設)

(事後の確認)

第五条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている学校職員の扶養親族が条例第九条において準用する県職員条例第八条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

学校職員の扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の扶養手当に関する規則(昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

第三条第一項を次のように改める。

(届出)

第三条 新たに条例第九条において準用する県職員条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至った学校職員は、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。)に届け出なければならぬ。現に扶養手当の支給を受けている学校職員の扶養親族に係る恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合も、同様とする。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出(前項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。)を要しない。

第四条第一項中「(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)」を削り、「前条に規定する」を「前条第一項の規定による」に改め、同項に後段として次のように加える。

同条第三項に規定する場合も、同様とする。

第四条第二項中「事項を」の下に「教育委員会が別に定める様式の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支給の始期及び終期)

第四条の二 扶養手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条において準用する県職員条例第八条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、学校職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の

属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 現に扶養手当の支給を受けている学校職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第五条中「前条第四項」を「第四条第四項」に改める。

第六条中「埼玉県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の学校職員の扶養手当に関する規則第二条、第三条第一項、第四条の二第一項及び第五条の規定の適用については、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、これらの規定中「条例第九条において準用」とあるのは、「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第二十四号）附則第四項において準用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第六号）附則第四項の規定により読み替えて適用」とする。

新	旧
<p>学校職員の単身赴任手当に関する規則</p> <p>第一条 (略) (やむを得ない状況)</p> <p>第二条 条例第九条の七第一項の埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある学校職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>第三条・第四条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(権衡職員の範囲等)</p> <p><u>第五条 条例第九条の七第三項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に掲げる事情とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p>	<p>学校職員の単身赴任手当に関する規則</p> <p>第一条 (略) (やむを得ない状況)</p> <p>第二条 条例第九条の七第一項<u>及び第三項</u>の埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 <u>配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある学校職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</u></p> <p>二～五 (略)</p> <p>第三条・第四条 (略) <u>(法人の範囲)</u></p> <p><u>第五条 条例第九条の七第三項の教育委員会規則で定める法人その他の団体は、次に掲げる法人及び団体とする。</u></p> <p>一 <u>地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社</u></p> <p>二 <u>地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社</u></p> <p>三 <u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社</u></p> <p>四 <u>沖縄振興開発金融公庫</u></p> <p>五 <u>国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人</u></p> <p>六 <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）別表第一から別表第四までに掲げる派遣先団体又は特定法人</u> (権衡職員の範囲等)</p> <p><u>第六条 条例第九条の七第三項の任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める学校職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける学校職員となった者とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p>

(削る)

イ (略)

ロ (略)

二～六 (略)

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける学校職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第二条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる学校職員たる要件を該当することとなる学校職員

八 (略)

(支給の調整)

第六条 (略)

(届出)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出(第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。)を要しない。

(確認及び決定)

第八条 任命権者は、学校職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第九条の七第一項又は第三項の学校職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定するものとする。前条第四項に規定する場合も、同様とする。

2・3 (略)

(支給の始期及び終期)

第九条 単身赴任手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条の七第一項

イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号において「法」という。)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

ロ (略)

ハ (略)

二～六 (略)

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける学校職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる学校職員たる要件を該当することとなる学校職員(人事交流等により給料表の適用を受ける学校職員となった者に限る。)

八 (略)

(支給の調整)

第七条 (略)

(届出)

第八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(確認及び決定)

第九条 任命権者は、学校職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第九条の七第一項又は第三項の学校職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

2・3 (略)

(支給の始期及び終期)

第十条 単身赴任手当の支給は、学校職員が新たに条例第九条の七第一項

又は第三項の学校職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、学校職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 （略）

（事後の確認）

第十条 （略）

（支給の方法）

第十一条 （略）

（雑則）

第十二条 （略）

又は第三項の学校職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、学校職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第八条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 （略）

（事後の確認）

第十一条 （略）

（支給の方法）

第十二条 （略）

（雑則）

第十三条 （略）

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び第三項」を削り、同条第一号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める学校職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける学校職員となつた者」を「教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に掲げる事情」に改め、同条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同項第七号中「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は第五条に規定する法人若しくは団体に使用される者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「伴い」との下に「、「第二条」とあるのを「前項」とを加え、「（人事交流等により給料表の適用を受ける学校職員となつた者に限る。）」を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出（第二項の規定により第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）を要しない。

第八条を第七条とする。

第九条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合も、同様とする。

第九条を第八条とする。

第十条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日）」を加え、「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の学校職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける学校職員となつた者にも適用する。

- 3 (教育職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)
教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。
附則第三項第四号中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号)による改正前の」を加える。
(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)
- 4 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第八号中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号)による改正前の」を加える。
(平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則の一部改正)
- 5 平成二十六年改正条例附則第六項から第八項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「又は」の下に「学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和七年埼玉県教育委員会規則第十五号)による改正前の」を加える。
(学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 6 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項から附則第四項までを削る。

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則 新旧対照表
 第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「<u>特定任期付職員</u>」という。)次に掲げる当該学校職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項(職員<u>の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「<u>育児休業条例</u>」</u>という。)<u>第二十条(育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。)</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額に 応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 一万二千元</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第二条 条例第十一条の三第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>学校職員</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>特定任期付職員</u> 次に掲げる当該学校職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に 応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ <u>六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 六千元</u></p> <p>ロ <u>五号給 五千元</u></p> <p>ハ <u>二号給から四号給まで 四千元</u></p> <p>ニ <u>一号給 三千元</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号。以下「任期付職員条例」という。)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該学校職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は給料月額に 応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項(職員<u>の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第二十条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。)</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給料月額 一万二千元</p> <p>ロ～ニ (略)</p> <p><u>2 条例第十一条の三第三項第一号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第二条 条例第十一条の三第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる<u>指定管理職員</u>の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 条例第十一条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務</u></p>

第三条 条例第十一条の三第三項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

2 次に掲げる場合には、条例第十一条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十一条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十一条の三第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

第四条～第六条 (略)

附 則

1 (略)

(条例附則第八項の規定を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第一条及び第二条の規定の適用については、当分の間、第一条第一号及び第二条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

をした指定管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(新設)

第三条～第五条 (略)

附 則

1 (略)

(条例附則第八項の規定を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第一条第一項及び第二条第一項の規定の適用については、当分の間、第一条第一項第一号及び第二条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

新	旧
<p>学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十八号）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、改正後の第一条第一項及び第二条第一項の規定を適用する。</p>	<p>学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十八号）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、改正後の第一条第一項及び第二条第一項の規定を適用する。</p>

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「された職員」の下に「(以下「特定任期付職員」という。)」を、「又は」の下に「同条第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。))第二十条(育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第三号において同じ。))の規定による」を加え、同号イ中「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第二十条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条第二項を削る。

第二条第一項各号列記以外の部分中「指定管理職員」を「学校職員」に改め、同項に次の一号を加え、同条第二項を削る。

三 特定任期付職員 次に掲げる当該学校職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額 六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給まで 四千円

ニ 一号給 三千円

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 条例第十一条の三第三項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

2 次に掲げる場合には、条例第十一条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十一条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十一条の三第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

附則第二項中「第一条第一項及び第二条第一項」を「第一条及び第二条」に、

「第一条第一項第一号」を「第一条第一号」に、「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

（学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和五年埼玉県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

新	旧
会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則	会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則
<p>第一条 (略)</p> <p>(非常勤の講師の報酬)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第三条第五項の日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬の基準額を百六十二・七五で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)に、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の一日当たりの勤務時間(第六項、<u>第五条第二項及び第十一条第二項</u>において「一日当たりの勤務時間」という。)に調整率を乗じて得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>(在宅勤務等手当に相当する報酬)</u></p> <p><u>第二条の二 会計年度任用学校職員が、住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の勤務時間(以下この条、次条及び第四条第一項において「正規の勤務時間」という。)(休暇により勤務しない時間その他埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める時間を除く。)の全部を勤務することを命ぜられた場合には、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の報酬の額は、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第四条第二項、第五条及び第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。)第九条の八第二項に定める額とする。</u></p> <p>(時間外勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第三条 会計年度任用学校職員が、<u>正規の勤務時間外</u>に勤務することを</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(非常勤の講師の報酬)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第三条第五項の日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬の基準額を百六十二・七五で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)に、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の一日当たりの勤務時間(<u>第六項及び第五条第二項</u>において「一日当たりの勤務時間」という。)に調整率を乗じて得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(時間外勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第三条 会計年度任用学校職員が、<u>勤務時間規則第二十条の規定により</u></p>

命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で教育委員会が定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務にあっては、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

3 （略）

（日直手当及び宿直手当に相当する報酬）

第四条 （略）

- 2 前項の報酬の額は、学校職員給与条例第十二条第二項に定める額とする。

（勤務一時間当たりの報酬の額の算出）

- 第五条 第三条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額報酬を受ける会計年度任用学校職員にあっては、第二条第二項に規定する報酬の基本額、当該基本額に学校職員給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五

定められたその者の勤務時間（以下この条及び次条第一項において「正規の勤務時間」という。）外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務又はあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務にあっては、第五条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

3 （略）

（日直手当及び宿直手当に相当する報酬）

第四条 （略）

- 2 前項の報酬の額は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）第十二条第二項に定める額とする。

（勤務一時間当たりの報酬の額の算出）

- 第五条 第三条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額報酬を受ける会計年度任用学校職員にあっては、その者の報酬（条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。以下「基本報酬」という。）の月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会が定める時間を減じたも

入して得た額)及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから教育委員会が定める時間を減じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

2 第三条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあっては、第二条第三項に規定する報酬の基本額、当該基本額に学校職員給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額を、一日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

第六条～第七条の二 (略)

(期末手当基礎額)

第八条 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した会計年度任用学校職員にあっては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条及び次条において同じ。)現在においてその者が受けるべき報酬(条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。この条、次条及び第十一条において「基本報酬」という。)の月額とする。

2・3 (略)

第八条の二、第九条 (略)

(外国語指導助手の報酬等)

ので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

2 第三条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあっては、その者の基本報酬の日額を、一日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

第六条～第七条の二 (略)

(期末手当基礎額)

第八条 月額の報酬を受ける会計年度任用学校職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日(退職し、又は死亡した会計年度任用学校職員にあっては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条及び次条において同じ。)現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2・3 (略)

第八条の二、第九条 (略)

(外国語指導助手の報酬等)

第十条 (略)

2 前項に規定する会計年度任用学校職員には、次の報酬額表を適用する。

号給	報酬月額
	円
1	335,000
2	345,000
3	355,000
4	360,000

3・4 (略)

5 第一項に規定する会計年度任用学校職員の在宅勤務等手当、時間外勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬の支給並びに報酬の減額については、第三条、第四条及び次条の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

(報酬の減額)

第十一条 (略)

2 前項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額を十二で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とし、日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあっては、その者の基本報酬の日額を、一日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

第十二条 (略)

別表第1 (第2条関係)

第十条 (略)

2 前項に規定する会計年度任用学校職員には、次の報酬額表を適用する。

号給	報酬月額
	円
1	280,000
2	300,000
3	325,000
4	330,000

3・4 (略)

5 第一項に規定する会計年度任用学校職員の時間外勤務手当、日直手当及び宿直手当に相当する報酬の支給並びに報酬の減額については、第三条、第四条及び次条の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

(報酬の減額)

第十一条 (略)

2 前項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額を十二で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とし、日額の報酬を受ける会計年度任用学校職員にあっては第五条第二項に規定する額とする。

第十二条 (略)

別表第1 (第2条関係)

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	402,822円	324,853円	370,681円	298,897円	368,552円	297,072円	421,579円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

別表第2・別表第3（略）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	403,541円	325,433円	371,343円	299,431円	369,210円	297,603円	422,332円

備考

- この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

別表第2・別表第3（略）

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六項及び第五条第二項」を「第六項、第五条第二項及び第十条第二項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当に相当する報酬）

第二条の二 会計年度任用学校職員が、住居その他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める場所において、勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の勤務時間（次条及び第四条第一項において「正規の勤務時間」という。）（休暇により勤務しない時間その他埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める時間を除く。）の全部を勤務することを命ぜられた場合には、在宅勤務等手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第四条第二項、第五条及び第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）第九条の八第二項に定める額とする。

第三条第一項中「勤務時間規則第二十条の規定により定められたその者の勤務時間（以下この条及び次条第一項において「正規の勤務時間」という。）」を「正規の勤務時間」に、同条第二項中「埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第四条第二項中「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第六条第三項第二号において「学校職員給与条例」という。）」を「学校職員給与条例」に改める。

第五条第一項中「その者の報酬（条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。以下「基本報酬」という。）の月額」を「第二条第二項に規定する報酬の基本額、当該基本額に学校職員給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額の合計額」に、同条第二項中「その者の基本報酬の日額」を「第二条第三項に規定する報酬の基本額、当該基本額に学校職員給与条例第九条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）及びその月の勤務に対する在宅勤務等手当に相当する報酬の額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額（その額に十円未満

の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額」に改める。

第八条第一項中「基本報酬」を「報酬(条例第三条第三項に規定する報酬の額をいう。この条、次条及び第十一条において「基本報酬」という。)」に改める。

第十条第二項の表を次のように改める。

号給	報酬月額
1	円 335,000
2	345,000
3	355,000
4	360,000

第十条第五項中「会計年度任用学校職員の」の下に「在宅勤務等手当、」を加える。

第十一条第二項中「にあつてはその者」を「にあつては、その者」に、「第五条第二項に規定する額」を「、その者の基本報酬の日額を、一日当たりの勤務時間で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

報酬基準額表

区分	非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）						高等学校の特別非常勤講師
	高等学校		特別支援学校		小学校、中学校及び義務教育学校		
	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	普通免許状	臨時免許状	
報酬基準額	402,822円	324,853円	370,681円	298,897円	368,552円	297,072円	421,579円

備考

- 1 この表において「特別非常勤講師」とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する非常勤の講師をいう。
- 2 この表の適用を受ける非常勤の講師（高等学校の特別非常勤講師を除く。）の任用時に有する各相当学校の教員の相当免許状が、教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状であるときは普通免許状欄を、同条第4項に規定する臨時免許状であるときは臨時免許状欄をそれぞれ適用する。
- 3 特別支援学校の特別非常勤講師については、特別支援学校の普通免許状欄を適用する。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員の在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「条例」という。)第九条の八の規定に基づき、学校職員の在宅勤務等手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第二条 条例第九条の八第一項の教育委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 学校職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は二親等内の親族の住居
- 二 宿泊施設の客室(学校職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- 三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が認めるもの
(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 条例第九条の八第一項の教育委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間、同条例第十条に規定する学校職員の休日(同条例第十一条第一項の規定により代休を指定されて、当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該学校職員の休日に代わる代休)又は同項の規定により当該学校職員の休日に割り振られた勤務時間の一部を勤務した場合における当該学校職員の指定された代休に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

- 二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(在宅勤務等手当の額)

第四条 条例第九条の八第二項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月の初日において、その月に十日を超えて条例第九条の八第一項の規定による勤務(以下「在宅勤務等」という。)をすることが見込まれる学校職員 三千

円

- 二 前号に掲げる学校職員以外の学校職員 一月の在宅勤務等をした日数に百

四十円を乗じて得た額（その額が三千円を超えるときは、三千円）

（計画の提出）

第五条 前条第一号に規定する学校職員は、埼玉県教育委員会が定める様式の在宅勤務等実施計画書により、一の月のその在宅勤務等の実施に関する計画を作成し、任命権者に提出しなければならない。

（確認）

第六条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務等をする場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他条例第九条の八第一項の学校職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、学校職員に対し在宅勤務等をする場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。
（支給日等）

第七条 在宅勤務等手当は、第四条第一号の学校職員には、学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）第二条の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に、第四条第二号の学校職員には、一の月の分を翌月の支給日に支給する。

2 学校職員が在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した場合における当該在宅勤務等手当は、第四条第一号の学校職員には、その際支給し、第四条第二号の学校職員には、その際支給することができるものとする。

3 学校職員が任命権者を異にして異動した場合におけるその在宅勤務等手当の支給は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第四条第一号に規定する学校職員 異動した日の属する月の分はその月の初日に学校職員が所属する任命権者において支給するものとする。ただし、当該学校職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

二 第四条第二号に規定する学校職員 当該学校職員が異動した日までの分をその際支給することができるものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令 新旧対照表
 第一条関係

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
<p>技能職員の給与等に関する規程</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p>(扶養手当等)</p> <p>第五条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額並びに支給方法については、一般職員の例による。この場合において、宿日直手当に関する規則（昭和四十年埼玉県人事委員会規則七一一〇六）第一条に規定する宿直又は日直勤務は、別表第五上欄に掲げる勤務箇所における同表下欄に掲げる業務を主として行う宿直又は日直勤務とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第六条～第十条 (略)</p>	<p>技能職員の給与等に関する規程</p> <p>第一条～第四条 (略)</p> <p>(扶養手当等)</p> <p>第五条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額並びに支給方法については、一般職員の例による。この場合において、宿日直手当に関する規則（昭和四十年埼玉県人事委員会規則七一一〇六）第一条に規定する宿直又は日直勤務は、別表第五上欄に掲げる勤務箇所における同表下欄に掲げる業務を主として行う宿直又は日直勤務とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第六条～第十条 (略)</p>

別表第1 (第2条関係)

給 料 表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

別表第1 (第2条関係)

給 料 表

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400

	37	<u>230,500</u>	249,000	<u>274,600</u>	<u>298,300</u>	<u>345,800</u>		37	<u>216,600</u>	249,000	<u>271,800</u>	<u>296,300</u>	<u>338,400</u>
	38	<u>231,100</u>	249,500	<u>275,300</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>		38	<u>217,700</u>	249,500	<u>272,500</u>	<u>296,800</u>	<u>339,400</u>
	39	<u>231,700</u>	250,000	<u>275,900</u>	<u>299,600</u>	<u>347,800</u>		39	<u>218,800</u>	250,000	<u>273,200</u>	<u>297,300</u>	<u>340,400</u>
	40	<u>232,300</u>	250,400	<u>276,500</u>	<u>300,300</u>	<u>348,700</u>		40	<u>219,900</u>	250,400	<u>273,900</u>	<u>297,800</u>	<u>341,300</u>
	41	<u>233,000</u>	250,800	<u>277,000</u>	<u>300,900</u>	<u>349,600</u>		41	<u>220,900</u>	250,800	<u>274,600</u>	<u>298,300</u>	<u>342,200</u>
	42	<u>233,500</u>	251,300	<u>277,500</u>	<u>301,500</u>	<u>350,500</u>		42	<u>221,800</u>	251,300	<u>275,300</u>	<u>299,000</u>	<u>343,100</u>
	43	<u>234,000</u>	251,800	<u>278,000</u>	<u>302,100</u>	<u>351,400</u>		43	<u>222,700</u>	251,800	<u>275,900</u>	<u>299,600</u>	<u>344,000</u>
	44	<u>234,500</u>	252,200	<u>278,500</u>	<u>302,600</u>	<u>352,200</u>		44	<u>223,600</u>	252,200	<u>276,500</u>	<u>300,300</u>	<u>344,900</u>
	45	<u>235,000</u>	252,600	<u>279,000</u>	<u>303,100</u>	<u>353,000</u>		45	<u>224,500</u>	252,600	<u>277,000</u>	<u>300,900</u>	<u>345,800</u>
	46	<u>235,400</u>	253,000	<u>279,500</u>	<u>303,700</u>	<u>353,800</u>		46	<u>225,300</u>	253,000	<u>277,500</u>	<u>301,500</u>	<u>346,800</u>
	47	<u>235,800</u>	253,400	<u>280,000</u>	<u>304,300</u>	<u>354,600</u>		47	<u>226,100</u>	253,400	<u>278,000</u>	<u>302,100</u>	<u>347,800</u>
	48	<u>236,200</u>	253,800	<u>280,400</u>	<u>304,900</u>	<u>355,300</u>		48	<u>226,900</u>	253,800	<u>278,500</u>	<u>302,600</u>	<u>348,700</u>
	49	<u>236,600</u>	254,200	<u>280,800</u>	<u>305,500</u>	<u>356,000</u>		49	<u>227,700</u>	254,200	<u>279,000</u>	<u>303,100</u>	<u>349,600</u>
	50	<u>236,900</u>	254,600	<u>281,300</u>	<u>306,200</u>	<u>356,800</u>		50	<u>228,400</u>	254,600	<u>279,500</u>	<u>303,700</u>	<u>350,500</u>
	51	<u>237,200</u>	255,000	<u>281,700</u>	<u>306,900</u>	<u>357,600</u>		51	<u>229,100</u>	255,000	<u>280,000</u>	<u>304,300</u>	<u>351,400</u>
	52	<u>237,500</u>	255,400	<u>282,200</u>	<u>307,600</u>	<u>358,200</u>		52	<u>229,800</u>	255,400	<u>280,400</u>	<u>304,900</u>	<u>352,200</u>
	53	<u>237,800</u>	255,800	<u>282,600</u>	<u>308,200</u>	<u>358,900</u>		53	<u>230,500</u>	255,800	<u>280,800</u>	<u>305,500</u>	<u>353,000</u>
	54	<u>238,100</u>	256,200	<u>283,100</u>	<u>308,900</u>	<u>359,500</u>		54	<u>231,100</u>	256,200	<u>281,300</u>	<u>306,200</u>	<u>353,800</u>
	55	<u>238,400</u>	256,600	<u>283,600</u>	<u>309,600</u>	<u>360,200</u>		55	<u>231,700</u>	256,600	<u>281,700</u>	<u>306,900</u>	<u>354,600</u>
	56	<u>238,700</u>	257,000	<u>284,100</u>	<u>310,200</u>	<u>360,900</u>		56	<u>232,300</u>	257,000	<u>282,200</u>	<u>307,600</u>	<u>355,300</u>
	57	<u>238,900</u>	257,300	<u>284,600</u>	<u>310,800</u>	<u>361,500</u>		57	<u>233,000</u>	257,300	<u>282,600</u>	<u>308,200</u>	<u>356,000</u>
	58	<u>239,200</u>	257,700	<u>285,200</u>	<u>311,500</u>	<u>362,000</u>		58	<u>233,500</u>	257,700	<u>283,100</u>	<u>308,900</u>	<u>356,800</u>
	59	<u>239,500</u>	258,100	<u>285,800</u>	<u>312,200</u>	<u>362,500</u>		59	<u>234,000</u>	258,100	<u>283,600</u>	<u>309,600</u>	<u>357,600</u>
	60	<u>239,700</u>	258,400	<u>286,400</u>	<u>312,800</u>	<u>363,000</u>		60	<u>234,500</u>	258,400	<u>284,100</u>	<u>310,200</u>	<u>358,200</u>
	61	<u>239,900</u>	258,700	<u>287,000</u>	<u>313,300</u>	<u>363,400</u>		61	<u>235,000</u>	258,700	<u>284,600</u>	<u>310,800</u>	<u>358,900</u>
	62	<u>240,200</u>	259,100	<u>287,600</u>	<u>313,800</u>			62	<u>235,400</u>	259,100	<u>285,200</u>	<u>311,500</u>	<u>359,500</u>
	63	<u>240,500</u>	259,500	<u>288,200</u>	<u>314,400</u>			63	<u>235,800</u>	259,500	<u>285,800</u>	<u>312,200</u>	<u>360,200</u>
	64	<u>240,700</u>	259,800	<u>288,800</u>	<u>315,000</u>			64	<u>236,200</u>	259,800	<u>286,400</u>	<u>312,800</u>	<u>360,900</u>
	65	<u>240,900</u>	260,100	<u>289,300</u>	<u>315,600</u>			65	<u>236,600</u>	260,100	<u>287,000</u>	<u>313,300</u>	<u>361,500</u>
	66	<u>241,200</u>	260,400	<u>289,800</u>	<u>316,000</u>			66	<u>236,900</u>	260,400	<u>287,600</u>	<u>313,800</u>	<u>362,000</u>
	67	<u>241,500</u>	260,700	<u>290,300</u>	<u>316,500</u>			67	<u>237,200</u>	260,700	<u>288,200</u>	<u>314,400</u>	<u>362,500</u>
	68	<u>241,700</u>	260,900	<u>290,800</u>	<u>317,000</u>			68	<u>237,500</u>	260,900	<u>288,800</u>	<u>315,000</u>	<u>363,000</u>
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	69	<u>241,900</u>	261,100	<u>291,300</u>	<u>317,300</u>			69	<u>237,800</u>	261,100	<u>289,300</u>	<u>315,600</u>	<u>363,400</u>
	70	<u>242,200</u>	261,400	<u>291,800</u>	<u>317,800</u>			70	<u>238,100</u>	261,400	<u>289,800</u>	<u>316,000</u>	
	71	<u>242,500</u>	261,700	<u>292,200</u>	<u>318,300</u>			71	<u>238,400</u>	261,700	<u>290,300</u>	<u>316,500</u>	
	72	<u>242,700</u>	261,900	<u>292,600</u>	<u>318,700</u>			72	<u>238,700</u>	261,900	<u>290,800</u>	<u>317,000</u>	
	73	<u>242,900</u>	262,100	<u>293,000</u>	<u>318,900</u>			73	<u>238,900</u>	262,100	<u>291,300</u>	<u>317,300</u>	
	74	<u>243,200</u>	262,400	<u>293,400</u>	<u>319,200</u>			74	<u>239,200</u>	262,400	<u>291,800</u>	<u>317,800</u>	
	75	<u>243,500</u>	262,700	<u>293,800</u>	<u>319,400</u>			75	<u>239,500</u>	262,700	<u>292,200</u>	<u>318,300</u>	
	76	<u>243,700</u>	262,900	<u>294,200</u>	<u>319,700</u>			76	<u>239,700</u>	262,900	<u>292,600</u>	<u>318,700</u>	
	77	<u>243,900</u>	263,100	<u>294,600</u>	<u>320,000</u>			77	<u>239,900</u>	263,100	<u>293,000</u>	<u>318,900</u>	
	78	<u>244,200</u>	263,400	<u>295,000</u>	<u>320,300</u>			78	<u>240,200</u>	263,400	<u>293,400</u>	<u>319,200</u>	
	79	<u>244,500</u>	263,700	<u>295,400</u>	<u>320,600</u>			79	<u>240,500</u>	263,700	<u>293,800</u>	<u>319,400</u>	

80	<u>244,700</u>	263,900	<u>295,900</u>	<u>320,800</u>
81	<u>244,900</u>	264,100	<u>296,200</u>	<u>321,000</u>
82	<u>245,200</u>	264,400	<u>296,700</u>	<u>321,300</u>
83	<u>245,400</u>	264,700	<u>297,200</u>	<u>321,600</u>
84	<u>245,700</u>	264,900	<u>297,700</u>	<u>321,800</u>
85	<u>245,900</u>	265,100	<u>298,000</u>	<u>322,000</u>
86	<u>246,100</u>	265,300	<u>298,500</u>	<u>322,300</u>
87	<u>246,400</u>	265,600	<u>299,000</u>	<u>322,600</u>
88	<u>246,700</u>	265,900	<u>299,300</u>	<u>322,900</u>
89	<u>246,900</u>	266,100	<u>299,700</u>	<u>323,100</u>
90	<u>247,200</u>	266,300	<u>300,200</u>	<u>323,400</u>
91	<u>247,500</u>	266,600	<u>300,700</u>	<u>323,700</u>
92	<u>247,700</u>	266,800	<u>301,200</u>	<u>323,900</u>
93	<u>247,900</u>	267,100	<u>301,500</u>	<u>324,100</u>
94	<u>248,200</u>	267,400	<u>301,900</u>	<u>324,400</u>
95	<u>248,500</u>	267,700	<u>302,400</u>	<u>324,700</u>
96	<u>248,700</u>	267,900	<u>302,900</u>	<u>324,900</u>
97	<u>248,900</u>	268,100	<u>303,300</u>	<u>325,100</u>
98	<u>249,200</u>	268,400	<u>303,700</u>	
99	<u>249,500</u>	268,600	<u>304,000</u>	
100	<u>249,700</u>	268,900	<u>304,300</u>	
101	<u>249,900</u>	269,100	<u>304,600</u>	
102	<u>250,200</u>	269,300	<u>305,000</u>	
103	<u>250,500</u>	269,600	<u>305,300</u>	
104	<u>250,700</u>	269,900	<u>305,700</u>	
105	<u>250,900</u>	270,100	<u>306,000</u>	
106		270,300	<u>306,400</u>	
107		270,600	<u>306,800</u>	
108		270,800	<u>307,100</u>	
109		271,100	<u>307,300</u>	
110		271,400	<u>307,600</u>	
111		271,700	<u>307,900</u>	
112		271,900	<u>308,100</u>	
113		272,100	<u>308,300</u>	
114		272,400	<u>308,600</u>	
115		272,600	<u>308,900</u>	
116		272,800	<u>309,100</u>	
117		273,100	<u>309,300</u>	
118		273,400	<u>309,600</u>	
119		273,700	<u>309,900</u>	
120		273,900	<u>310,100</u>	

80	<u>240,700</u>	263,900	<u>294,200</u>	<u>319,700</u>
81	<u>240,900</u>	264,100	<u>294,600</u>	<u>320,000</u>
82	<u>241,200</u>	264,400	<u>295,000</u>	<u>320,300</u>
83	<u>241,500</u>	264,700	<u>295,400</u>	<u>320,600</u>
84	<u>241,700</u>	264,900	<u>295,900</u>	<u>320,800</u>
85	<u>241,900</u>	265,100	<u>296,200</u>	<u>321,000</u>
86	<u>242,200</u>	265,300	<u>296,700</u>	<u>321,300</u>
87	<u>242,500</u>	265,600	<u>297,200</u>	<u>321,600</u>
88	<u>242,700</u>	265,900	<u>297,700</u>	<u>321,800</u>
89	<u>242,900</u>	266,100	<u>298,000</u>	<u>322,000</u>
90	<u>243,200</u>	266,300	<u>298,500</u>	<u>322,300</u>
91	<u>243,500</u>	266,600	<u>299,000</u>	<u>322,600</u>
92	<u>243,700</u>	266,800	<u>299,300</u>	<u>322,900</u>
93	<u>243,900</u>	267,100	<u>299,700</u>	<u>323,100</u>
94	<u>244,200</u>	267,400	<u>300,200</u>	<u>323,400</u>
95	<u>244,500</u>	267,700	<u>300,700</u>	<u>323,700</u>
96	<u>244,700</u>	267,900	<u>301,200</u>	<u>323,900</u>
97	<u>244,900</u>	268,100	<u>301,500</u>	<u>324,100</u>
98	<u>245,200</u>	268,400	<u>301,900</u>	<u>324,400</u>
99	<u>245,400</u>	268,600	<u>302,400</u>	<u>324,700</u>
100	<u>245,700</u>	268,900	<u>302,900</u>	<u>324,900</u>
101	<u>245,900</u>	269,100	<u>303,300</u>	<u>325,100</u>
102	<u>246,100</u>	269,300	<u>303,700</u>	
103	<u>246,400</u>	269,600	<u>304,000</u>	
104	<u>246,700</u>	269,900	<u>304,300</u>	
105	<u>246,900</u>	270,100	<u>304,600</u>	
106	<u>247,200</u>	270,300	<u>305,000</u>	
107	<u>247,500</u>	270,600	<u>305,300</u>	
108	<u>247,700</u>	270,800	<u>305,700</u>	
109	<u>247,900</u>	271,100	<u>306,000</u>	
110	<u>248,200</u>	271,400	<u>306,400</u>	
111	<u>248,500</u>	271,700	<u>306,800</u>	
112	<u>248,700</u>	271,900	<u>307,100</u>	
113	<u>248,900</u>	272,100	<u>307,300</u>	
114	<u>249,200</u>	272,400	<u>307,600</u>	
115	<u>249,500</u>	272,600	<u>307,900</u>	
116	<u>249,700</u>	272,800	<u>308,100</u>	
117	<u>249,900</u>	273,100	<u>308,300</u>	
118	<u>250,200</u>	273,400	<u>308,600</u>	
119	<u>250,500</u>	273,700	<u>308,900</u>	
120	<u>250,700</u>	273,900	<u>309,100</u>	

	121		274,100	<u>310,300</u>		
	122		274,300	<u>310,600</u>		
	123		274,600	<u>310,900</u>		
	124		274,900	<u>311,100</u>		
	125		275,100	<u>311,300</u>		
	126		275,300	<u>311,600</u>		
	127		275,600	<u>311,900</u>		
	128		275,900	<u>312,100</u>		
	129		276,100	<u>312,300</u>		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2 (略)

	121	<u>250,900</u>	274,100	<u>309,300</u>		
	122		274,300	<u>309,600</u>		
	123		274,600	<u>309,900</u>		
	124		274,900	<u>310,100</u>		
	125		275,100	<u>310,300</u>		
	126		275,300	<u>310,600</u>		
	127		275,600	<u>310,900</u>		
	128		275,900	<u>311,100</u>		
	129		276,100	<u>311,300</u>		
	130		276,300	<u>311,600</u>		
	131		276,600	<u>311,900</u>		
	132		276,900	<u>312,100</u>		
	133		277,100	<u>312,300</u>		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2 (略)

別表第3（第4条関係）

初任給基準表

職員の種類及び職	学歴免許	初任給
技能職員（一種）及び技能主事	高校卒	1級 <u>9</u> 号給
技能職員（二種）及び業務主事		1級 <u>1</u> 号給

- 備考 1 学歴免許欄の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 職員の種類及び職欄の区分が技能職員（二種）及び業務主事の者に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第13条第1項及び第14条第1項第3号の規定の適用については、「高校卒」の区分が学歴免許欄に掲げられているものとみなす。
- 3 技師又は技能主事のうち、自動車運転の業務に従事する者の経験年数は、自動車運転免許取得後のものとする。
- 4 職員の種類及び職は、技能職員に関する規則及び埼玉県立高等学校管理規則第8条第3項の表に定めるところによる。

別表第3（第4条関係）

初任給基準表

職員の種類及び職	学歴免許	初任給
技能職員（一種）及び技能主事	高校卒	1級 <u>25</u> 号給
	中学卒	1級 <u>13</u> 号給
技能職員（二種）及び業務主事	中学卒	1級 <u>9</u> 号給

- 備考 1 学歴免許の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- （新設）
- 2 技師又は技能主事のうち、自動車運転の業務に従事する者の学歴免許欄の区分は「高校卒」とし、その経験年数は、自動車運転免許取得後の
- 3 職員の種類及び職は、技能職員に関する規則及び埼玉県立高等学校管理規則第8条第3項の表に定めるところによる。

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10	1	<u>1</u>	1	1
11	1	<u>1</u>	1	1
12	1	<u>1</u>	1	1
13	1	<u>1</u>	1	1
14	1	<u>2</u>	1	1
15	1	<u>3</u>	1	1
16	1	<u>4</u>	1	1
17	1	<u>5</u>	1	1
18	1	<u>6</u>	1	<u>1</u>
19	1	<u>7</u>	1	<u>1</u>
20	1	<u>8</u>	1	<u>1</u>
21	1	<u>9</u>	1	<u>1</u>
22	<u>2</u>	<u>10</u>	1	<u>1</u>
23	<u>3</u>	<u>11</u>	1	<u>2</u>
24	<u>4</u>	<u>12</u>	1	<u>2</u>
25	<u>5</u>	<u>13</u>	1	<u>3</u>
26	<u>6</u>	<u>13</u>	1	<u>3</u>
27	<u>7</u>	<u>14</u>	1	4
28	8	<u>14</u>	1	4
29	<u>9</u>	<u>15</u>	1	5
30	<u>10</u>	<u>15</u>	2	<u>6</u>
31	<u>11</u>	<u>16</u>	3	<u>7</u>
32	<u>12</u>	<u>16</u>	4	<u>8</u>
33	<u>13</u>	<u>17</u>	5	<u>9</u>
34	<u>14</u>	<u>18</u>	6	<u>9</u>
35	<u>15</u>	<u>19</u>	7	<u>10</u>
36	<u>16</u>	<u>20</u>	8	<u>10</u>
37	<u>17</u>	<u>21</u>	9	<u>11</u>
38	<u>18</u>	<u>22</u>	10	<u>11</u>
39	<u>19</u>	<u>23</u>	11	<u>12</u>
40	<u>20</u>	<u>24</u>	12	<u>12</u>
41	<u>21</u>	<u>25</u>	13	<u>13</u>
42	<u>22</u>	<u>26</u>	14	<u>13</u>
43	<u>23</u>	<u>27</u>	15	<u>14</u>

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10	1	<u>2</u>	1	1
11	1	<u>3</u>	1	1
12	1	<u>4</u>	1	1
13	1	<u>5</u>	1	1
14	1	<u>6</u>	1	1
15	1	<u>7</u>	1	1
16	1	<u>8</u>	1	1
17	1	<u>9</u>	1	1
18	1	<u>10</u>	1	<u>2</u>
19	1	<u>11</u>	1	<u>3</u>
20	1	<u>12</u>	1	<u>4</u>
21	1	<u>13</u>	1	<u>5</u>
22	<u>1</u>	<u>14</u>	1	<u>6</u>
23	<u>1</u>	<u>15</u>	1	<u>7</u>
24	<u>1</u>	<u>16</u>	1	<u>8</u>
25	<u>1</u>	<u>17</u>	1	<u>9</u>
26	<u>1</u>	<u>17</u>	1	<u>9</u>
27	<u>1</u>	<u>18</u>	1	<u>10</u>
28	<u>1</u>	<u>18</u>	1	<u>10</u>
29	<u>1</u>	<u>19</u>	1	<u>11</u>
30	<u>1</u>	<u>19</u>	2	<u>11</u>
31	<u>1</u>	<u>20</u>	3	<u>12</u>
32	<u>1</u>	<u>20</u>	4	<u>12</u>
33	<u>1</u>	<u>21</u>	5	<u>13</u>
34	<u>1</u>	<u>22</u>	6	<u>14</u>
35	<u>1</u>	<u>23</u>	7	<u>15</u>
36	<u>1</u>	<u>24</u>	8	<u>16</u>
37	<u>1</u>	<u>25</u>	9	<u>17</u>
38	<u>2</u>	<u>26</u>	10	<u>17</u>
39	<u>3</u>	<u>27</u>	11	<u>18</u>
40	<u>4</u>	<u>28</u>	12	<u>18</u>
41	<u>5</u>	<u>29</u>	13	<u>19</u>
42	<u>6</u>	<u>30</u>	14	<u>19</u>
43	<u>7</u>	<u>31</u>	15	<u>20</u>

44	<u>24</u>	<u>28</u>	16	<u>14</u>
45	<u>25</u>	<u>29</u>	17	<u>15</u>
46	<u>26</u>	<u>29</u>	18	<u>15</u>
47	<u>27</u>	<u>30</u>	19	<u>16</u>
48	<u>28</u>	<u>30</u>	20	<u>16</u>
49	<u>29</u>	<u>31</u>	21	<u>17</u>
50	<u>30</u>	<u>31</u>	22	<u>17</u>
51	<u>31</u>	<u>32</u>	23	<u>18</u>
52	<u>32</u>	<u>32</u>	24	<u>18</u>
53	<u>33</u>	<u>33</u>	25	<u>19</u>
54	<u>34</u>	<u>34</u>	26	<u>19</u>
55	<u>35</u>	<u>35</u>	27	<u>20</u>
56	<u>36</u>	<u>36</u>	28	<u>20</u>
57	<u>37</u>	<u>37</u>	29	<u>21</u>
58	<u>38</u>	<u>38</u>	30	<u>21</u>
59	<u>39</u>	<u>39</u>	31	<u>22</u>
60	<u>40</u>	<u>40</u>	32	<u>22</u>
61	<u>41</u>	<u>41</u>	33	<u>23</u>
62	<u>42</u>	<u>42</u>	34	<u>23</u>
63	<u>43</u>	<u>43</u>	35	<u>24</u>
64	<u>44</u>	<u>44</u>	36	<u>24</u>
65	<u>45</u>	<u>45</u>	37	<u>25</u>
66	<u>45</u>	<u>45</u>	38	<u>25</u>
67	<u>45</u>	<u>46</u>	39	<u>25</u>
68	<u>46</u>	<u>46</u>	40	<u>25</u>
69	<u>46</u>	<u>47</u>	41	<u>26</u>
70	<u>46</u>	<u>47</u>	42	<u>26</u>
71	<u>47</u>	<u>48</u>	43	<u>26</u>
72	<u>47</u>	<u>48</u>	44	<u>26</u>
73	<u>47</u>	<u>49</u>	45	<u>27</u>
74	<u>48</u>	<u>49</u>	46	<u>27</u>
75	<u>48</u>	<u>49</u>	47	<u>27</u>
76	<u>48</u>	<u>50</u>	48	<u>27</u>
77	<u>49</u>	<u>50</u>	49	<u>28</u>
78	<u>49</u>	<u>50</u>	50	<u>28</u>
79	<u>49</u>	<u>51</u>	51	<u>28</u>
80	<u>50</u>	<u>51</u>	52	<u>28</u>
81	<u>50</u>	<u>51</u>	53	<u>28</u>

44	<u>8</u>	<u>32</u>	16	<u>20</u>
45	<u>9</u>	<u>33</u>	17	<u>21</u>
46	<u>10</u>	<u>33</u>	18	<u>21</u>
47	<u>11</u>	<u>34</u>	19	<u>22</u>
48	<u>12</u>	<u>34</u>	20	<u>22</u>
49	<u>13</u>	<u>35</u>	21	<u>23</u>
50	<u>14</u>	<u>35</u>	22	<u>23</u>
51	<u>15</u>	<u>36</u>	23	<u>24</u>
52	<u>16</u>	<u>36</u>	24	<u>24</u>
53	<u>17</u>	<u>37</u>	25	<u>25</u>
54	<u>18</u>	<u>38</u>	26	<u>25</u>
55	<u>19</u>	<u>39</u>	27	<u>26</u>
56	<u>20</u>	<u>40</u>	28	<u>26</u>
57	<u>21</u>	<u>41</u>	29	<u>27</u>
58	<u>22</u>	<u>42</u>	30	<u>27</u>
59	<u>23</u>	<u>43</u>	31	<u>28</u>
60	<u>24</u>	<u>44</u>	32	<u>28</u>
61	<u>25</u>	<u>45</u>	33	<u>29</u>
62	<u>26</u>	<u>46</u>	34	<u>29</u>
63	<u>27</u>	<u>47</u>	35	<u>30</u>
64	<u>28</u>	<u>48</u>	36	<u>30</u>
65	<u>29</u>	<u>49</u>	37	<u>31</u>
66	<u>30</u>	<u>49</u>	38	<u>31</u>
67	<u>31</u>	<u>50</u>	39	<u>32</u>
68	<u>32</u>	<u>50</u>	40	<u>32</u>
69	<u>33</u>	<u>51</u>	41	<u>33</u>
70	<u>34</u>	<u>51</u>	42	<u>33</u>
71	<u>35</u>	<u>52</u>	43	<u>33</u>
72	<u>36</u>	<u>52</u>	44	<u>33</u>
73	<u>37</u>	<u>53</u>	45	<u>34</u>
74	<u>38</u>	<u>53</u>	46	<u>34</u>
75	<u>39</u>	<u>53</u>	47	<u>34</u>
76	<u>40</u>	<u>54</u>	48	<u>34</u>
77	<u>41</u>	<u>54</u>	49	<u>35</u>
78	<u>42</u>	<u>54</u>	50	<u>35</u>
79	<u>43</u>	<u>55</u>	51	<u>35</u>
80	<u>44</u>	<u>55</u>	52	<u>35</u>
81	<u>45</u>	<u>55</u>	53	<u>36</u>

82	<u>50</u>	<u>52</u>	54	<u>28</u>
83	<u>51</u>	<u>52</u>	55	<u>29</u>
84	<u>51</u>	<u>52</u>	56	<u>29</u>
85	<u>51</u>	<u>53</u>	57	<u>29</u>
86	<u>52</u>	<u>53</u>	<u>57</u>	<u>29</u>
87	<u>52</u>	<u>53</u>	58	<u>29</u>
88	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>58</u>	<u>29</u>
89	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>59</u>	<u>30</u>
90	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>59</u>	<u>30</u>
91	<u>53</u>	<u>55</u>	<u>60</u>	<u>30</u>
92	<u>53</u>	<u>55</u>	<u>60</u>	<u>30</u>
93	<u>53</u>	<u>55</u>	<u>61</u>	<u>30</u>
94	<u>53</u>	<u>56</u>	<u>61</u>	<u>30</u>
95	<u>53</u>	<u>56</u>	<u>62</u>	<u>31</u>
96	<u>54</u>	<u>56</u>	<u>62</u>	<u>31</u>
97	<u>54</u>	<u>57</u>	<u>63</u>	<u>31</u>
98	<u>54</u>	<u>57</u>	<u>63</u>	
99	<u>54</u>	<u>57</u>	<u>64</u>	
100	<u>54</u>	<u>58</u>	<u>64</u>	
101	<u>55</u>	<u>58</u>	<u>65</u>	
102	<u>55</u>	<u>58</u>	<u>66</u>	
103	<u>55</u>	<u>59</u>	<u>67</u>	
104	<u>55</u>	<u>59</u>	68	
105	<u>55</u>	<u>59</u>	69	
106		<u>60</u>	<u>69</u>	
107		<u>60</u>	<u>70</u>	
108		<u>60</u>	<u>70</u>	
109		<u>61</u>	<u>71</u>	
110		<u>61</u>	<u>71</u>	
111		<u>61</u>	<u>72</u>	
112		<u>61</u>	<u>72</u>	
113		<u>62</u>	<u>72</u>	
114		<u>62</u>	<u>72</u>	
115		<u>62</u>	<u>72</u>	
116		<u>62</u>	<u>72</u>	
117		<u>63</u>	<u>72</u>	
118		<u>63</u>	<u>72</u>	
119		<u>63</u>	<u>72</u>	
120		<u>63</u>	<u>72</u>	

82	<u>45</u>	<u>56</u>	54	<u>36</u>
83	<u>45</u>	<u>56</u>	55	<u>36</u>
84	<u>46</u>	<u>56</u>	56	<u>36</u>
85	<u>46</u>	<u>57</u>	57	<u>36</u>
86	<u>46</u>	<u>57</u>	<u>58</u>	<u>36</u>
87	<u>47</u>	<u>57</u>	59	<u>37</u>
88	<u>47</u>	<u>58</u>	<u>60</u>	<u>37</u>
89	<u>47</u>	<u>58</u>	<u>61</u>	<u>37</u>
90	<u>48</u>	<u>58</u>	<u>61</u>	<u>37</u>
91	<u>48</u>	<u>59</u>	<u>62</u>	<u>37</u>
92	<u>48</u>	<u>59</u>	<u>62</u>	<u>37</u>
93	<u>49</u>	<u>59</u>	<u>63</u>	<u>38</u>
94	<u>49</u>	<u>60</u>	<u>63</u>	<u>38</u>
95	<u>49</u>	<u>60</u>	<u>64</u>	<u>38</u>
96	<u>50</u>	<u>60</u>	<u>64</u>	<u>38</u>
97	<u>50</u>	<u>61</u>	<u>65</u>	<u>38</u>
98	<u>50</u>	<u>61</u>	<u>65</u>	<u>38</u>
99	<u>51</u>	<u>61</u>	<u>66</u>	<u>39</u>
100	<u>51</u>	<u>62</u>	<u>66</u>	<u>39</u>
101	<u>51</u>	<u>62</u>	<u>67</u>	<u>39</u>
102	<u>52</u>	<u>62</u>	<u>67</u>	
103	<u>52</u>	<u>63</u>	<u>68</u>	
104	<u>52</u>	<u>63</u>	68	
105	<u>52</u>	<u>63</u>	69	
106	<u>52</u>	<u>64</u>	<u>70</u>	
107	<u>53</u>	<u>64</u>	<u>71</u>	
108	<u>53</u>	<u>64</u>	<u>72</u>	
109	<u>53</u>	<u>65</u>	<u>73</u>	
110	<u>53</u>	<u>65</u>	<u>73</u>	
111	<u>53</u>	<u>65</u>	<u>74</u>	
112	<u>54</u>	<u>65</u>	<u>74</u>	
113	<u>54</u>	<u>66</u>	<u>75</u>	
114	<u>54</u>	<u>66</u>	<u>75</u>	
115	<u>54</u>	<u>66</u>	<u>76</u>	
116	<u>54</u>	<u>66</u>	<u>76</u>	
117	<u>55</u>	<u>67</u>	<u>76</u>	
118	<u>55</u>	<u>67</u>	<u>76</u>	
119	<u>55</u>	<u>67</u>	<u>76</u>	
120	<u>55</u>	<u>67</u>	<u>76</u>	

121		<u>63</u>	<u>72</u>	
122		<u>63</u>	<u>72</u>	
123		<u>63</u>	<u>72</u>	
124		<u>63</u>	<u>72</u>	
125		<u>63</u>	<u>72</u>	
126		<u>63</u>	<u>72</u>	
127		<u>63</u>	<u>72</u>	
128		<u>63</u>	<u>72</u>	
129		<u>63</u>	<u>72</u>	
130		<u>63</u>		
131		<u>63</u>		
132		<u>63</u>		
133		<u>63</u>		
134		<u>63</u>		
135		<u>63</u>		
136		<u>63</u>		
137		<u>63</u>		

別表第5（第4条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	<u>21</u>	<u>13</u>	29	<u>22</u>
2	<u>22</u>	<u>14</u>	30	<u>24</u>
3	<u>23</u>	<u>15</u>	31	<u>26</u>
4	<u>24</u>	<u>16</u>	32	<u>28</u>
5	<u>25</u>	<u>17</u>	33	<u>29</u>
6	<u>26</u>	<u>18</u>	34	<u>30</u>
7	<u>27</u>	<u>19</u>	35	<u>31</u>
8	<u>28</u>	<u>20</u>	36	<u>32</u>
9	<u>29</u>	<u>21</u>	37	<u>34</u>
10	<u>30</u>	<u>22</u>	38	<u>36</u>
11	<u>31</u>	<u>23</u>	39	<u>38</u>
12	<u>32</u>	<u>24</u>	40	<u>40</u>
13	<u>33</u>	<u>26</u>	41	<u>42</u>
14	<u>34</u>	<u>28</u>	42	<u>44</u>
15	<u>35</u>	<u>30</u>	43	<u>46</u>
16	<u>36</u>	<u>32</u>	44	<u>48</u>

121	<u>55</u>	<u>67</u>	<u>76</u>	
122		<u>67</u>	<u>76</u>	
123		<u>67</u>	<u>76</u>	
124		<u>67</u>	<u>76</u>	
125		<u>67</u>	<u>76</u>	
126		<u>67</u>	<u>76</u>	
127		<u>67</u>	<u>76</u>	
128		<u>67</u>	<u>76</u>	
129		<u>67</u>	<u>76</u>	
130		<u>67</u>	<u>76</u>	
131		<u>67</u>	<u>76</u>	
132		<u>67</u>	<u>76</u>	
133		<u>67</u>	<u>76</u>	
134		<u>67</u>		
135		<u>67</u>		
136		<u>67</u>		
137		<u>67</u>		

別表第5（第4条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	<u>37</u>	<u>9</u>	29	<u>17</u>
2	<u>38</u>	<u>10</u>	30	<u>18</u>
3	<u>39</u>	<u>11</u>	31	<u>19</u>
4	<u>40</u>	<u>12</u>	32	<u>20</u>
5	<u>41</u>	<u>13</u>	33	<u>21</u>
6	<u>42</u>	<u>14</u>	34	<u>22</u>
7	<u>43</u>	<u>15</u>	35	<u>23</u>
8	<u>44</u>	<u>16</u>	36	<u>24</u>
9	<u>45</u>	<u>17</u>	37	<u>26</u>
10	<u>46</u>	<u>18</u>	38	<u>28</u>
11	<u>47</u>	<u>19</u>	39	<u>30</u>
12	<u>48</u>	<u>20</u>	40	<u>32</u>
13	<u>49</u>	<u>21</u>	41	<u>33</u>
14	<u>50</u>	<u>22</u>	42	<u>34</u>
15	<u>51</u>	<u>23</u>	43	<u>35</u>
16	<u>52</u>	<u>24</u>	44	<u>36</u>

17	<u>37</u>	<u>33</u>	45	<u>50</u>
18	<u>38</u>	<u>34</u>	46	<u>52</u>
19	<u>39</u>	<u>35</u>	47	<u>54</u>
20	<u>40</u>	<u>36</u>	48	<u>56</u>
21	<u>41</u>	<u>37</u>	49	<u>58</u>
22	<u>42</u>	<u>38</u>	50	<u>60</u>
23	<u>43</u>	<u>39</u>	51	<u>62</u>
24	<u>44</u>	<u>40</u>	52	<u>64</u>
25	<u>45</u>	<u>41</u>	53	<u>68</u>
26	<u>46</u>	<u>42</u>	54	<u>72</u>
27	<u>47</u>	<u>43</u>	55	<u>76</u>
28	<u>48</u>	<u>44</u>	56	<u>82</u>
29	<u>49</u>	<u>46</u>	57	<u>88</u>
30	<u>50</u>	<u>48</u>	58	<u>94</u>
31	<u>51</u>	<u>50</u>	59	<u>97</u>
32	<u>52</u>	<u>52</u>	60	<u>97</u>
33	<u>53</u>	<u>53</u>	61	<u>97</u>
34	<u>54</u>	<u>54</u>	62	<u>97</u>
35	<u>55</u>	<u>55</u>	63	<u>97</u>
36	<u>56</u>	<u>56</u>	64	<u>97</u>
37	<u>57</u>	<u>57</u>	65	<u>97</u>
38	<u>58</u>	<u>58</u>	66	<u>97</u>
39	<u>59</u>	<u>59</u>	67	<u>97</u>
40	<u>60</u>	<u>60</u>	68	<u>97</u>
41	<u>61</u>	<u>61</u>	69	<u>97</u>
42	<u>62</u>	<u>62</u>	70	<u>97</u>
43	<u>63</u>	<u>63</u>	71	<u>97</u>
44	<u>64</u>	<u>64</u>	72	<u>97</u>
45	<u>67</u>	<u>66</u>	73	<u>97</u>
46	<u>70</u>	<u>68</u>	74	<u>97</u>
47	<u>73</u>	<u>70</u>	75	<u>97</u>
48	<u>76</u>	<u>72</u>	76	<u>97</u>
49	<u>79</u>	<u>75</u>	77	<u>97</u>
50	<u>82</u>	<u>78</u>	78	<u>97</u>
51	<u>85</u>	<u>81</u>	79	<u>97</u>
52	<u>90</u>	<u>84</u>	80	<u>97</u>
53	<u>95</u>	<u>87</u>	81	<u>97</u>
54	<u>100</u>	<u>90</u>	82	<u>97</u>
55	<u>105</u>	<u>93</u>	83	<u>97</u>

17	<u>53</u>	<u>26</u>	45	<u>38</u>
18	<u>54</u>	<u>28</u>	46	<u>40</u>
19	<u>55</u>	<u>30</u>	47	<u>42</u>
20	<u>56</u>	<u>32</u>	48	<u>44</u>
21	<u>57</u>	<u>33</u>	49	<u>46</u>
22	<u>58</u>	<u>34</u>	50	<u>48</u>
23	<u>59</u>	<u>35</u>	51	<u>50</u>
24	<u>60</u>	<u>36</u>	52	<u>52</u>
25	<u>61</u>	<u>37</u>	53	<u>54</u>
26	<u>62</u>	<u>38</u>	54	<u>56</u>
27	<u>63</u>	<u>39</u>	55	<u>58</u>
28	<u>64</u>	<u>40</u>	56	<u>60</u>
29	<u>65</u>	<u>41</u>	57	<u>62</u>
30	<u>66</u>	<u>42</u>	58	<u>64</u>
31	<u>67</u>	<u>43</u>	59	<u>66</u>
32	<u>68</u>	<u>44</u>	60	<u>68</u>
33	<u>69</u>	<u>46</u>	61	<u>72</u>
34	<u>70</u>	<u>48</u>	62	<u>76</u>
35	<u>71</u>	<u>50</u>	63	<u>80</u>
36	<u>72</u>	<u>52</u>	64	<u>86</u>
37	<u>73</u>	<u>53</u>	65	<u>92</u>
38	<u>74</u>	<u>54</u>	66	<u>98</u>
39	<u>75</u>	<u>55</u>	67	<u>101</u>
40	<u>76</u>	<u>56</u>	68	<u>101</u>
41	<u>77</u>	<u>57</u>	69	<u>101</u>
42	<u>78</u>	<u>58</u>	70	<u>101</u>
43	<u>79</u>	<u>59</u>	71	<u>101</u>
44	<u>80</u>	<u>60</u>	72	<u>101</u>
45	<u>83</u>	<u>61</u>	73	<u>101</u>
46	<u>86</u>	<u>62</u>	74	<u>101</u>
47	<u>89</u>	<u>63</u>	75	<u>101</u>
48	<u>92</u>	<u>64</u>	76	<u>101</u>
49	<u>95</u>	<u>66</u>	77	<u>101</u>
50	<u>98</u>	<u>68</u>	78	<u>101</u>
51	<u>101</u>	<u>70</u>	79	<u>101</u>
52	<u>106</u>	<u>72</u>	80	<u>101</u>
53	<u>111</u>	<u>75</u>	81	<u>101</u>
54	<u>116</u>	<u>78</u>	82	<u>101</u>
55	<u>121</u>	<u>81</u>	83	<u>101</u>

56	<u>105</u>	<u>96</u>	<u>84</u>	<u>97</u>
57	<u>105</u>	<u>99</u>	<u>86</u>	<u>97</u>
58	<u>105</u>	<u>102</u>	<u>88</u>	<u>97</u>
59	<u>105</u>	<u>105</u>	<u>90</u>	<u>97</u>
60	<u>105</u>	<u>108</u>	<u>92</u>	<u>97</u>
61	<u>105</u>	<u>112</u>	<u>94</u>	<u>97</u>
62	<u>105</u>	<u>116</u>	<u>96</u>	
63	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>98</u>	
64	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>100</u>	
65	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>101</u>	
66	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>102</u>	
67	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>103</u>	
68	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>104</u>	
69	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>106</u>	
70	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>108</u>	
71	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>110</u>	
72	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
73	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
74	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
75	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
76	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
77	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
78	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
79	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
80	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
81	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
82	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
83	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
84	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
85	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
86	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
87	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
88	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
89	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
90	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
91	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
92	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
93	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	
94	<u>105</u>	<u>137</u>	<u>129</u>	

56	<u>121</u>	<u>84</u>	<u>84</u>	<u>101</u>
57	<u>121</u>	<u>87</u>	<u>85</u>	<u>101</u>
58	<u>121</u>	<u>90</u>	<u>86</u>	<u>101</u>
59	<u>121</u>	<u>93</u>	<u>87</u>	<u>101</u>
60	<u>121</u>	<u>96</u>	<u>88</u>	<u>101</u>
61	<u>121</u>	<u>99</u>	<u>90</u>	<u>101</u>
62	<u>121</u>	<u>102</u>	<u>92</u>	<u>101</u>
63	<u>121</u>	<u>105</u>	<u>94</u>	<u>101</u>
64	<u>121</u>	<u>108</u>	<u>96</u>	<u>101</u>
65	<u>121</u>	<u>112</u>	<u>98</u>	<u>101</u>
66	<u>121</u>	<u>116</u>	<u>100</u>	<u>101</u>
67	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>102</u>	<u>101</u>
68	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>104</u>	<u>101</u>
69	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>105</u>	<u>101</u>
70	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>106</u>	
71	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>107</u>	
72	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>108</u>	
73	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>110</u>	
74	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>112</u>	
75	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>114</u>	
76	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
77	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
78	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
79	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
80	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
81	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
82	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
83	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
84	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
85	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
86	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
87	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
88	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
89	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
90	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
91	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
92	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
93	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	
94	<u>121</u>	<u>137</u>	<u>133</u>	

95	<u>105</u>	137	<u>129</u>	
96	<u>105</u>	137	<u>129</u>	
97	<u>105</u>	137	<u>129</u>	
98	<u>105</u>	137		
99	<u>105</u>	137		
100	<u>105</u>	137		
101	<u>105</u>	137		
102	<u>105</u>	137		
103	<u>105</u>	137		
104	<u>105</u>	137		
105	<u>105</u>	137		
106	<u>105</u>	137		
107	<u>105</u>	137		
108	<u>105</u>	137		
109	<u>105</u>	137		
110	<u>105</u>	137		
111	<u>105</u>	137		
112	<u>105</u>	137		
113	<u>105</u>	137		
114	<u>105</u>	137		
115	<u>105</u>	137		
116	<u>105</u>	137		
117	<u>105</u>	137		
118	<u>105</u>	137		
119	<u>105</u>	137		
120	<u>105</u>	137		
121	<u>105</u>	137		
122	<u>105</u>	137		
123	<u>105</u>	137		
124	<u>105</u>	137		
125	<u>105</u>	137		
126	<u>105</u>	137		
127	<u>105</u>	137		
128	<u>105</u>	137		
129	<u>105</u>	137		
130	<u>105</u>			
131	<u>105</u>			
132	<u>105</u>			
133	<u>105</u>			

95	<u>121</u>	137	<u>133</u>	
96	<u>121</u>	137	<u>133</u>	
97	<u>121</u>	137	<u>133</u>	
98	<u>121</u>	137	<u>133</u>	
99	<u>121</u>	137	<u>133</u>	
100	<u>121</u>	137	<u>133</u>	
101	<u>121</u>	137	<u>133</u>	
102	<u>121</u>	137		
103	<u>121</u>	137		
104	<u>121</u>	137		
105	<u>121</u>	137		
106	<u>121</u>	137		
107	<u>121</u>	137		
108	<u>121</u>	137		
109	<u>121</u>	137		
110	<u>121</u>	137		
111	<u>121</u>	137		
112	<u>121</u>	137		
113	<u>121</u>	137		
114	<u>121</u>	137		
115	<u>121</u>	137		
116	<u>121</u>	137		
117	<u>121</u>	137		
118	<u>121</u>	137		
119	<u>121</u>	137		
120	<u>121</u>	137		
121	<u>121</u>	137		
122	<u>121</u>	137		
123	<u>121</u>	137		
124	<u>121</u>	137		
125	<u>121</u>	137		
126	<u>121</u>	137		
127	<u>121</u>	137		
128	<u>121</u>	137		
129	<u>121</u>	137		
130	<u>121</u>	<u>137</u>		
131	<u>121</u>	<u>137</u>		
132	<u>121</u>	<u>137</u>		
133	<u>121</u>	<u>137</u>		

134	<u>105</u>			
135	<u>105</u>			
136	<u>105</u>			
137	<u>105</u>			

別表第六 (略)

134	<u>121</u>			
135	<u>121</u>			
136	<u>121</u>			
137	<u>121</u>			

別表第六 (略)

新	旧
<p>技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額に<u>百分の百一・三九</u>を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員（埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める技能職員を除く。）には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>7 附則第四項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第四項の規定にかかわらず、給与規程附則第三項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に<u>百分の百一・五七一</u>を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と給与規程附則第三項に定める給料月額との差額を給料として支給する。</p> <p>8～12 （略）</p>	<p>技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）</p> <p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額に<u>百分の百一・五七一</u>を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員（埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める技能職員を除く。）には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>7 附則第四項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第四項の規定にかかわらず、給与規程附則第三項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に<u>百分の百一・五七一</u>を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と給与規程附則第三項に定める給料月額との差額を給料として支給する。</p> <p>8～12 （略）</p>

新	旧
<p>技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（令和五年埼玉 県教育委員会訓令第二号）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項及び附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた技能職員の給料月額は、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の規程第四条第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（令和五年埼玉 県教育委員会訓令第二号）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項及び附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた技能職員の給料月額は、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の規程第四条第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4～7 （略）</p>

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令
 （技能職員の給与等に関する規程の一部改正）
 第一条 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。
 第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。
 別表第一を次のように改める。

80	244,700	263,900	295,900	320,800		37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000		38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
82	245,200	264,400	296,700	321,300		39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
83	245,400	264,700	297,200	321,600		40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
84	245,700	264,900	297,700	321,800		41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
85	245,900	265,100	298,000	322,000		42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
86	246,100	265,300	298,500	322,300		43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
87	246,400	265,600	299,000	322,600		44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
88	246,700	265,900	299,300	322,900		45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
89	246,900	266,100	299,700	323,100		46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
90	247,200	266,300	300,200	323,400		47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
91	247,500	266,600	300,700	323,700		48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
92	247,700	266,800	301,200	323,900		49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
93	247,900	267,100	301,500	324,100		50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
94	248,200	267,400	301,900	324,400		51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
95	248,500	267,700	302,400	324,700		52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
96	248,700	267,900	302,900	324,900		53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100		54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
98	249,200	268,400	303,700			55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
99	249,500	268,600	304,000			56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
100	249,700	268,900	304,300			57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
101	249,900	269,100	304,600			58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
102	250,200	269,300	305,000			59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
103	250,500	269,600	305,300			60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
104	250,700	269,900	305,700			61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
105	250,900	270,100	306,000			62	240,200	259,100	287,600	313,800	
106		270,300	306,400			63	240,500	259,500	288,200	314,400	
107		270,600	306,800			64	240,700	259,800	288,800	315,000	
108		270,800	307,100			65	240,900	260,100	289,300	315,600	
109		271,100	307,300			66	241,200	260,400	289,800	316,000	
110		271,400	307,600			67	241,500	260,700	290,300	316,500	
111		271,700	307,900			68	241,700	260,900	290,800	317,000	
112		271,900	308,100			69	241,900	261,100	291,300	317,300	
113		272,100	308,300			70	242,200	261,400	291,800	317,800	
114		272,400	308,600			71	242,500	261,700	292,200	318,300	
115		272,600	308,900			72	242,700	261,900	292,600	318,700	
116		272,800	309,100			73	242,900	262,100	293,000	318,900	
117		273,100	309,300			74	243,200	262,400	293,400	319,200	
118		273,400	309,600			75	243,500	262,700	293,800	319,400	
119		273,700	309,900			76	243,700	262,900	294,200	319,700	
120		273,900	310,100			77	243,900	263,100	294,600	320,000	
						78	244,200	263,400	295,000	320,300	
						79	244,500	263,700	295,400	320,600	

定年前
再任用
短時間
勤務職
員以外
の職員

別表第3（第4条関係）

初任給基準表

職員の種類及び職	学歴免許	初任給
技能職員（一種）及び技能主事	高校卒	1級9号給
技能職員（二種）及び業務主事		1級1号給

- 備考 1 学歴免許欄の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 職員の種類及び職欄の区分が技能職員（二種）及び業務主事の者に対する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第13条第1項及び第14条第1項第3号の規定の適用については、「高校卒」の区分が学歴免許欄に掲げられているものとみなす。
- 3 技師又は技能主事のうち、自動車運転の業務に従事する者の経験年数は、自動車運転免許取得後のものとする。
- 4 職員の種類及び職は、技能職員に関する規則及び埼玉県立高等学校管理規則第8条第3項の表に定めるところによる。

別表第四を次のように改める。

別表第三を次のように改める。

	121		274,100	310,300		
	122		274,300	310,600		
	123		274,600	310,900		
	124		274,900	311,100		
	125		275,100	311,300		
	126		275,300	311,600		
	127		275,600	311,900		
	128		275,900	312,100		
	129		276,100	312,300		
	130		276,300			
	131		276,600			
	132		276,900			
	133		277,100			
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.39を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10
36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4

93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	
112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	

61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27
74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30

別表第5（第4条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
1	21	13	29	22
2	22	14	30	24
3	23	15	31	26
4	24	16	32	28
5	25	17	33	29
6	26	18	34	30
7	27	19	35	31
8	28	20	36	32
9	29	21	37	34
10	30	22	38	36
11	31	23	39	38
12	32	24	40	40
13	33	26	41	42
14	34	28	42	44
15	35	30	43	46
16	36	32	44	48
17	37	33	45	50
18	38	34	46	52
19	39	35	47	54
20	40	36	48	56
21	41	37	49	58
22	42	38	50	60
23	43	39	51	62
24	44	40	52	64
25	45	41	53	68
26	46	42	54	72
27	47	43	55	76
28	48	44	56	82

別表第五を次のように改める。

125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

61	105	112	94	97
62	105	116	96	
63	105	137	98	
64	105	137	100	
65	105	137	101	
66	105	137	102	
67	105	137	103	
68	105	137	104	
69	105	137	106	
70	105	137	108	
71	105	137	110	
72	105	137	129	
73	105	137	129	
74	105	137	129	
75	105	137	129	
76	105	137	129	
77	105	137	129	
78	105	137	129	
79	105	137	129	
80	105	137	129	
81	105	137	129	
82	105	137	129	
83	105	137	129	
84	105	137	129	
85	105	137	129	
86	105	137	129	
87	105	137	129	
88	105	137	129	
89	105	137	129	
90	105	137	129	
91	105	137	129	
92	105	137	129	

29	49	46	57	88
30	50	48	58	94
31	51	50	59	97
32	52	52	60	97
33	53	53	61	97
34	54	54	62	97
35	55	55	63	97
36	56	56	64	97
37	57	57	65	97
38	58	58	66	97
39	59	59	67	97
40	60	60	68	97
41	61	61	69	97
42	62	62	70	97
43	63	63	71	97
44	64	64	72	97
45	67	66	73	97
46	70	68	74	97
47	73	70	75	97
48	76	72	76	97
49	79	75	77	97
50	82	78	78	97
51	85	81	79	97
52	90	84	80	97
53	95	87	81	97
54	100	90	82	97
55	105	93	83	97
56	105	96	84	97
57	105	99	86	97
58	105	102	88	97
59	105	105	90	97
60	105	108	92	97

(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

125	105	137		
126	105	137		
127	105	137		
128	105	137		
129	105	137		
130	105			
131	105			
132	105			
133	105			
134	105			
135	105			
136	105			
137	105			

93	105	137	129	
94	105	137	129	
95	105	137	129	
96	105	137	129	
97	105	137	129	
98	105	137		
99	105	137		
100	105	137		
101	105	137		
102	105	137		
103	105	137		
104	105	137		
105	105	137		
106	105	137		
107	105	137		
108	105	137		
109	105	137		
110	105	137		
111	105	137		
112	105	137		
113	105	137		
114	105	137		
115	105	137		
116	105	137		
117	105	137		
118	105	137		
119	105	137		
120	105	137		
121	105	137		
122	105	137		
123	105	137		
124	105	137		

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項及び附則第七項中「百分の百一・五七二」を「百分の百一・三九」に改める。

第三条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（令和五年埼玉県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改める。

附則第三項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において技能職員の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第一の給料表の適用を受けていた技能職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に依りて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした技能職員及び埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした技能職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（別表第一の給料表の適用を受ける技能職員の初任給に関する経過措置）

4 切替日以後新たに技能職員となり、給与規程別表第一の給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が給与規程別表第三の初任給基準表の学歴免許欄の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（選考の結果に基づいて新たに技能職員となった者の号給の調整）

5 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに技能職員となった部内の他の技能職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに技能職員となった者で給与規程第四条の規定により職務の級を決定されたものその他教育委員会の定めるこれに準

ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに技能職員となつたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(補則)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則別表 号給の切替表 (附則第2項関係)

旧号給	新 号 給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38

98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	